

令和5年6月29日招集

令和5年第2回

とかち広域消防事務組合議会（臨時会）

とかち広域消防事務組合議会事務局

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 議案第5号 令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算<br>(第1号) ----- | 1  |
| 議案第6号 とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正について -----        | 5  |
| 議案第7号 財産取得について -----                          | 7  |
| 議案第8号 財産取得について -----                          | 9  |
| 議案第9号 財産取得について -----                          | 11 |
| 議案第10号 財産取得について -----                         | 13 |
| 議案第11号 とかち広域消防事務組合監査委員の選任について -----           | 14 |
| 議案第12号 とかち広域消防事務組合公平委員会委員の選任について -----        | 15 |
| 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について-----                  | 16 |

議案第5号

令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第1号）

令和5年度とかち広域消防事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,778,873千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月29日提出

とかち広域消防事務組合  
組合長　米　沢　則　寿

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

| 款       | 項      | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---------|--------|-----------|-------|-----------|
| 23. 寄附金 |        | 0         | 100   | 100       |
|         | 5. 寄附金 | 0         | 100   | 100       |
| 歳 入 合 計 |        | 6,778,773 | 100   | 6,778,873 |

歳 出

(単位:千円)

| 款       | 項      | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---------|--------|-----------|-------|-----------|
| 15. 消防費 |        | 641,309   | 100   | 641,409   |
|         | 5. 消防費 | 641,309   | 100   | 641,409   |
| 歳 出 合 計 |        | 6,778,773 | 100   | 6,778,873 |

(説 明)

1. 本別消防署費100千円を追加する。
2. 寄附金100千円を追加する。

## 令和5年度 とかち広域消防事務組合一般会計補正予算事項別明細書（第1号）

(歳入)

(単位：千円)

| 款<br>項<br>目 | 補正前の額     | 補正額 | 計         | 節      |        | 説<br>明  |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
|-------------|-----------|-----|-----------|--------|--------|---|------|-------|-----|----|-----|---|-----|-----|----|---|-----|-----|
|             |           |     |           | 区<br>分 | 金<br>額 |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
| 23 寄附金      | 0         | 100 | 100       |        |        |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
| 5 寄附金       | 0         | 100 | 100       |        |        |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
| 5 消防費寄附金    | 0         | 100 | 100       | 5 消防費  | 100    | <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本別町</td><td>0</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>0</td><td>100</td><td>100</td></tr> </tbody> </table> | 市町村名 | 補正前の額 | 補正額 | 合計 | 本別町 | 0 | 100 | 100 | 合計 | 0 | 100 | 100 |
| 市町村名        | 補正前の額     | 補正額 | 合計        |        |        |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
| 本別町         | 0         | 100 | 100       |        |        |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
| 合計          | 0         | 100 | 100       |        |        |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |
| 歳入合計        | 6,778,773 | 100 | 6,778,873 |        |        |   |      |       |     |    |     |   |     |     |    |   |     |     |

(歳出)

(単位:千円)

| 款<br>項<br>目 | 補正前の額     | 補正額 | 計         | 補正額の財源内訳 |       |      | 節    |     | 説明       |  |
|-------------|-----------|-----|-----------|----------|-------|------|------|-----|----------|--|
|             |           |     |           | 特 定 財 源  |       | 一般財源 | 区 分  | 金 額 |          |  |
|             |           |     |           | 國道支出金    | 地 方 債 |      |      |     |          |  |
| 15 消 防 費    | 641,309   | 100 | 641,409   |          |       | 100  |      |     |          |  |
| 5 消 防 費     | 641,309   | 100 | 641,409   |          |       | 100  |      |     |          |  |
| 30 本別消防費    | 17,021    | 100 | 17,121    |          |       | 100  | 5需用費 | 100 | 消耗品費 100 |  |
| 歳出合計        | 6,778,773 | 100 | 6,778,873 |          |       | 100  |      |     |          |  |

議案第 6 号

とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正について

とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 29 日提出

とかち広域消防事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

とかち広域消防事務組合火災予防条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。」にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。」を「を除く。」をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、「充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第20条第1項第2号に次のただし書きを加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第20条第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第25条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第35条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第35条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2 削除

##### 附 則

###### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

###### （経過措置）

2 第20条第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のとから広域消防事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第35条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第35条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第35条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### （説 明）

急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うほか、喫煙等に関する規定の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第7号

財産取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得する。

令和5年6月29日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 米沢 則寿

1 物件の表示

| 物件名                 | 仕 様   | 台数 |
|---------------------|---|----|
| 高規格救急自動車<br>(帯広消防署) | 型 式 高規格救急自動車適合シャシー<br>全 幅 1,800ミリメートル以上<br>全 高 2,900ミリメートル以下<br>乗 車 定 員 7名以上<br>高度救命処置用資機材 気道確保用資機材、自動体外式除<br>細動器、輸液用資機材、血中酸素<br>飽和度等測定器、心電計及び心電<br>図伝送装置 | 1台 |

2 取得金額 金39,490,000円

3 取得の方法 指名競争入札

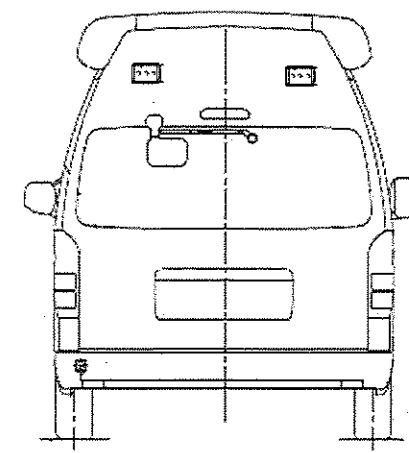
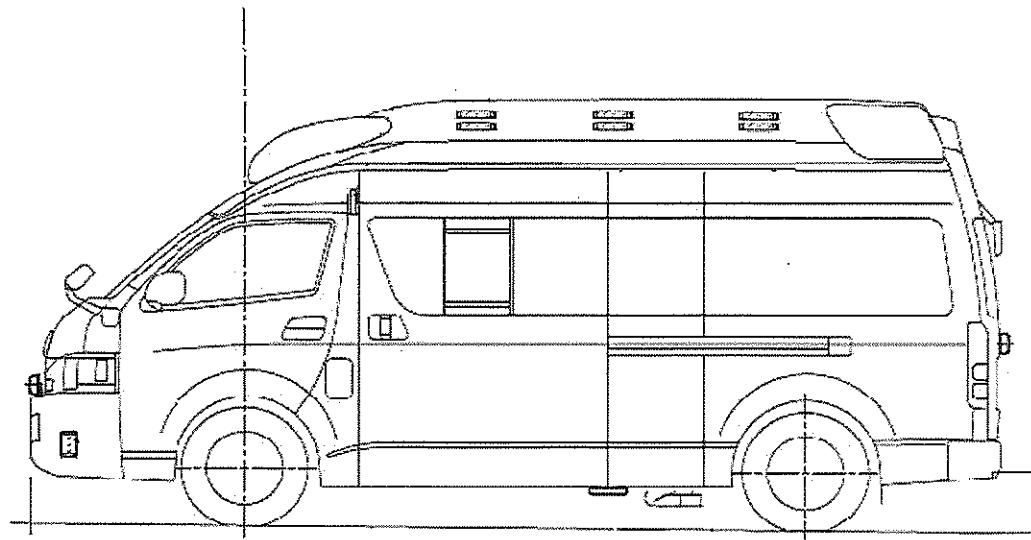
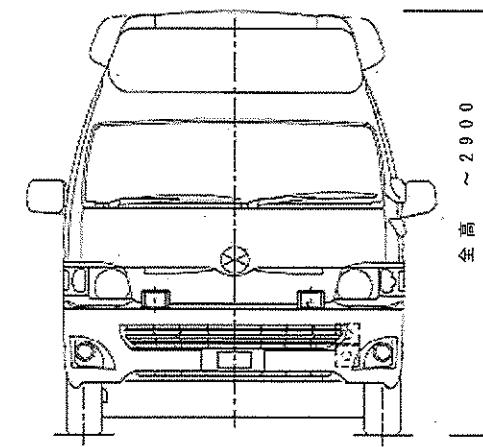
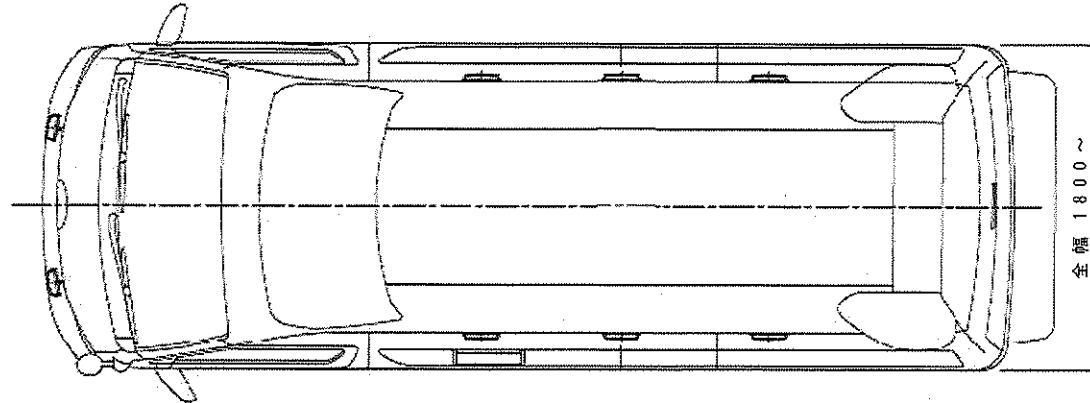
4 取得の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号

株式会社北海道モリタ

代表取締役 岩村 純一

(説明)

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第8条において準用する帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定により、議決を経ようとするものである。



帯広消防署  
高規格救急自動車 構想図

議案第8号

財産取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得する。

令和5年6月29日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 米沢 則寿

1 物件の表示

| 物件名                 | 仕 様   | 台数  |
|---------------------|---|-----|
| 高規格救急自動車<br>(土幌消防署) | 型 式 高規格救急自動車適合シャシー  | 1 台 |
|                     | 全 幅 1,800ミリメートル以上   |     |
|                     | 全 高 2,900ミリメートル以下   |     |
|                     | 乗車定員 7名以上   |     |
|                     | 高度救命処置用資機材 気道確保用資機材、輸液用資機材、<br>血中酸素飽和度等測定器、心電計<br>及び心電図伝送装置 |     |

2 取得金額 金39,930,000円

3 取得の方法 指名競争入札

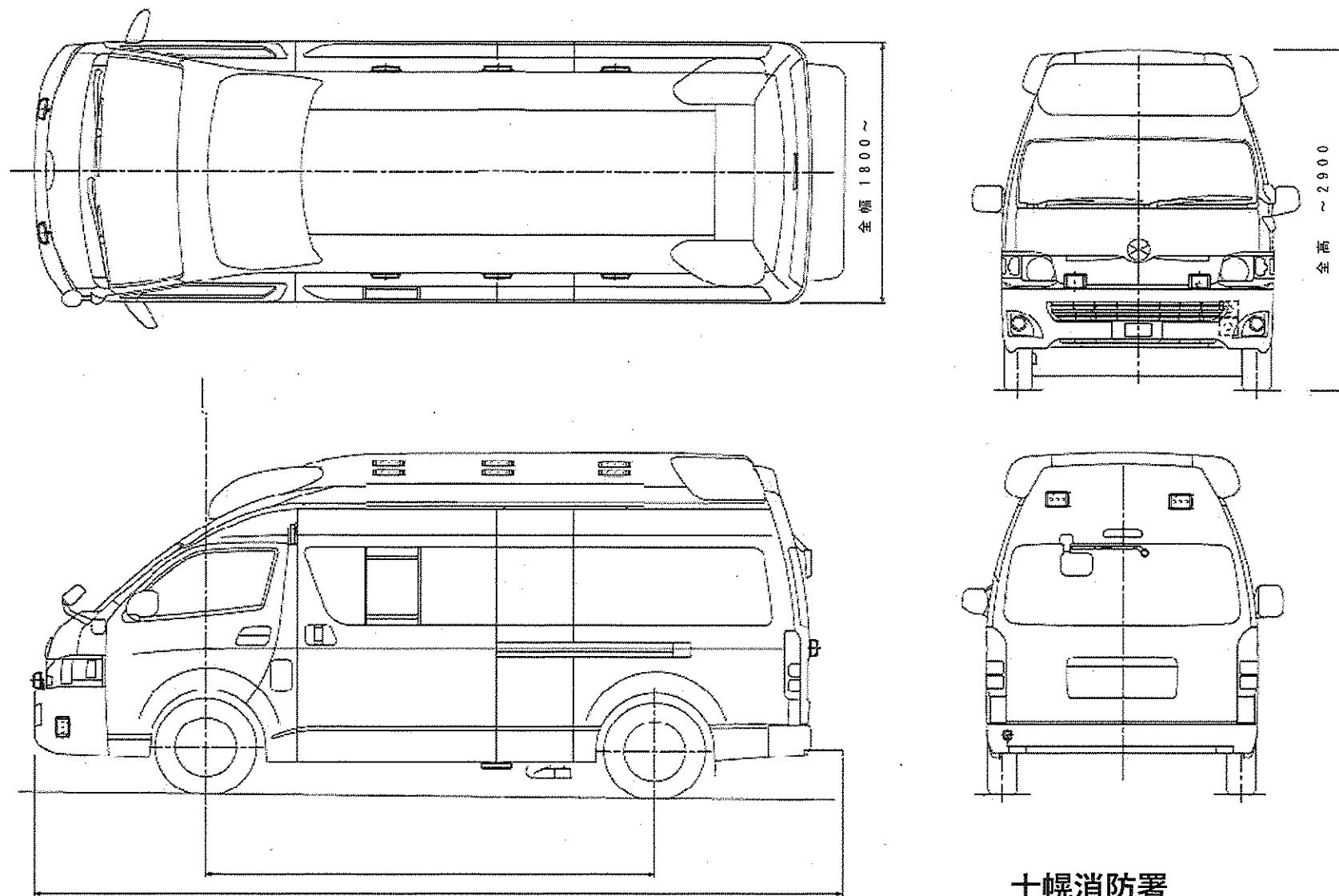
4 取得の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号

株式会社北海道モリタ

代表取締役 岩村 純一

(説明)

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第8条において準用する  
帶広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又  
は廃止に関する条例第3条の規定により、議決を経ようとするものである。



土幌消防署  
高規格救急自動車 構想図

議案第9号

財産取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得する。

令和5年6月29日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 米沢 則寿

1 物件の表示

| 物件名                 | 仕 様  | 台数  |
|---------------------|--|-----|
| 高規格救急自動車<br>(広尾消防署) | 型 式 高規格救急自動車適合シャシー   | 1 台 |
|                     | 全 幅 1,800ミリメートル以上  |     |
|                     | 全 高 2,900ミリメートル以下  |     |
|                     | 乗 車 定 員 7名以上   |     |
|                     | 高度救命処置用資機材 気道確保用資機材、自動体外式除<br>細動器、輸液用資機材、血中酸素<br>飽和度等測定器、心電計及び心電<br>図伝送装置、自動心臓マッサージ<br>器 |     |

2 取得金額 金45,100,000円

3 取得の方法 指名競争入札

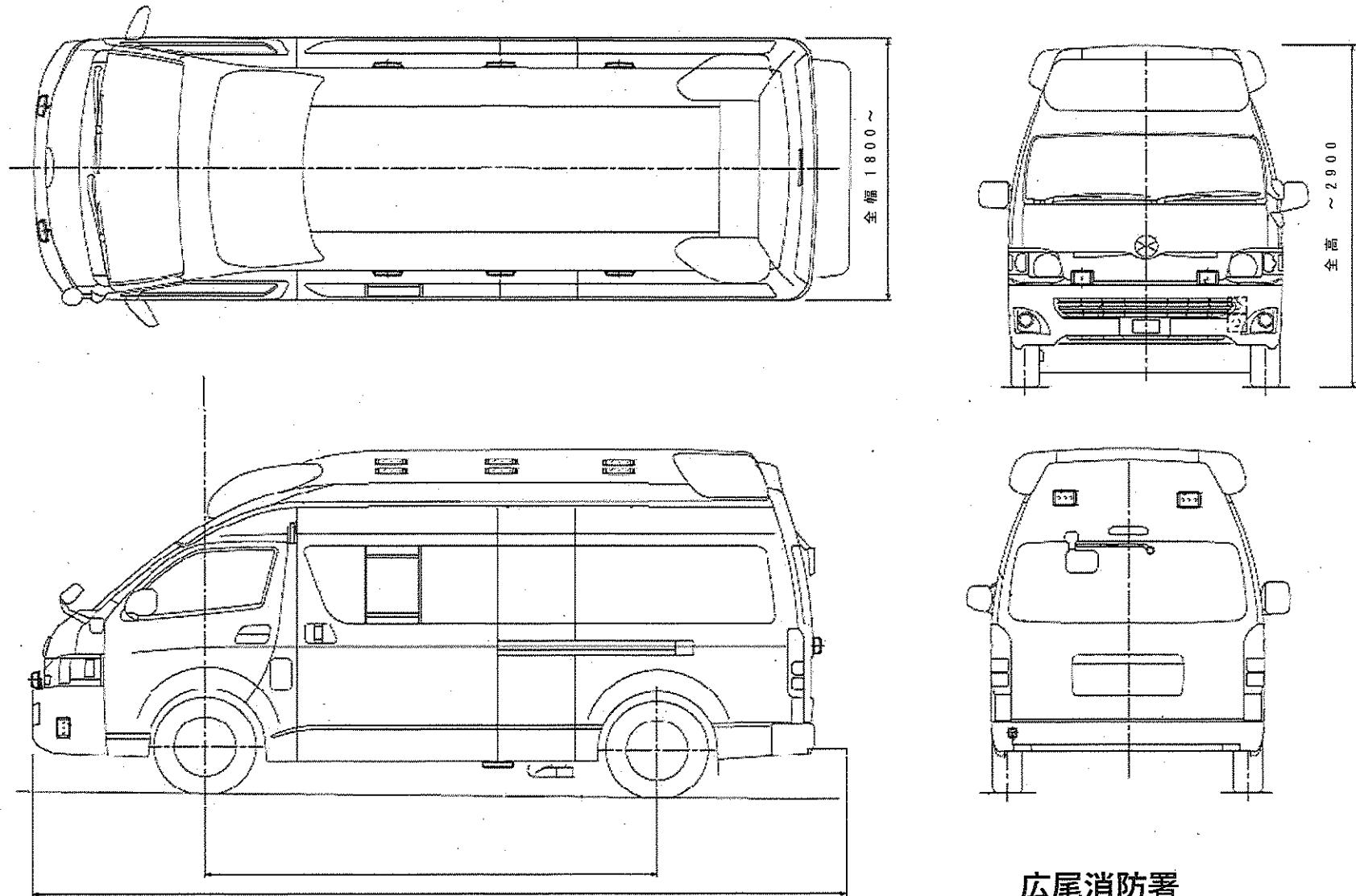
4 取得の相手方 札幌市手稲区曙1条2丁目2番37号

株式会社二二商会

代表取締役 斎藤 太雅哉

(説明)

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第8条において準用する  
帶広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又  
は廃止に関する条例第3条の規定により、議決を経ようとするものである。



広尾消防署  
高規格救急自動車 構想図

議案第 10 号

財産取得について

次のとおり高規格救急自動車用資機材を取得する。

令和 5 年 6 月 29 日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 米 沢 則 寿

1 物件の表示

| 物件名                     | 機 器 名  | 数量  |
|-------------------------|--|---|
| 高規格救急自動車用資機材<br>(芽室消防署) | 1 高度救命処置用資機材<br>(1) 気道確保用資機材<br>(2) 自動体外式除細動器<br>(3) 輸液用資機材<br>(4) 血中酸素飽和度等測定器<br>(5) 心電計及び心電図伝送装置<br>(6) 自動心臓マッサージ器<br>2 その他付帯設備<br>(1) その他付帯設備 | 1 式<br>1 台<br>1 式<br>1 台<br>1 式<br>1 台<br>1 式 |

2 取得金額 金36,190,000円

3 取得の方法 指名競争入札

4 取得の相手方 札幌市手稻区曙 1 条 2 丁目 2 番 37 号

株式会社二二商会

代表取締役 斎藤 太雅哉

(説明)

財産取得について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第 8 条において準用する  
帶広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又  
は廃止に関する条例第 3 条の規定により、議決を経ようとするものである。

議案第 11 号

とかち広域消防事務組合監査委員の選任について  
とかち広域消防事務組合監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

令和 5 年 6 月 29 日提出

とかち広域消防事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

河西郡芽室町上美生 4 線 22 番地 2

梶 澤 幸 治

(説 明)

議員のうちから選任する監査委員の選任について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により同意を得ようとするものである。

議案第 12 号

とかち広域消防事務組合公平委員会委員の選任について  
とかち広域消防事務組合公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

令和 5 年 6 月 29 日提出

とかち広域消防事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

帯広市富士町西 3 線43番地 3

飯 田 芳 一

(説 明)

公平委員会委員の選任について、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を得  
ようとするものである。

報告第 1 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 4 年度とかち広域消防事務組合一般会計の感染防止衣整備費外 3 件について、繰越明許費の繰り越しを行ったので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告する。

令和 5 年 6 月 29 日提出

とかち広域消防事務組合

組合長 米 沢 則 寿

(説 明)

繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年度 とかち広域消防事務組合繰越明許費繰越計算書

| 款<br>項   |         | 事業名                    | 金額         | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |         |            |     |            |
|----------|---------|------------------------|------------|-------------|-------------|---------|------------|-----|------------|
|          |         |                        |            |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |            |     | 一般財源       |
|          |         |                        |            |             |             | 国道支出金   | 地方債        | その他 |            |
| 15.消防費   | 5.消防費   | 感染防止衣整備費(帯広)           | 4,188,800  | 4,188,800   |             |         |            |     | 4,188,800  |
|          |         | 小型動力ポンプ付水槽車II型整備事業(広尾) | 279,610    | 279,610     |             |         |            |     | 279,610    |
| 20.消防施設費 | 5.消防施設費 | 高規格救急自動車整備事業(帯広)       | 39,737,000 | 39,496,000  |             |         | 37,900,000 |     | 1,596,000  |
|          |         | 水槽付消防ポンプ自動車II型整備事業(帯広) | 59,700,000 | 59,586,000  |             |         | 56,800,000 |     | 2,786,000  |
|          |         | 小型動力ポンプ付水槽車II型整備事業(広尾) | 63,374,000 | 63,140,000  |             |         |            |     | 63,140,000 |
| 一般会計合計   |         |                        |            | 166,690,410 |             |         | 94,700,000 |     | 71,990,410 |

## 令和5年第2回とかち広域消防事務組合議会（臨時会）に係る議案書の一部訂正について 一正誤表一

・訂正箇所 議案第6号 とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正について（議案書6ページ）

### 【誤】

第25条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第35条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第20条第1項の改正規定の施行の際に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のとかち広域消防事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第35条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際に設置され、又は設置の工事がされている新条例第35条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第35条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うほか、喫煙等に関する規定の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

### 【正】

第25条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第35条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第35条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第20条第1項の改正規定の施行の際に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のとかち広域消防事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第35条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際に設置され、又は設置の工事がされている新条例第35条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第35条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うほか、喫煙等に関する規定の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

## とかち広域消防事務組合について

とかち広域消防事務組合

## 目 次

|    |                       |     |
|----|-----------------------|-----|
| 1  | 十勝の情勢                 | 1P  |
| 2  | とかち広域消防事務組合の沿革        | 2P  |
| 3  | とかち広域消防事務組合組織図        | 3P  |
| 4  | 消防庁舎一覧                | 4P  |
| 5  | とかち広域消防事務組合の議会        | 5P  |
| 6  | とかち広域消防事務組合の経費        | 5P  |
| 7  | とかち広域消防事務組合の予算・決算状況   | 6P  |
| 8  | とかち広域消防事務組合のこれまでの取り組み | 6P  |
| 9  | 令和5年度の主な事業概要          | 7P  |
| 10 | 消防職員配置状況              | 8P  |
| 11 | 消防車両保有状況              | 9P  |
| 12 | 消防水利状況                | 10P |
| 13 | 火災件数の推移               | 11P |
| 14 | 火災等出動件数の推移            | 12P |
| 15 | 救助出動件数の推移             | 13P |
| 16 | 救急出動件数の推移             | 14P |

## 十勝の情勢

十勝地方は、北海道の南東部に位置し、帯広市を中心とした地域は大陸性気候であることが特徴で、東西は約100km、南北は約200kmに及び、秋田県や岐阜県に匹敵する広大な面積を有しています。

周囲を北は大雪山系、西は日高山脈、東は白糠丘陵と三方を山に囲まれ、南は太平洋に面し、十勝平野の中央部には十勝岳を水源とする十勝川が流れ、日本有数の畑作地帯が広がる豊かな土壤と自然環境に恵まれています。

十勝管内は、1市16町2村の19市町村で構成され、人口は約34万人、管内面積は約10,832km<sup>2</sup>あります。

十勝管内の面積・人口・世帯数

| 市町村名  | 人口(人)     | 世帯数       | 管轄面積(km <sup>2</sup> ) |
|-------|-----------|-----------|------------------------|
| 十勝管内計 | 331,894   | 170,829   | 10,831.62              |
| 帯広市   | 165,047   | 89,566    | 619.34                 |
| 音更町   | 43,483    | 20,538    | 466.02                 |
| 士幌町   | 5,946     | 2,739     | 259.19                 |
| 上士幌町  | 4,935     | 2,587     | 694.23                 |
| 鹿追町   | 5,228     | 2,501     | 402.88                 |
| 新得町   | 5,668     | 3,185     | 1,063.83               |
| 清水町   | 9,157     | 4,680     | 402.25                 |
| 芽室町   | 18,181    | 7,983     | 513.76                 |
| 中札内村  | 3,913     | 1,917     | 292.58                 |
| 更別村   | 3,177     | 1,359     | 176.90                 |
| 大樹町   | 5,423     | 2,738     | 815.68                 |
| 広尾町   | 6,359     | 3,239     | 596.54                 |
| 幕別町   | 26,273    | 12,581    | 477.64                 |
| 池田町   | 6,288     | 3,294     | 371.79                 |
| 豊頃町   | 3,031     | 1,465     | 536.71                 |
| 本別町   | 6,545     | 3,530     | 391.91                 |
| 足寄町   | 6,545     | 3,414     | 1,408.04               |
| 陸別町   | 2,279     | 1,299     | 608.90                 |
| 浦幌町   | 4,416     | 2,214     | 729.85                 |
| 北海道   | 5,183,687 | 2,796,536 | 83,424.44              |

注 1

人口及び世帯数は令和4年1月1日現在住民基本台帳に基づく人口・世帯数、面積は国土地理院令和4年全国都道府県市区町村別面積調（令和4年1月1日時点）による。

注 2

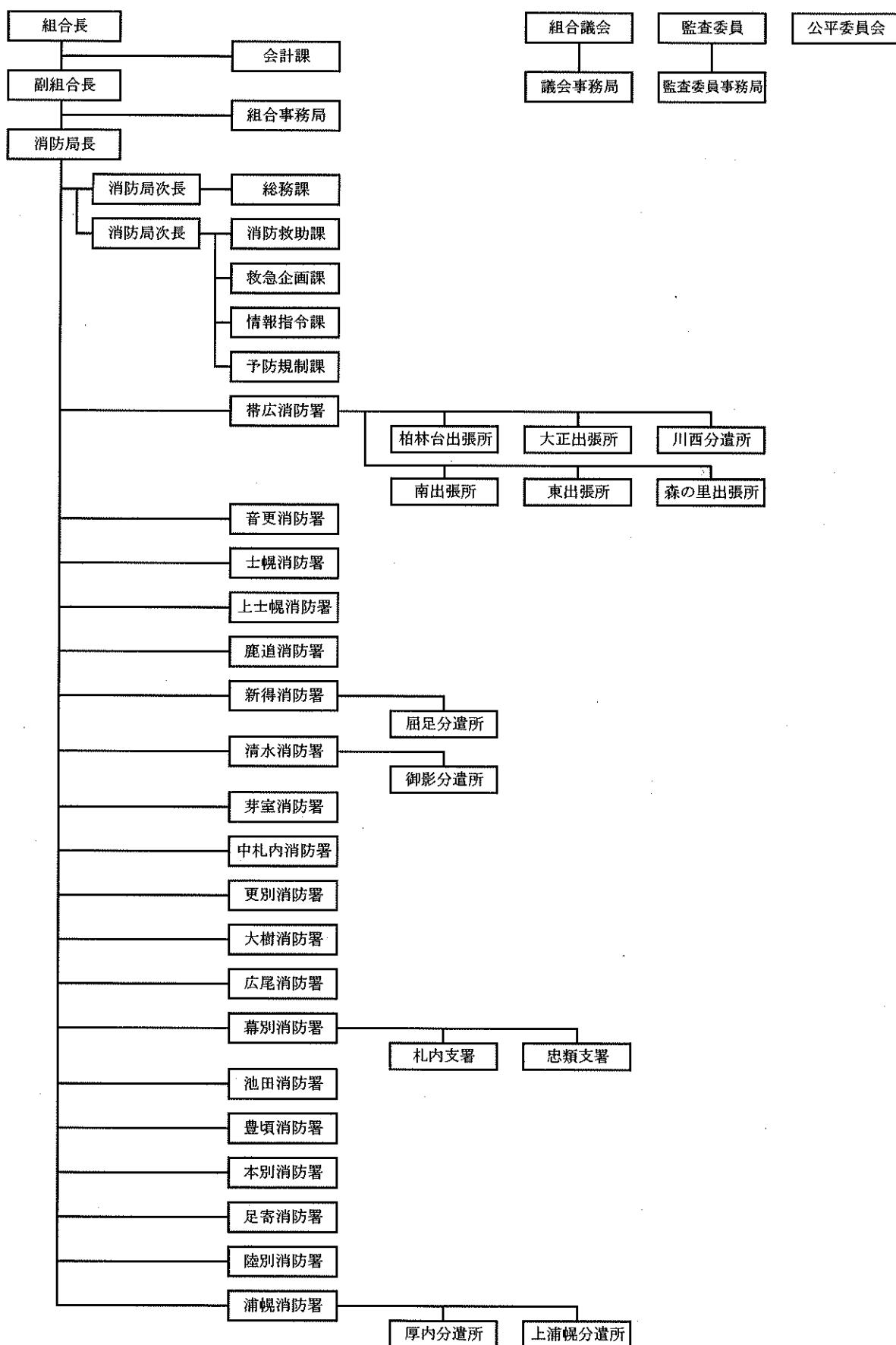
十勝管内計と市町村の合計面積が合わないのは、然別湖が水面境界未定により隣接町の面積に含まれていないため。



## とかち広域消防事務組合の沿革

| 年 月      | 項 目                                       |
|----------|---|
| 平成16年 8月 | 十勝圏広域連携検討会を設置し、消防広域化の研究を開始                |
| 平成18年 4月 | 十勝圏消防広域連携推進協議会を設置                         |
| 平成20年 8月 | 十勝圏広域連携推進検討会議を設置                          |
| 平成21年 4月 | 十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置                      |
| 平成25年12月 | 北海道が第2次北海道消防広域化推進計画を策定し、十勝圏を消防広域化重点地域に指定  |
| 平成26年 3月 | 十勝圏広域消防運営計画を策定                            |
| 平成27年 2月 | とかち広域消防事務組合設立法定協議書合同調印式                   |
| 5月       | 北海道知事の許可を受け、とかち広域消防事務組合を設立                |
|          | とかち広域消防事務組合に広域消防準備室を設置                    |
| 平成28年 4月 | とかち広域消防局を発足し、消防本部業務を開始（消防広域化）             |
| 8月       | 消防指令センター及び消防救急デジタル無線の運用を開始                |
|          | 十勝地域に甚大な被害をもたらした台風10号により、十勝19市町村に災害救助法が適用 |
| 平成30年 5月 | 全国消防長会警防防災委員会を帯広市で開催                      |
| 平成31年 3月 | J A北海道厚生連帯広厚生病院と救急ワークステーション運営に関する協定締結     |
| 平成31年 4月 | 救急ワークステーションの運用を開始                         |
| 令和 2年 7月 | 帯広消防署西出張所と緑ヶ丘出張所を統合し、柏林台出張所を開設            |
| 令和 3年 3月 | 中札内消防署庁舎を増改築                              |
| 令和 3年 4月 | 上士幌消防署庁舎を新築移転                             |
| 令和 4年 3月 | 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器を更新               |

## とかち広域消防事務組合組織図



## 消防庁舎一覧

令和5年4月1日

| 名 称               | 所 在 地                | 面積 (m <sup>2</sup> ) |          | 構 造                                   | 取得年月日       |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------|---------------------------------------|-------------|
|                   |                      | 敷地面積                 | 延べ面積     |                                       |             |
| とかち広域消防局<br>帯広消防署 | 帯広市西6条南6丁目3番地1       | 4,012.24             | 5,583.71 | 鉄筋コンクリート造<br>地上4階地下1階建                | H11. 7. 1   |
| 柏林台出張所            | 帯広市柏林台西町2丁目2番地       | 5,040.00             | 914.88   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | R 2. 6.26   |
| 大正出張所             | 帯広市大正本町西1条1丁目2番地3    | 2,191.91             | 590.10   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S55. 12. 20 |
| 川西分遣所             | 帯広市清川町西2線128番地       | 315.62               | 143.64   | 木造モルタル造<br>平屋建                        | S57. 12. 8  |
| 南出張所              | 帯広市西17条南41丁目5番9      | 2,093.94             | 894.91   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | H20. 3. 21  |
| 東出張所              | 帯広市東7条南11丁目1番地の3     | 1,093.01             | 420.00   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S56. 12. 19 |
|                   |                      |                      | 161.82   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | H24. 12. 14 |
| 森の里出張所            | 帯広市西22条南4丁目1番3       | 1,354.00             | 662.28   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | H 5. 12. 24 |
| 音更消防署             | 河東郡音更町木野西通16丁目1番地    | 12,221.38            | 3,659.62 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）<br>2階建（一部3階建）        | H 7. 10. 9  |
| 士幌消防署             | 河東郡士幌町字士幌西2線161番地    | 2,320.48             | 1,358.31 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S58. 12. 20 |
| 上士幌消防署            | 河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地  | 4,069.11             | 1,524.15 | 鉄筋コンクリート造<br>平屋建                      | R 3. 3. 23  |
| 鹿追消防署             | 河東郡鹿追町西町3丁目10番地      | 10,760.00            | 1,716.59 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建（一部塔屋）                | H 9. 10. 3  |
| 新得消防署             | 上川郡新得町4条南3丁目1番地      | 4,680.13             | 1,552.21 | 鉄骨造<br>2階建                            | H16. 12. 24 |
| 屈足分遣所             | 上川郡新得町屈足柏町3丁目1番地     | 7,535.79             | 355.40   | 鉄筋コンクリート造<br>平屋建                      | S49. 3. 30  |
| 清水消防署             | 上川郡清水町南6条4丁目1番地2     | 9,799.89             | 2,170.68 | 鉄骨造<br>2階建                            | H27. 6. 9   |
| 御影分遣所             | 上川郡清水町御影東1条3丁目20番地   | 2,110.17             | 612.97   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S50. 3. 31  |
| 芽室消防署             | 河西郡芽室町東2条3丁目1番地      | 2,695.87             | 2,213.37 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S56. 8. 1   |
| 中札内消防署            | 河西郡中札内村大通南1丁目12番地    | 1,905.12             | 633.93   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S59. 11. 30 |
|                   |                      |                      | 264.46   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | R 3. 3. 24  |
| 更別消防署             | 河西郡更別村字更別南1線93番地     | 1,884.54             | 677.14   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S55. 11. 27 |
| 大樹消防署             | 広尾郡大樹町字下大樹224番地1     | 16,716.00            | 1,842.97 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建（一部塔屋）                | H12. 3. 31  |
| 広尾消防署             | 広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地     | 13,872.84            | 2,548.96 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建（一部塔屋）                | H 7. 6. 12  |
| 幕別消防署             | 中川郡幕別町錦町90番地         | 2,182.00             | 1,965.20 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S57. 6. 28  |
| 札内支署              | 中川郡幕別町札内中央町319番地の9   | 5,361.08             | 1,453.00 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | H 5. 3. 5   |
| 忠類支署              | 中川郡幕別町忠類本町112番地      | 1,562.14             | 510.92   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S63. 12. 15 |
| 池田消防署             | 中川郡池田町字西2条11丁目1番地の12 | 10,982.00            | 1,997.85 | 鉄筋コンクリート造<br>地上2階（一部塔屋）               | H15. 2. 16  |
| 豊頃消防署             | 中川郡豊頃町茂岩本町116番地      | 3,500.00             | 772.72   | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）<br>2階建               | S48. 12. 25 |
| 本別消防署             | 中川郡本別町北2丁目4番地1       | 7,933.88             | 3,615.50 | 鉄筋コンクリート造<br>地上3階地下1階建                | S48. 8. 31  |
| 足寄消防署             | 足寄郡足寄町北1条4丁目52番地     | 7,280.72             | 2,048.96 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）<br>地上2階地下1階建 | H10. 3. 25  |
| 陸別消防署             | 足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55    | 3,790.00             | 1,137.84 | 鉄筋コンクリート造<br>2階建（一部塔屋）                | H 4. 12. 10 |
| 浦幌消防署             | 十勝郡浦幌町字桜町4番地3        | 2,768.73             | 932.88   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S53. 7. 15  |
| 厚内分遣所             | 十勝郡浦幌町字厚内2条通3丁目1番地   | 2,673.00             | 175.00   | 鉄筋コンクリート造<br>平屋建                      | S55. 10. 30 |
| 上浦幌分遣所            | 十勝郡浦幌町字宝生165番地       | 3,422.00             | 244.53   | 鉄筋コンクリート造<br>2階建                      | S49. 12. 23 |

※役場併設の署所については、占有部分以外の面積も含む。

# とかち広域消防事務組合の議会

## 1 議員定数

### 【とかち広域消防事務組合規約】

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は38人とし、関係市町村の定数は、次のとおりとする。

帯広市10人、音更町3人、土幌町1人、上士幌町1人、鹿追町1人、新得町1人、清水町2人、芽室町2人、中札内村1人、更別村1人、大樹町1人、広尾町2人、幕別町3人、池田町2人、豊頃町1人、本別町2人、足寄町2人、陸別町1人、浦幌町1人

## 2 議長及び副議長

### 【とかち広域消防事務組合規約】

第8条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

### 【平成27年6月22日とかち広域消防事務組合議会議員協議会確認事項】

議長は帯広市（慣例）、副議長は町村議長会会长（構成団体数は全19）とする。

## 3 議会運営

### 【とかち広域消防事務組合運営に関する条例】

第2条 組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

※ 例年 2月予算議会 11月決算議会 5~6月臨時会（財産取得等）

### 【とかち広域消防事務組合議会運営に関する規則】

第3条 議会の会議規則及び傍聴規則については、帯広市議会の次の規則を準用する。

(1) 帯広市議会議規則（平成15年議会規則第1号）

(2) 帯広市議会傍聴規則（昭和44年議会規則第2号）

# とかち広域消防事務組合の経費

### 【とかち広域消防事務組合規約】

第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料その他の収入をもって充てる。

### 【十勝圏広域消防運営計画】

第3章 7 (1) 経費負担方法 経費の負担方法は、次のとおりとします。

|                      |   |
|----------------------|---|
| 組合議会経費               | 市町村均等割20%、議員定数人口配分割80%                                      |
| 本部職員経費               | 市町村均等割20%、人口割80%（10名分 帯広市100%）                              |
| 本部事務経費               | 市町村均等割20%、人口割80%  |
| 消防署員経費               | 管轄市町村の負担とする。  |
| 消防署車両及び<br>救急・警防活動経費 | 管轄市町村の負担とする。ただし、市町村の区域外への広域的出動にかかる経費は、消防局の共通経費から実態に応じて配分する。 |
| 消防署所庁舎維持管理経費         | 管轄市町村の負担とする。  |
| 消防署事務経費              | 管轄市町村の負担とする。  |
| 消防署所及び署所配備車両等経費      | 管轄市町村の負担とする。  |
| 特殊車両等の整備経費           | 別途協議による。  |
| 通信施設の整備・維持管理経費       | 整備事業に合わせて別途協議による。   |

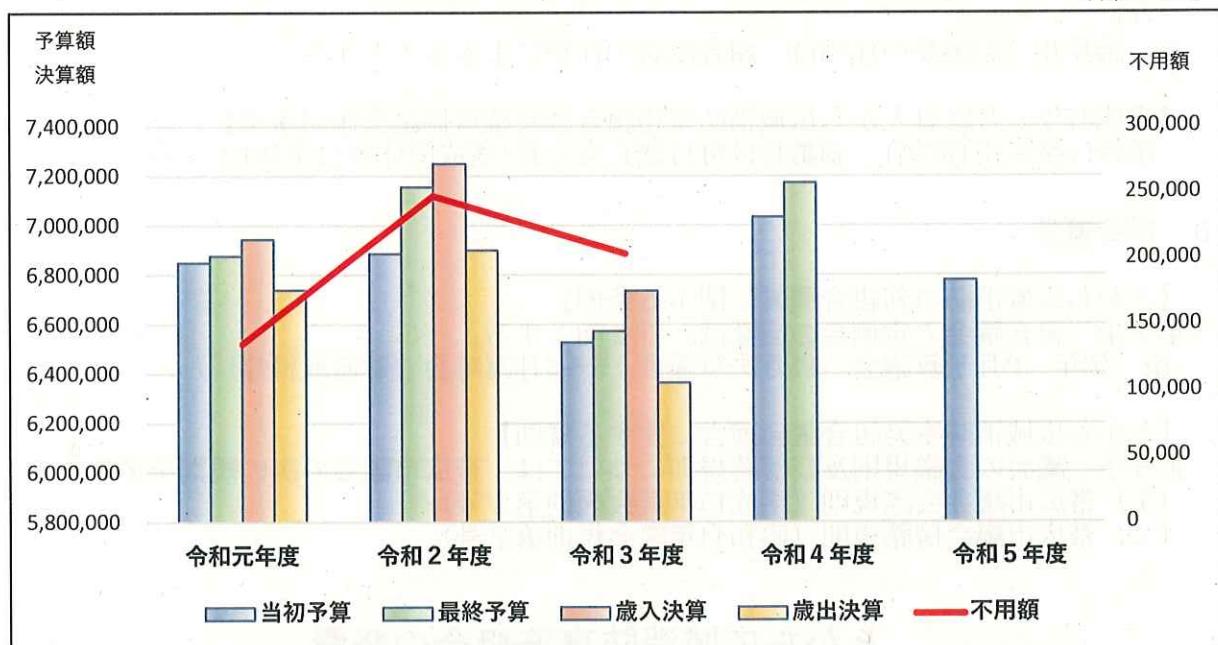
## とかち広域消防事務組合の予算・決算状況

(単位：千円)

| 年 度   | 当初予算      | 最終予算      | 歳入決算      | 歳出決算      | 不用額     |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 令和元年度 | 6,850,208 | 6,877,406 | 6,944,232 | 6,740,153 | 135,319 |
| 令和2年度 | 6,886,353 | 7,155,124 | 7,250,753 | 6,900,327 | 247,332 |
| 令和3年度 | 6,526,405 | 6,572,134 | 6,735,202 | 6,363,931 | 203,705 |
| 令和4年度 | 7,033,594 | 7,172,566 |           |           |         |
| 令和5年度 | 6,778,773 |           |           |           |         |

(令和元年度 翌年度繰越 1,934千円)  
(令和2年度 翌年度繰越 7,465千円)

(単位：千円)



## とかち広域消防事務組合のこれまでの取り組み

とかち広域消防事務組合は、広域化後の十勝圏域における消防行政の円滑な運営を確保するため、消防組織法第34条に基づき「十勝圏広域消防運営計画」を平成26年3月に策定平成28年4月の運用開始以降、同計画に基づき各種の課題解決に向け検討・協議を進めています。

そうした中、広域化後5年を目処に解決を目指すとしていた給与制度、職・階級、勤務形態の統一を図るとともに、十勝における消防力の基準、更には、向こう10年間の更新等の目安を定めた広域化消防施設・設備整備計画を令和3年3月に策定しました。

今後も社会経済情勢の変化や住民ニーズを的確に捉え、消防業務の円滑な推進を図るとともに、持続可能な消防体制を構築していくため、引き続き、市町村間の協議を進めています。

## 令和5年度の主な事業概要

| 事 業 名     | 事 業 の 概 要   |
|-----------|---|
| 消防施設整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防庁舎改修事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁舎吸収式冷温水機修繕（消防局・帯広署）</li> <li>・電話交換器設備の更新（音更署、幕別署）</li> <li>・消防庁舎オーパースライディングドア修繕（池田署）</li> </ul> </li> </ul>  |
| 消防設備等整備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防用機械器具等整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊に係る応援用資機材の整備（消防局）</li> <li>・油圧救助器具の更新（新得署）</li> <li>・救助訓練用資器材の整備（中札内署・広尾署）</li> <li>・救命講習用資器材の整備（中札内署・豊頃署）</li> </ul> </li> <li>○ システム等の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事給与システムの改修（消防局）</li> </ul> </li> </ul>   |
| 消防・救急車両整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防車両整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮広報車（上士幌署・芽室署）</li> </ul> </li> <li>○ 救急車両整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格救急自動車（帯広署・士幌署・芽室署・広尾署）</li> </ul> </li> </ul>  |
| 火災予防の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防火・防災体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物に係る違反公表制度、違反是正の推進</li> <li>・危険物施設等の保安管理の推進</li> <li>・住宅用火災警報器の設置対策の推進</li> <li>・地域防災組織の育成推進</li> </ul> </li> <li>○ 防火・防災意識の普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種火災予防イベントの企画開催</li> <li>・幼年消防クラブ等への防火防災教育を推進</li> </ul> </li> </ul>   |
| 応急手当の普及推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救命講習の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民を対象とした普通救命講習を推進し、バイスタンダーの育成拡大による応急手当実施率の向上を図る</li> </ul> </li> <li>○ 応急手当普及員の養成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員や事業所等の職員を対象に応急手当普及員の養成を推進し、住民の救命講習受講の機会を拡大</li> </ul> </li> </ul>  |
| 消防隊員の養成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・訓練体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道消防学校入校（初任教育、専科教育各科、各課程）</li> <li>・消防大学校入校（専科教育予防科）</li> </ul> </li> <li>○ 救急救命士研修等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士の処置拡大研修及び病院実習を実施</li> </ul> </li> <li>○ 救助体制等の充実強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道消防救助技術訓練指導会参加（陸上の部 5種目）<br/>はしご登はん、ロープブリッジ渡過、ロープ応用登はん、<br/>ロープブリッジ救助、引揚救助</li> </ul> </li> <li>○ 内部教育体制等の充実強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を対象とした一元的な教育</li> </ul> </li> </ul> |

## 消防職員配置状況

令和5年4月1日現在 単位：人

|        | 総<br>数 | 消防<br>正監 | 消防<br>監 | 消防<br>司令<br>長 | 消防<br>司令 | 消防<br>司令<br>補 | 消防<br>士<br>長 | 消防<br>副<br>士<br>長 | 消防<br>士 | 事<br>務<br>員 |
|--------|--------|----------|---------|---------------|----------|---------------|--------------|-------------------|---------|-------------|
| 【総 数】  | 692    | 1        | 3       | 51            | 73       | 177           | 119          | 161               | 106     | 1           |
| 消防局    | 64     | 1        | 2       | 7             | 8        | 18            | 9            | 17                | 1       | 1           |
| 消防局長   | 1      | 1        |         |               |          |               |              |                   |         |             |
| 消防局次長  | 2      |          | 2       |               |          |               |              |                   |         |             |
| 総務課    | 14     |          |         | 1             | 2        | 3             | 3            | 3                 | 1       | 1           |
| 消防救助課  | 10     |          |         | 1             | 1        | 4             | 1            | 3                 |         |             |
| 救急企画課  | 5      |          |         | 1             | 1        | 3             |              |                   |         |             |
| 情報指令課  | 23     |          |         | 3             | 3        | 4             | 5            | 8                 |         |             |
| 予防規制課  | 9      |          |         | 1             | 1        | 4             |              | 3                 |         |             |
| 帯広消防署  | 190    |          | 1       | 9             | 13       | 35            | 32           | 66                | 34      |             |
| 音更消防署  | 52     |          |         | 6             | 3        | 9             | 21           | 5                 | 8       |             |
| 士幌消防署  | 18     |          |         | 1             | 3        | 5             | 1            | 5                 | 3       |             |
| 上士幌消防署 | 17     |          |         | 1             | 2        | 6             | 5            | 2                 | 1       |             |
| 鹿追消防署  | 18     |          |         | 1             | 3        | 8             | 3            | 1                 | 2       |             |
| 新得消防署  | 21     |          |         | 1             | 3        | 7             | 3            | 4                 | 3       |             |
| 清水消防署  | 25     |          |         | 2             | 4        | 7             | 1            | 6                 | 5       |             |
| 芽室消防署  | 34     |          |         | 4             | 2        | 10            | 4            | 7                 | 7       |             |
| 中札内消防署 | 16     |          |         | 1             | 3        | 5             |              | 4                 | 3       |             |
| 更別消防署  | 17     |          |         | 1             | 3        | 3             | 1            | 4                 | 5       |             |
| 大樹消防署  | 19     |          |         | 1             | 4        | 4             | 6            | 2                 | 2       |             |
| 広尾消防署  | 26     |          |         | 1             | 3        | 4             | 4            | 10                | 4       |             |
| 幕別消防署  | 55     |          |         | 5             | 5        | 19            | 9            | 11                | 6       |             |
| 池田消防署  | 20     |          |         | 2             | 2        | 6             | 4            | 3                 | 3       |             |
| 豊頃消防署  | 17     |          |         | 2             | 2        | 7             | 4            | 1                 | 1       |             |
| 本別消防署  | 22     |          |         | 2             | 2        | 7             | 2            | 4                 | 5       |             |
| 足寄消防署  | 23     |          |         | 2             | 3        | 7             | 5            | 2                 | 4       |             |
| 陸別消防署  | 17     |          |         | 1             | 2        | 5             | 3            | 2                 | 4       |             |
| 浦幌消防署  | 21     |          |         | 1             | 3        | 5             | 2            | 5                 | 5       |             |

※短時間勤務者は、0.5人として計上

※署ごとに端数がある場合は、切り上げ

## 消防車両保有状況

令和5年4月1日現在 単位：台

|        | 【総数】 | 消防ポンプ車 | 水槽付消防ポンプ車 | 特殊車         |      |        |     |       | 高規格救急車 | 救急車（II-B） | 指揮車 | その他 |
|--------|------|--------|-----------|-------------|------|--------|-----|-------|--------|-----------|-----|-----|
|        |      |        |           | 小型動力ポンプ付水槽車 | はしご車 | 屈折はしご車 | 化学車 | 救助工作車 |        |           |     |     |
| 【総数】   | 154  | 2      | 24        | 19          | 1    | 1      | 7   | 4     | 35     | 1         | 18  | 42  |
| 消防局    | 5    |        |           |             |      |        |     |       |        |           | 1   | 4   |
| 帯広消防署  | 26   | 1      | 6         | 1           | 1    | 1      | 2   | 1     | 6      |           | 1   | 6   |
| 音更消防署  | 11   |        | 1         | 1           |      |        | 1   | 1     | 2      |           | 1   | 4   |
| 土幌消防署  | 6    |        |           | 1           |      |        | 1   |       | 1      |           | 1   | 2   |
| 上土幌消防署 | 4    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 1      |           | 1   |     |
| 鹿追消防署  | 8    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 2      |           | 1   | 3   |
| 新得消防署  | 5    |        | 1         |             |      |        |     |       | 1      |           | 1   | 2   |
| 清水消防署  | 9    | 1      | 1         | 2           |      |        |     |       | 1      | 1         | 1   | 2   |
| 芽室消防署  | 8    |        | 1         | 1           |      |        | 1   | 1     | 2      |           | 1   | 1   |
| 中札内消防署 | 4    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 1      |           | 1   |     |
| 更別消防署  | 3    |        | 1         |             |      |        |     |       | 1      |           | 1   |     |
| 大樹消防署  | 5    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 1      |           | 1   | 1   |
| 広尾消防署  | 9    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 2      |           | 1   | 4   |
| 幕別消防署  | 15   |        | 3         | 2           |      |        |     |       | 1      | 3         | 1   | 5   |
| 池田消防署  | 6    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 2      |           | 1   | 1   |
| 豊頃消防署  | 6    |        | 1         | 2           |      |        |     |       | 1      |           |     | 2   |
| 本別消防署  | 6    |        |           | 1           |      |        | 1   |       | 2      |           | 1   | 1   |
| 足寄消防署  | 6    |        | 1         |             |      |        | 1   |       | 2      |           |     | 2   |
| 陸別消防署  | 5    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 2      |           | 1   |     |
| 浦幌消防署  | 7    |        | 1         | 1           |      |        |     |       | 2      |           | 1   | 2   |

## 消防水利状況

令和5年4月1日現在 単位：基

|        | 総<br>数 | 消<br>火<br>栓 |        |        | 防<br>火<br>水<br>槽 |        |        | 防<br>火<br>井<br>戸 |        |        | 指<br>定<br>水<br>利 | その<br>他<br>水<br>利 |
|--------|--------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|-------------------|
|        |        |             | 公<br>設 | 私<br>設 |                  | 公<br>設 | 私<br>設 |                  | 公<br>設 | 私<br>設 |                  |                   |
| 【総 数】  | 5,264  | 4,109       | 3,993  | 116    | 1,019            | 912    | 107    | 79               | 56     | 23     | 8                | 49                |
| 帶広消防署  | 2,015  | 1,827       | 1,742  | 85     | 132              | 47     | 85     | 56               | 33     | 23     |                  |                   |
| 音更消防署  | 452    | 387         | 387    |        | 58               | 52     | 6      | 6                | 6      |        | 1                |                   |
| 土幌消防署  | 123    | 76          | 76     |        | 47               | 47     |        |                  |        |        |                  |                   |
| 上士幌消防署 | 118    | 82          | 82     |        | 36               | 35     | 1      |                  |        |        |                  |                   |
| 鹿追消防署  | 95     | 52          | 52     |        | 29               | 29     |        |                  |        |        |                  | 14                |
| 新得消防署  | 169    | 136         | 115    | 21     | 28               | 28     |        | 4                | 4      |        | 1                |                   |
| 清水消防署  | 214    | 159         | 159    |        | 55               | 51     | 4      |                  |        |        |                  |                   |
| 芽室消防署  | 364    | 296         | 294    | 2      | 65               | 61     | 4      |                  |        |        | 3                |                   |
| 中札内消防署 | 84     | 48          | 48     |        | 36               | 36     |        |                  |        |        |                  |                   |
| 更別消防署  | 83     | 41          | 41     |        | 35               | 32     | 3      | 7                | 7      |        |                  |                   |
| 大樹消防署  | 200    | 155         | 155    |        | 29               | 29     |        | 6                | 6      |        |                  | 10                |
| 広尾消防署  | 195    | 94          | 94     |        | 76               | 76     |        |                  |        |        |                  | 25                |
| 幕別消防署  | 305    | 230         | 230    |        | 72               | 72     |        |                  |        |        | 3                |                   |
| 池田消防署  | 205    | 172         | 172    |        | 33               | 33     |        |                  |        |        |                  |                   |
| 豊頃消防署  | 60     | 16          | 16     |        | 44               | 44     |        |                  |        |        |                  |                   |
| 本別消防署  | 176    | 113         | 108    | 5      | 63               | 59     | 4      |                  |        |        |                  |                   |
| 足寄消防署  | 150    | 90          | 88     | 2      | 60               | 60     |        |                  |        |        |                  |                   |
| 陸別消防署  | 101    | 53          | 53     |        | 48               | 48     |        |                  |        |        |                  |                   |
| 浦幌消防署  | 155    | 82          | 81     | 1      | 73               | 73     |        |                  |        |        |                  |                   |

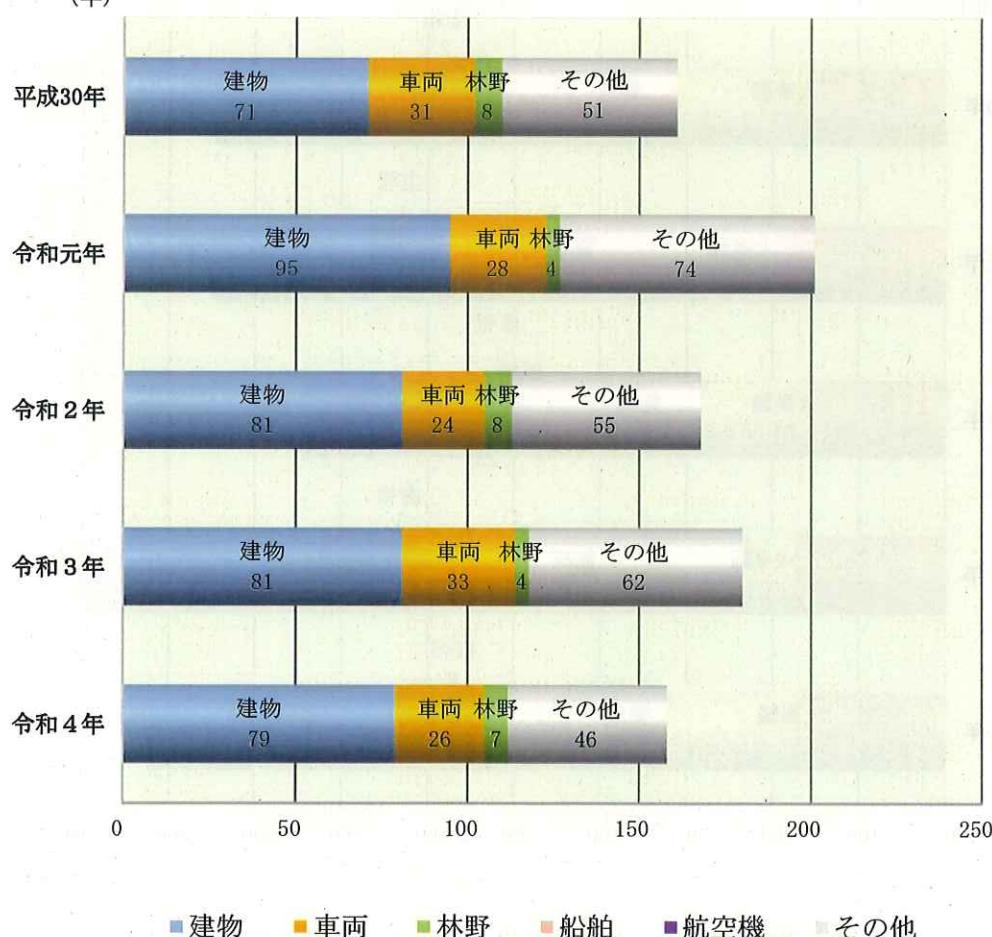
## 火災件数の推移

(単位：件)

|       | 建物 | 車両 | 林野 | 船舶 | 航空機 | その他 | 総 数 |
|-------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 平成30年 | 71 | 31 | 8  | 0  | 0   | 51  | 161 |
| 令和元年  | 95 | 28 | 4  | 0  | 0   | 74  | 201 |
| 令和2年  | 81 | 24 | 8  | 0  | 0   | 55  | 168 |
| 令和3年  | 81 | 33 | 4  | 0  | 0   | 62  | 180 |
| 令和4年  | 79 | 26 | 7  | 0  | 0   | 46  | 158 |

## 年別火災件数の推移

(年)

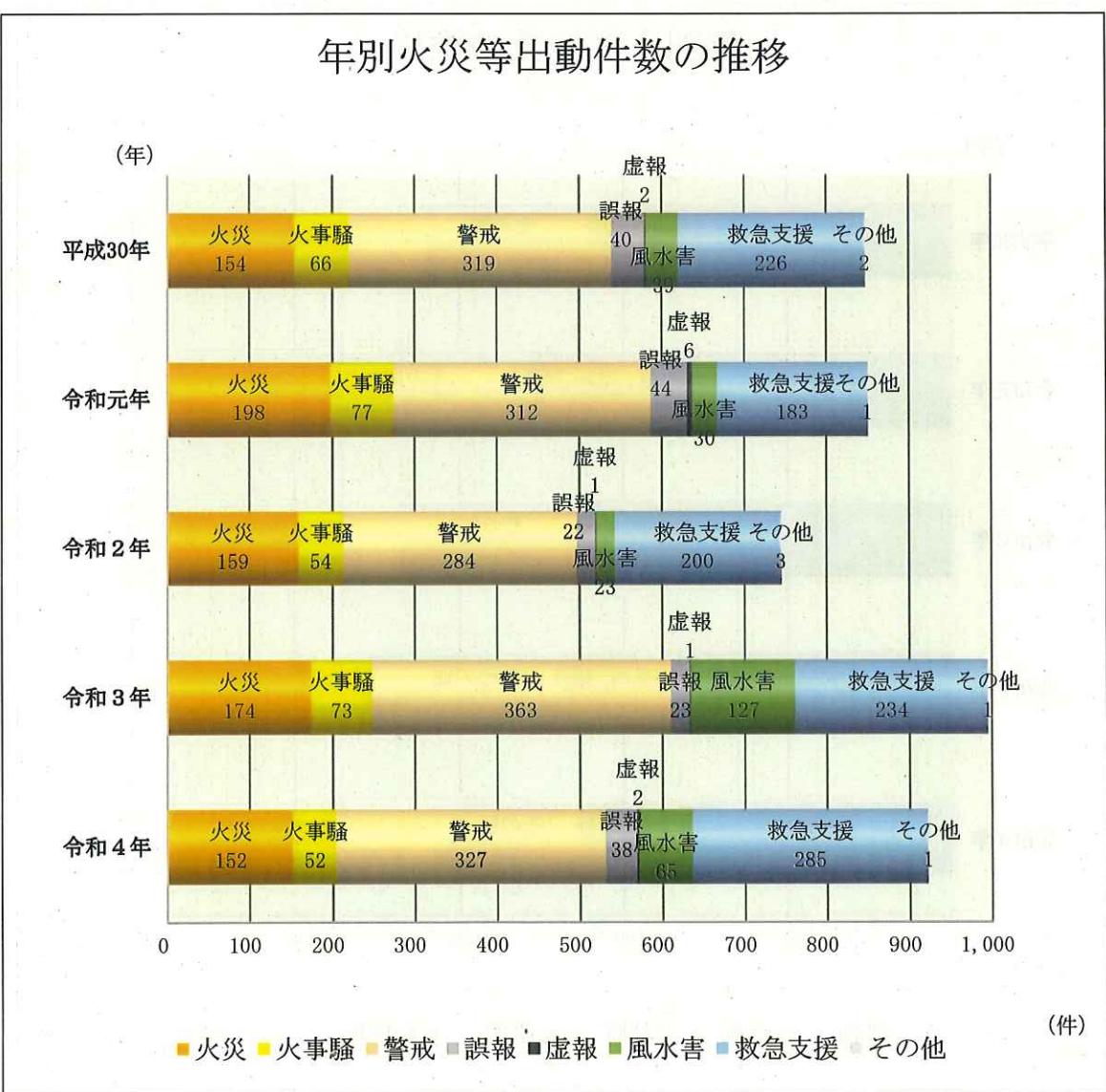


## 火災等出動件数の推移

(単位：件)

|       | 火 災 | 火事騒 | 警 戒 | 誤 報 | 虚 報 | 風水害 | 救急支援 | その他 | 総 数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 平成30年 | 154 | 66  | 319 | 40  | 2   | 39  | 226  | 2   | 848 |
| 令和元年  | 198 | 77  | 312 | 44  | 6   | 30  | 183  | 1   | 851 |
| 令和2年  | 159 | 54  | 284 | 22  | 1   | 23  | 200  | 3   | 746 |
| 令和3年  | 174 | 73  | 363 | 23  | 1   | 127 | 234  | 1   | 996 |
| 令和4年  | 152 | 52  | 327 | 38  | 2   | 65  | 285  | 1   | 922 |

## 年別火災等出動件数の推移



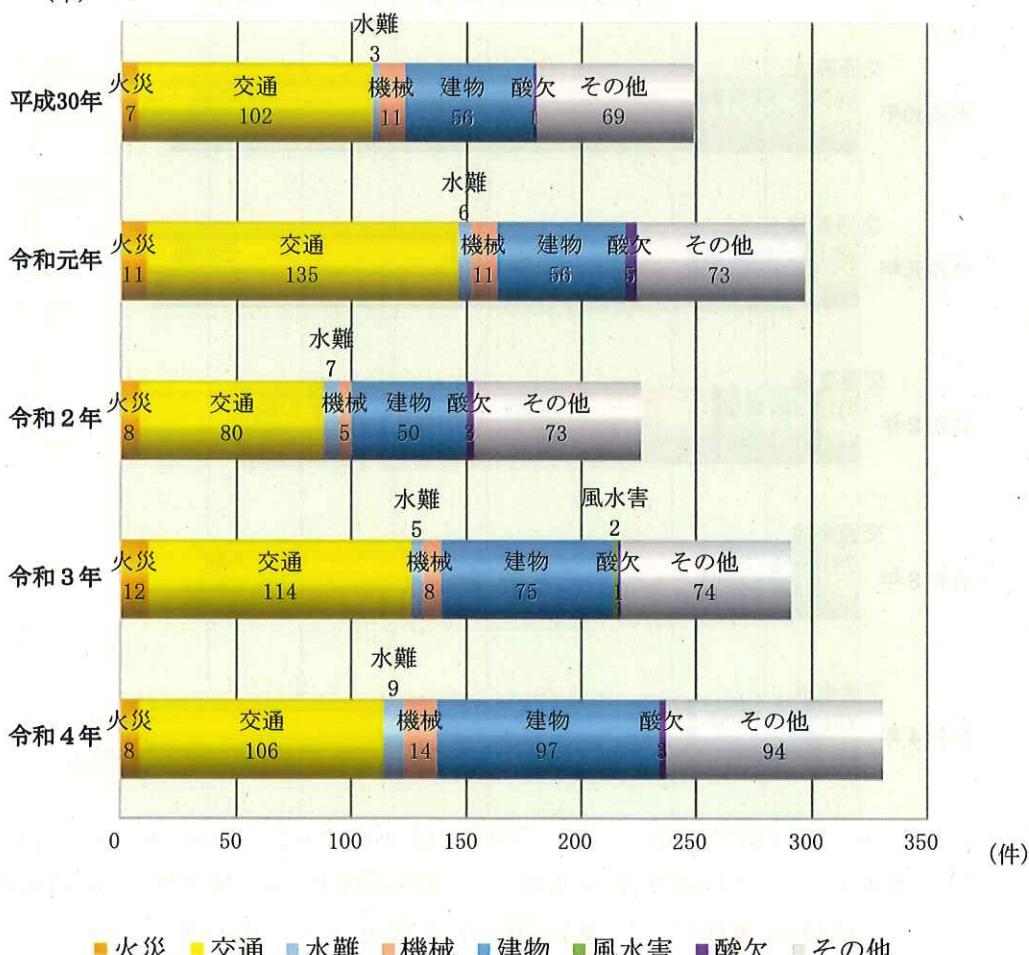
## 救助出動件数の推移

(単位：件)

|       | 火 災 | 交 通 | 水 難 | 風水害 | 機 械 | 建 物 | 酸 欠 | その他の | 総 数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 平成30年 | 7   | 102 | 3   | 0   | 11  | 56  | 1   | 69   | 249 |
| 令和元年  | 11  | 135 | 6   | 0   | 11  | 56  | 5   | 73   | 297 |
| 令和2年  | 8   | 80  | 7   | 0   | 5   | 50  | 3   | 73   | 226 |
| 令和3年  | 12  | 114 | 5   | 2   | 8   | 75  | 1   | 74   | 291 |
| 令和4年  | 8   | 106 | 9   | 0   | 14  | 97  | 3   | 94   | 331 |

## 年別救助出動件数の推移

(年)

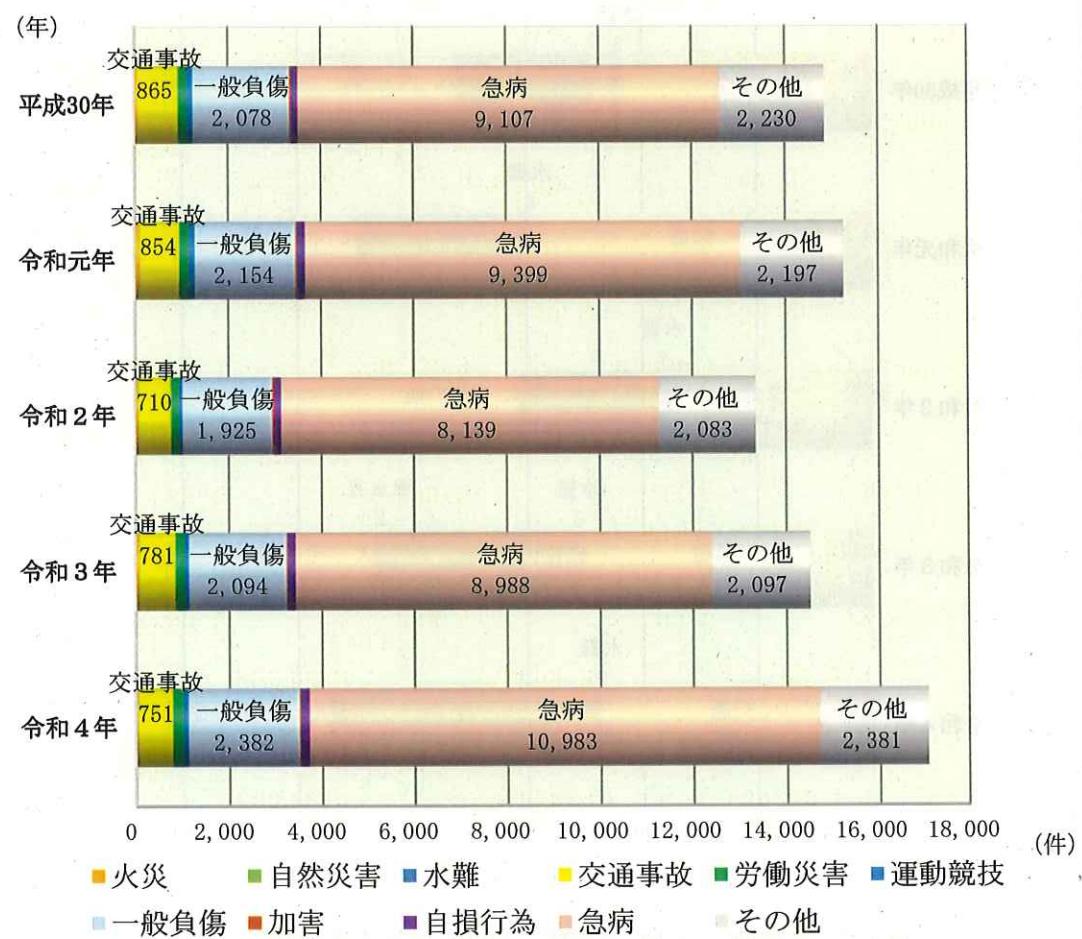


## 救急出動件数の推移

(単位：件)

|       | 火災 | 自然災害 | 水難 | 交通事故 | 労働災害 | 運動競技 | 一般負傷  | 加害 | 自損行為 | 急病     | その他   | 総 数    |
|-------|----|------|----|------|------|------|-------|----|------|--------|-------|--------|
| 平成30年 | 61 | 0    | 2  | 865  | 198  | 120  | 2,078 | 32 | 146  | 9,107  | 2,230 | 14,839 |
| 令和元年  | 87 | 1    | 6  | 854  | 209  | 131  | 2,154 | 39 | 165  | 9,399  | 2,197 | 15,242 |
| 令和2年  | 51 | 0    | 9  | 710  | 176  | 66   | 1,925 | 35 | 158  | 8,139  | 2,083 | 13,352 |
| 令和3年  | 60 | 2    | 7  | 781  | 196  | 90   | 2,094 | 30 | 161  | 8,988  | 2,097 | 14,506 |
| 令和4年  | 37 | 0    | 7  | 751  | 226  | 100  | 2,382 | 29 | 188  | 10,983 | 2,381 | 17,084 |

## 年別救急出動件数の推移



# 十勝圏広域消防運営計画

平成26年3月

十勝圏複合事務組合

## 目 次

### はじめに

### 第1章 十勝圏消防の現状と課題

|             |       |
|-------------|-------|
| 1 構成市町村の概要  | 1     |
| 2 消防に関する状況  | 2~15  |
| 3 消防を取り巻く状況 | 15~20 |

### 第2章 広域化による効果

|              |       |
|--------------|-------|
| 1 住民サービスの向上  | 21~23 |
| 2 消防体制の基盤の強化 | 23~24 |
| 3 財政負担の軽減    | 25    |

### 第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

|                  |       |
|------------------|-------|
| 1 基本的な考え方        | 26    |
| 2 広域化の方式及びスケジュール | 26~27 |
| 3 組織             | 28~31 |
| 4 職員の待遇等         | 31~33 |
| 5 施設整備           | 33    |
| 6 予防事務           | 34    |
| 7 経費負担等          | 34~35 |
| 8 その他必要な事項       | 35    |

### 第4章 防災等に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 1 消防団との連携確保         | 36~37 |
| 2 防災・国民保護担当部局との連携確保 | 37    |
| 3 医療機関との連携          | 38    |

## はじめに

全国の消防本部では、国や地方における財政状況が厳しい中、それぞれの地域の実情に応じ、限られた人員のもと、消防職団員の資質の向上や機材の有効活用を図るなど、消防体制の充実に努めてきています。

しかしながら、近年、少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化及び住民ニーズの多様化等により、消防を取り巻く環境は、大きく変化をしています。

こうした状況の中、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分果たしていくためには、今まで以上に効率的・効果的な消防体制の充実強化が急務となっています。

国は、こうした環境の変化に対応した消防体制の整備と確立を図るため、平成18年6月に「消防組織法」（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）を改正し、同年7月には、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）を策定し、消防の広域化を推進しています。<sup>\*1</sup>

また、北海道は、改正後の組織法の規定等に基づき、平成20年3月、「北海道消防広域化推進計画」を策定し、第二次保健医療福祉圏を基本に、道内を21圏域（平成24年1月改訂23圏域）に区分し、道内市町村の消防の広域化を推進しています。その中で、十勝は一つの圏域として広域化対象市町村に指定されました。<sup>\*2</sup>

十勝の19市町村では、こうした国等の動きに先行して、消防の広域化の調査・研究を行ってきた経過があり、十勝圏の消防の広域化について、具体的な検討を進めるため、平成21年4月に十勝圏複合事務組合の事務局に消防広域推進室を設置し、19市町村間で協議・検討を重ねてきました。

この広域消防運営計画は、組織法第34条の規定に基づき、広域化後の十勝圏域における消防行政の円滑な運営を確保することを目的として策定したものであり、新消防組織の基本的な計画として位置づけられるものです。

---

\*<sup>1</sup> 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

<主な変更点> • 広域化実現の期限を平成24年度末から平成30年4月1日に延長  
• 広域化の気運が高い地域などを対象に、消防広域化重点地域を都道府県知事が指定し、国や都道府県の支援を集中実施 など

\*<sup>2</sup> 平成25年12月 「第2次北海道消防広域化推進計画」の策定

<主な変更点> • 広域化重点地域の指定（十勝圏など7地域が指定される）

## 第1章 十勝圏消防の現状と課題

### 1 構成市町村の概要

十勝圏は、東西が約 100 km、南北が約 200 kmに及ぶ地域で、秋田県（約 11,636 km<sup>2</sup>）、岐阜県（約 10,621 km<sup>2</sup>）に匹敵する約 10,831 km<sup>2</sup>の面積を有しています。

周囲を北は大雪山系、西は日高山脈、東は白糠丘陵と三方を山に囲まれ、南は太平洋に面し、「十勝平野」のほぼ中央には、一級河川「十勝川」が流れ、日本有数の畑作地帯が広がる豊かな土壤と自然環境に恵まれています。

管内 19 市町村は、古くから医療や経済・行政面においても深い結びつきの中で一体的に発展してきており、平成 23 年 7 月には、帯広市を中心市とする定住自立圈形成協定が管内 18 町村とそれぞれ締結され、地域の自立促進に向けた取り組みを推進しています。

管轄人口・面積

| 消防本部名          |      | 管轄人口(人) | 世帯数     | 管轄面積(Km <sup>2</sup> ) |
|----------------|------|---------|---------|------------------------|
| 十勝圏            |      | 350,529 | 163,449 | 10,831.24              |
| 帯広市消防本部        | 帯広市  | 168,678 | 83,463  | 618.94                 |
| 北十勝消防事務組合消防本部  |      | 62,659  | 26,952  | 1,825.78               |
|                | 音更町  | 45,466  | 19,461  | 466.09                 |
|                | 士幌町  | 6,523   | 2,689   | 259.13                 |
|                | 上士幌町 | 5,064   | 2,363   | 695.87                 |
|                | 鹿追町  | 5,606   | 2,439   | 404.69                 |
| 西十勝消防組合消防本部    |      | 35,969  | 15,786  | 1,979.88               |
|                | 清水町  | 10,054  | 4,639   | 402.18                 |
|                | 芽室町  | 19,334  | 7,745   | 513.91                 |
|                | 新得町  | 6,581   | 3,402   | 1,063.79               |
| 南十勝消防事務組合消防本部  |      | 21,151  | 9,296   | 1,882.00               |
|                | 広尾町  | 7,727   | 3,510   | 596.16                 |
|                | 大樹町  | 5,915   | 2,648   | 816.38                 |
|                | 更別村  | 3,399   | 1,295   | 176.77                 |
|                | 中札内村 | 4,110   | 1,843   | 292.69                 |
| 東十勝消防事務組合消防本部  |      | 43,967  | 19,284  | 2,115.75               |
|                | 幕別町  | 27,647  | 11,931  | 477.68                 |
|                | 池田町  | 7,431   | 3,457   | 371.91                 |
|                | 豊頃町  | 3,465   | 1,507   | 536.52                 |
|                | 浦幌町  | 5,424   | 2,389   | 729.64                 |
| 池北三町行政事務組合消防本部 |      | 18,105  | 8,668   | 2,408.89               |
|                | 足寄町  | 7,502   | 3,565   | 1,408.09               |
|                | 本別町  | 7,960   | 3,756   | 391.99                 |
|                | 陸別町  | 2,643   | 1,347   | 608.81                 |

※ 人口・世帯数は平成25年3月末現在の住民基本台帳による。

十勝圏の総人口は、平成 25 年 3 月末現在 350,529 人で、そのうち帯広市が管内人口の 48.1% を占め、帯広市周辺の 3 町（音更町・芽室町・幕別町）を合わせた帯広圏では、管内人口の 74.5% にあたる 261,125 人を数え、帯広市を中心とした市街地地域に多くの人口が集中しています。

また、十勝圏の 1 km<sup>2</sup>あたりの人口密度は 32.4 人と低く、北海道平均の半分程度となっています。

## 2 消防に関する状況

### (1) 消防本部、署所<sup>\*1</sup>の運営状況

十勝圏には6つの消防本部があり、帯広市は単独消防本部として、他の5消防本部は、一部事務組合（以下「組合」という。）により運営されています。

組合運営の5消防本部では、本部経費の一部を除き、構成町村が固有の人事、予算、行政を運用する方式（以下「自賄い方式」という。）が採用されています。この方式は、より地域の実情を反映した消防力の整備や住民サービスの提供が可能である反面、町村それぞれに消防施設等の整備を行っていることから、財政的・事務的に非効率な面があることや、組織の世代偏差、人事の硬直等が生じています。

このため、将来に向けては、構成市町村の地域事情を考慮しつつ、財政負担やさらなる効率的な組織運営のあり方について検討していくことが必要です。

十勝圏組合消防の運営状況

| 団体名称       | 構成町村             | 共同処理内容  | 負担方法  |         |
|------------|------------------|---|---|---------|
|            |                  |   | 組合・本部費  | 消防署費    |
| 北十勝消防事務組合  | 音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町 | 消防事務  | ●議会費、公平委員会費、監査委員費…均等割<br>●一般管理費…人口割45%、世帯割45%、面積割10%<br>●その他の経費…音更町100%         | 所在地100% |
| 西十勝消防組合    | 清水町・芽室町・新得町      | 消防事務  | ●議会費…均等割<br>●消防長人件費…清水町50%、芽室町25%、新得町25%<br>●その他の経費…基準財政需要額割                    | 所在地100% |
| 南十勝消防事務組合  | 広尾町・大樹町・更別村・中札内村 | 消防事務  | ●議会費…均等割<br>●その他の経費…人口割60%、基準財政需要額割30%、面積割10%                                   | 所在地100% |
| 東十勝消防事務組合  | 幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町  | 消防事務  | ●議会費、予備費…均等割<br>●消防長人件費…幕別町80%、残りの経費のうち20%を均等割、80%を人口割<br>●その他の経費…均等割20%、人口割80% | 所在地100% |
| 池北三町行政事務組合 | 足寄町・本別町・陸別町      | 消防事務、し尿の収集処理、ごみ処理施設(生ごみ処理施設、中間処理施設及び埋立処分施設)及び小動物焼却施設の設置、維持管理並びに地域周辺整備対策事務 | ●議会費、公平委員会費、監査委員費…均等割<br>●その他の経費…人口割45%、世帯割45%、基準財政需要額割10%                      | 所在地100% |

### (2) 消防本部、署所の配置状況

#### ① 帯広市の配置状況・・・1消防本部、1消防署、6出張所、1分遣所

| 本 部 、 署 所 名 称 | 所 在 地              |
|---------------|--------------------|
| 帯広市消防本部       | 帯広市西6条南6丁目3番地1     |
| 帯広市消防署        | "                  |
| 〃 緑ヶ丘出張所      | 帯広市緑ヶ丘東通西1番地       |
| 〃 西出張所        | 帯広市西19条北1丁目6番5号    |
| 〃 南出張所        | 帯広市西17条南41丁目5番9    |
| 〃 大正出張所       | 帯広市大正本町西1条1丁目2番地の1 |
| 〃 東出張所        | 帯広市東7条南11丁目1番地の3   |
| 〃 森の里出張所      | 帯広市西22条南4丁目1番3     |
| 〃 川西分遣所       | 帯広市清川町西2線128番地     |

\*1 署所：消防署・支署・出張所・分遣所（消防団に属するものを除く。）のことをいう。

② 北十勝消防事務組合の配置状況・・・1 消防本部、4 消防署、3 分遣所

| 本 部 、 署 所 名 称 | 所 在 地               |
|---------------|---------------------|
| 北十勝消防事務組合消防本部 | 河東郡音更町木野西通16丁目1番地   |
| 音更消防署         | "                   |
| 〃 駒場分遣所       | 河東郡音更町駒場本通3丁目7番地    |
| 〃 温泉分遣所       | 河東郡音更町十勝川温泉北12丁目1番地 |
| 土幌消防署         | 河東郡土幌町字土幌西2線161番地   |
| 〃 中土幌分遣所      | 河東郡土幌町字中土幌西2線77番地   |
| 上土幌消防署        | 河東郡上土幌町字上土幌東3線238番地 |
| 鹿追消防署         | 河東郡鹿追町西町3丁目10番地     |

③ 西十勝消防組合の配置状況・・・1 消防本部、3 消防署、1 出張所、2 分遣所

| 本 部 、 署 所 名 称 | 所 在 地              |
|---------------|--------------------|
| 西十勝消防組合消防本部   | 上川郡清水町南1条4丁目10番地   |
| 清水消防署         | "                  |
| 〃 御影分遣所       | 上川郡清水町御影東1条3丁目20番地 |
| 芽室消防署         | 河西郡芽室町東2条3丁目1番地    |
| 〃 上美生出張所      | 河西郡芽室町上美生4線34番地26  |
| 新得消防署         | 上川郡新得町4条南3丁目1番地    |
| 〃 屈足分遣所       | 上川郡新得町屈足柏町3丁目1番地   |

④ 南十勝消防事務組合の配置状況・・・1 消防本部、2 消防署、2 支署

| 本 部 、 署 所 名 称 | 所 在 地              |
|---------------|--------------------|
| 南十勝消防事務組合消防本部 | 広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地   |
| 広尾消防署         | "                  |
| 大樹消防署         | 広尾郡大樹町字下大樹224番地1   |
| 更別支署          | 河西郡更別村字更別南1線93番地の2 |
| 中札内支署         | 河西郡中札内村大通南1丁目12番地  |

⑤ 東十勝消防事務組合の配置状況・・・1 消防本部、4 消防署、2 支署、3 分遣所

| 本 部 、 署 所 名 称 | 所 在 地                |
|---------------|----------------------|
| 東十勝消防事務組合消防本部 | 中川郡幕別町錦町90番地         |
| 幕別消防署         | "                    |
| 〃 札内支署        | 中川郡幕別町札内中央町319番地9    |
| 〃 忠類支署        | 中川郡幕別町忠類本町112番地      |
| 池田消防署         | 中川郡池田町字西2条11丁目1番地の12 |
| 豊頃消防署         | 中川郡豊頃町茂岩本町116番地      |
| 浦幌消防署         | 十勝郡浦幌町桜町4番地3         |
| 〃 厚内分遣所       | 十勝郡浦幌町字厚内2条通3丁目1番地   |
| 〃 吉野分遣所       | 十勝郡浦幌町字吉野176番地の1     |
| 〃 上浦幌分遣所      | 十勝郡浦幌町字宝生165番地       |

⑥ 池北三町行政事務組合の配置状況・・・1 消防本部、3 消防署

| 本 部 、 署 所 名 称  | 所 在 地             |
|----------------|-------------------|
| 池北三町行政事務組合消防本部 | 足寄郡足寄町北1条4丁目52番地  |
| 足寄消防署          | "                 |
| 本別消防署          | 中川郡本別町北2丁目4番地1    |
| 陸別消防署          | 足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55 |

## ⑦ 消防本部、署所配置図



## (3) 消防職員の状況

### ア 消防職員数

十勝圏の消防職員数は、平成 25 年 1 月 1 日現在、実員 685 人（うち消防吏員<sup>\*1</sup> 675 人、その他の職員 10 人）で、「消防力の整備指針<sup>\*2</sup>」（平成 12 年消防庁告示第 1 号。以下「指針」という。）に基づく基準人員（各市町村の整備目標数値）に対する充足率は、十勝圏全体で 67.3% であり、消防本部別に見ると、99.6% から 45.3% と地域差があります。この要因としては、消防本部・市町村ごとの財政力や消防の運用体制など、地域事情の相違によるものと考えられます。

\*<sup>1</sup> 消防吏員：市町村の消防本部に勤務する消防職員のうち、階級を有する者をいう。

\*<sup>2</sup> 消防力の整備指針：市町村が、署所、車両等の消防施設及び人員を、地域の実情に応じて適正に整備するため、目標とすべき整備水準を国で定めたもの。

基準を下回る消防本部では、消防団との連携や職員が複数の業務を兼務することにより、消防体制を維持しています。

今後、大規模・特殊災害への対応力強化、救急業務の高度化など、住民ニーズに的確に対応し、さらなる消防力の充実強化を図るためにには、教育訓練により消防職員個々のレベルアップや、より適正な人員配置が求められます。

消防職員の状況

(平成25年1月1日現在)

| 消防本部名         | 消防職員         |            |              |
|---------------|--------------|------------|--------------|
|               | 基準数(人)       | 現有(人)      | 充足率          |
| 帯広市           | 232          | 231        | 99.6%        |
| 北十勝           | 212          | 112        | 52.8%        |
| <b>本部</b>     | 8            |            |              |
| <b>音更消防署</b>  | 49           |            |              |
| <b>土幌消防署</b>  | 20           |            |              |
| <b>上士幌消防署</b> | 17           |            |              |
| <b>鹿追消防署</b>  | 18           |            |              |
| 西十勝           | 146          | 80         | 54.8%        |
| <b>本部</b>     | 4            |            |              |
| <b>清水消防署</b>  | 28           |            |              |
| <b>芽室消防署</b>  | 29           |            |              |
| <b>新得消防署</b>  | 19           |            |              |
| 南十勝           | 98           | 82         | 83.7%        |
| <b>本部</b>     | 5            |            |              |
| <b>広尾消防署</b>  | 30           |            |              |
| <b>大樹消防署</b>  | 19           |            |              |
| <b>更別支署</b>   | 13           |            |              |
| <b>中札内支署</b>  | 15           |            |              |
| 東十勝           | 193          | 118        | 61.1%        |
| <b>本部</b>     | 6            |            |              |
| <b>幕別消防署</b>  | 53           |            |              |
| <b>池田消防署</b>  | 20           |            |              |
| <b>豊頃消防署</b>  | 17           |            |              |
| <b>浦幌消防署</b>  | 22           |            |              |
| 池北三町          | 137          | 62         | 45.3%        |
| <b>本部</b>     | 2            |            |              |
| <b>足寄消防署</b>  | 22           |            |              |
| <b>本別消防署</b>  | 22           |            |              |
| <b>陸別消防署</b>  | 16           |            |              |
| <b>合 計</b>    | <b>1,018</b> | <b>685</b> | <b>67.3%</b> |

※ 基準は、「指針」に基づく数値(H24消防施設整備計画実態調査)とする。

#### イ 階級別消防吏員数

団塊世代の大量退職と、それに伴う若年者の採用は、十勝圏の消防においても同様の状況となっています。

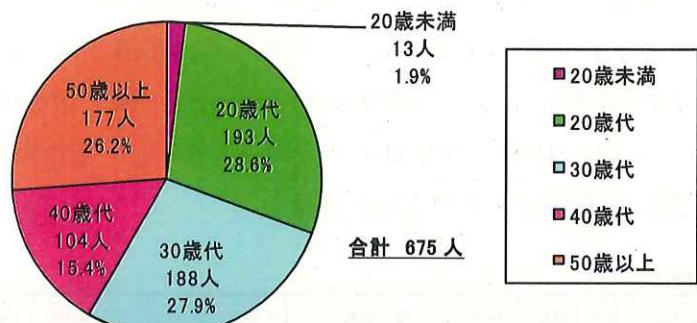
現在は、そのピークを越え、世代間のバランスは若干緩和されたものの、40歳代の職員は他の世代と比べて約10%少なく、今後の円滑な署所の運営にとって不安材料となっています。

十勝圏の消防吏員の平均年齢は、平成25年1月1日現在39.2歳となっており、消防署（市町村の消防拠点施設となる支署を含む。以下同じ。）ごとに比較すると32.4歳から43.0歳まで、約10歳の年齢差があります。

今後、さらなる職員の低年齢化も予想されることから、指揮命令系統の維持や、技術・経験の継承が課題となるほか、こうした世代のアンバランスは、職・階級にも影響を及ぼし、人事や出動体制への弊害が懸念されます。

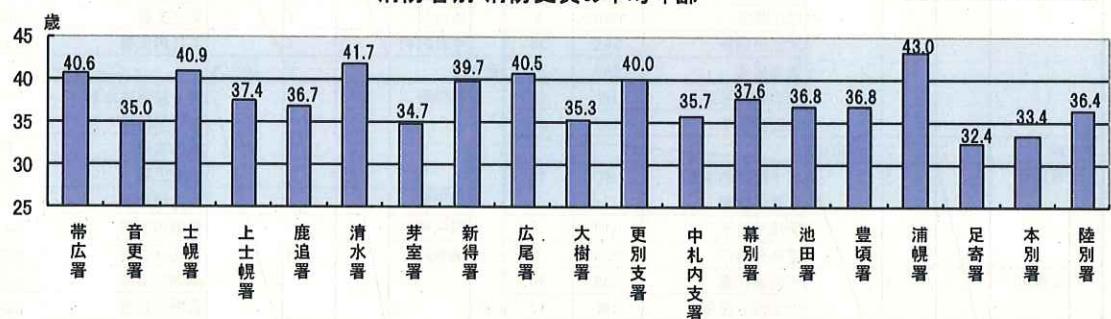
### 十勝圏の消防吏員の年齢構成

※数値は平成25年1月1日現在



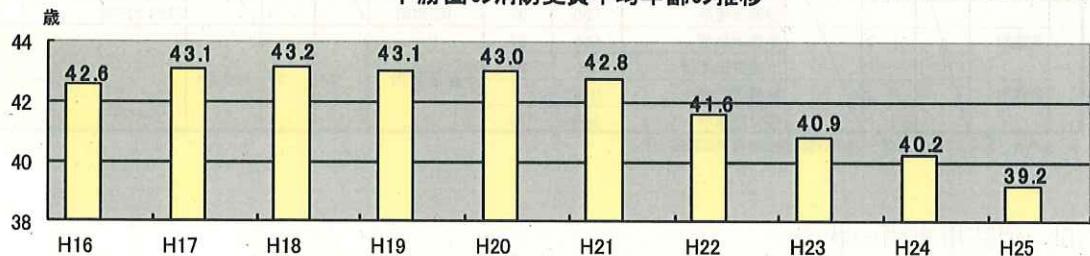
### 消防署別 消防吏員の平均年齢

※数値は平成25年1月1日現在



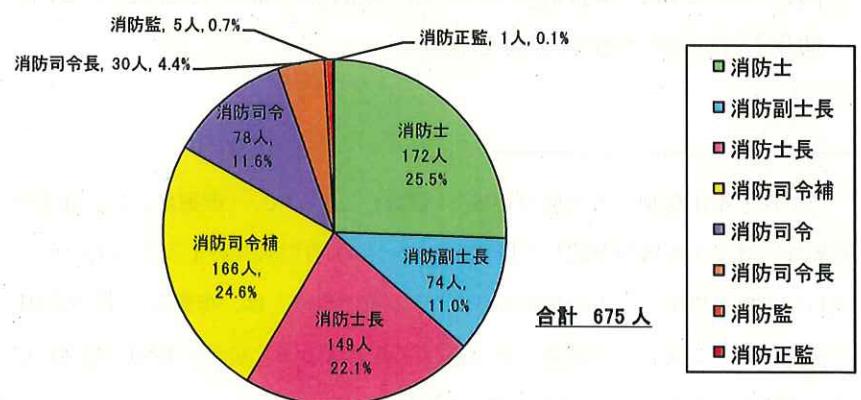
### 十勝圏の消防吏員平均年齢の推移

※数値は各年の1月1日現在



### 十勝圏の消防吏員の階級構成

※数値は平成25年1月1日現在



#### (4) 署所の状況

十勝圏の4市街地・23準市街地には消防署等が100%配置され、その他の地域<sup>\*1</sup>に対しても、地域の実情に応じて分遣所等が配置されています。

管内37署所のうち、建築後10年未満が4棟、10~19年が8棟、20~29年が6棟、30~39年が15棟、40年以上が4棟と、老朽化が進む施設も目立ち始めており、今後、施設の整備更新が必要となります。

署所等の状況

| 署所等の状況 |    |    |        |                    |     |     |       |    |    |        | (平成25年1月1日現在)      |     |        |  |
|--------|----|----|--------|--------------------|-----|-----|-------|----|----|--------|--------------------|-----|--------|--|
| 消防本部名  | 基準 | 現有 | 充足率    | 署所等名称              | 取得年 | 築年数 | 消防本部名 | 基準 | 現有 | 充足率    | 署所等名称              | 取得年 | 築年数    |  |
| 帯広市    | 8  | 8  | 100.0% | 帯広市消防本部・<br>帯広市消防署 | H11 | 14  | 南十勝   | 4  | 4  | 100.0% |                    |     |        |  |
|        |    |    |        | 緑ヶ丘出張所             | S63 | 25  | 広尾町   |    | 1  |        | 南十勝消防本部・<br>広尾消防署  | H7  | 18     |  |
|        |    |    |        | 西出張所               | S43 | 45  | 大樹町   |    | 1  |        | 大樹消防署              | H12 | 13     |  |
|        |    |    |        | 南出張所               | H20 | 5   | 更別村   |    | 1  |        | 更別支署               | S55 | 33     |  |
|        |    |    |        | 大正出張所              | S55 | 33  | 中札内村  |    | 1  |        | 中札内支署              | S59 | 29     |  |
|        |    |    |        | 東出張所               | S56 | 32  | 東十勝   | 9  | 9  | 100.0% |                    |     |        |  |
|        |    |    |        | 森の里出張所             | H5  | 20  | 幕別町   |    | 3  |        | 東十勝消防本部・<br>幕別消防署  | S57 | 31     |  |
|        |    |    |        | 川西分遣所              | S57 | 31  |       |    |    |        | 札内支署               | H5  | 20     |  |
|        |    |    |        |                    |     |     |       |    |    |        | 忠類支署               | S53 | 35     |  |
| 北十勝    | 7  | 7  | 100.0% | 北十勝消防本部・<br>音更消防署  | H7  | 18  | 池田町   |    | 1  |        | 池田消防署              | H15 | 10     |  |
|        |    |    |        | 駒場分遣所              | H18 | 7   | 豊頃町   |    | 1  |        | 豊頃消防署              | S48 | 40     |  |
|        |    |    |        | 温泉分遣所              | H24 | 1   | 浦幌町   |    | 4  |        | 浦幌消防署              | S53 | 35     |  |
|        |    |    |        | 士幌消防署              | S58 | 30  |       |    |    |        | 厚内分遣所              | S55 | 33     |  |
|        |    |    |        | 中士幌分遣所             | H8  | 17  |       |    |    |        | 吉野分遣所              | S58 | 30     |  |
| 上士幌町   |    | 1  |        | 上士幌消防署             | S56 | 32  |       |    |    |        | 上浦幌分遣所             | S49 | 39     |  |
|        |    |    |        | 鹿追消防署              | H9  | 16  | 池北三町  | 3  | 3  | 100.0% |                    |     |        |  |
| 西十勝    | 6  | 6  | 100.0% | 西十勝消防本部・<br>清水消防署  | S44 | 44  | 足寄町   |    | 1  |        | 池北三町消防本部・<br>足寄消防署 | H10 | 15     |  |
|        |    |    |        | 御影分遣所              | S50 | 38  | 本別町   |    | 1  |        | 本別消防署              | S48 | 40     |  |
|        |    |    |        | 芽室消防署              | S56 | 32  | 陸別町   |    | 1  |        | 陸別消防署              | H4  | 21     |  |
|        |    |    |        | 上美生出張所             | H3  | 22  |       |    |    |        |                    |     |        |  |
|        |    |    |        | 新得消防署              | H16 | 9   |       |    |    |        |                    |     |        |  |
|        |    |    |        | 屈足分遣所              | S49 | 39  |       |    |    |        |                    |     |        |  |
| 十勝圏合計  |    |    |        |                    |     |     |       |    |    |        |                    |     |        |  |
|        |    |    |        |                    |     |     |       |    |    |        | 37                 | 37  | 100.0% |  |

※ 基準は、「指針」に基づく数値(H24消防施設整備計画実態調査)とする。

#### (5) 消防用車両の状況

「指針」の基準に対する車両の充足率は、ポンプ車、化学車及び救急車では、全消防本部で100%を達成している一方、はしご車・救助工作車・指揮車といった特殊車両については、未整備となっている消防本部があるため、今後の整備のあり方や部隊運用<sup>\*2</sup>について検討を要します。

\*1 市街地・準市街地・その他の地域：「指針」において、「市街地」は、建築物が密集した地域のうち、一定要件を満たす街区が連続した区域などで、区域内の人口が1万人以上のもの。「準市街地」は、区域内の人口が1千人以上1万人未満のもの。「その他の地域」は、市街地、準市街地以外のもの。

\*2 部隊運用：災害による被害を最小限にとどめるため、災害の種別や規模に応じた出動隊の選定、出動指令、待機命令など、消防部隊を動かすことをいう。

十勝圏の車両総数は、常備消防<sup>\*1</sup>161台、非常備消防<sup>\*2</sup>154台で、総数は315台を数えます。

導入後20年で車両を更新すると仮定した場合、年平均16台を更新する必要があります。なお、現時点での導入から21年以上経過した車両は、79台（全体の4分の1）あり、今後、財源確保とともに、効率的な更新整備計画が必要となります。

| 消防本部名  | ポンプ車 |        |        | はしご車 |    |        | 化学車 |    |        | 救急車 |    |        | 救助工作車 |    |        | 指揮車 |    |        |
|--------|------|--------|--------|------|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-------|----|--------|-----|----|--------|
|        | 基準   | 現有     | 充足率    | 基準   | 現有 | 充足率    | 基準  | 現有 | 充足率    | 基準  | 現有 | 充足率    | 基準    | 現有 | 充足率    | 基準  | 現有 | 充足率    |
| 十勝圏合計  | 33   | 33 (8) | 100.0% | 3    | 2  | 66.7%  | 11  | 11 | 100.0% | 26  | 26 | 100.0% | 14    | 5  | 35.7%  | 16  | 13 | 81.3%  |
| 帯広市    | 9    | 9 (2)  | 100.0% | 2    | 2  | 100.0% | 2   | 2  | 100.0% | 5   | 5  | 100.0% | 1     | 1  | 100.0% | 1   | 1  | 100.0% |
| 北十勝    | 5    | 5 (2)  | 100.0% |      |    | 0.0%   | 2   | 2  | 100.0% | 5   | 5  | 100.0% | 4     | 1  | 25.0%  | 4   | 4  | 100.0% |
| 音更消防署  | 2    | (1)    |        |      |    |        | 1   |    |        | 2   |    |        | 1     |    |        |     |    | 1      |
| 士幌消防署  | 1    | (1)    |        |      |    |        | 1   |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 上士幌消防署 | 1    |        |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 鹿追消防署  | 1    |        |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 西十勝    | 4    | 4 (3)  | 100.0% |      |    |        | 3   | 3  | 100.0% | 3   | 3  | 100.0% | 1     | 1  | 100.0% | 3   |    | 0.0%   |
| 清水消防署  |      | 1 (1)  |        |      |    |        |     | 1  |        |     | 1  |        |       |    |        |     |    |        |
| 茅室消防署  |      | 2 (2)  |        |      |    |        |     | 2  |        |     | 1  |        |       | 1  |        |     |    |        |
| 新得消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    |        |
| 南十勝    | 4    | 4      | 100.0% |      |    |        | 1   | 1  | 100.0% | 4   | 4  | 100.0% | 1     | 1  | 100.0% | 1   | 1  | 100.0% |
| 広尾消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     | 1  |        |     | 1  |        |       | 1  |        |     |    |        |
| 大樹消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 更別支署   |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    |        |
| 中札内支署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    |        |
| 東十勝    | 7    | 7 (1)  | 100.0% |      |    |        | 1   | 1  | 100.0% | 6   | 6  | 100.0% | 4     | 1  | 25.0%  | 4   | 4  | 100.0% |
| 幕別消防署  |      | 4 (1)  |        |      |    |        |     | 1  |        |     | 3  |        |       | 1  |        |     |    | 1      |
| 池田消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 豊頃消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 浦幌消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 池北三町   | 4    | 4      | 100.0% |      |    |        | 2   | 2  | 100.0% | 3   | 3  | 100.0% | 3     |    | 0.0%   | 3   | 3  | 100.0% |
| 足寄消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     | 1  |        |     | 1  |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 本別消防署  |      | 2      |        |      |    |        |     | 1  |        |     | 1  |        |       |    |        |     |    | 1      |
| 陸別消防署  |      | 1      |        |      |    |        |     |    |        | 1   |    |        |       |    |        |     |    | 1      |

※ 基準は、「指針」に基づく数値(H24消防施設整備計画実態調査)とする。

※ 化学車をポンプ車としても運用している場合は、化学車と重複計上。なお、ポンプ車の欄に括弧書きの内書きで表示。

※ 非常災害用(予備車)は除く。

#### 年代別車両導入台数

(平成25年1月1日現在)

| 車両導入年 | ～S57 | S58～S62 | S63～H4  | H5～H9   | H10～H14 | H15～H19 | H20～H24 |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経過年数  | 31年～ | 26年～30年 | 21年～25年 | 16年～20年 | 11年～15年 | 6年～10年  | 1年～5年   |
| 車両台数  | 10   | 28      | 41      | 68      | 59      | 43      | 66      |

#### (6) 消防水利<sup>\*3</sup>の状況

十勝圏全体の消防水利の充足率は、74.6%であり、最も低い消防本部は36.7%と地域差がありますが、これは国の「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に合致する消防水利を計上したもので、貯水量などが基準に満たなくとも、実際には火災時に活用できる防火水槽<sup>\*4</sup>、井戸及び河川などを消防水利として活用するほか、署所に大型水槽車（10t）を配備し、充足率をカバーしています。

\* 1 常備消防：市町村に設置された消防本部及び署のこと。

\* 2 非常備消防：市町村に設置された消防団のこと。

\* 3 消防水利：消火活動のために設置した消火栓や防火水槽等のほか、消防の用に供し得る水利施設のこと。

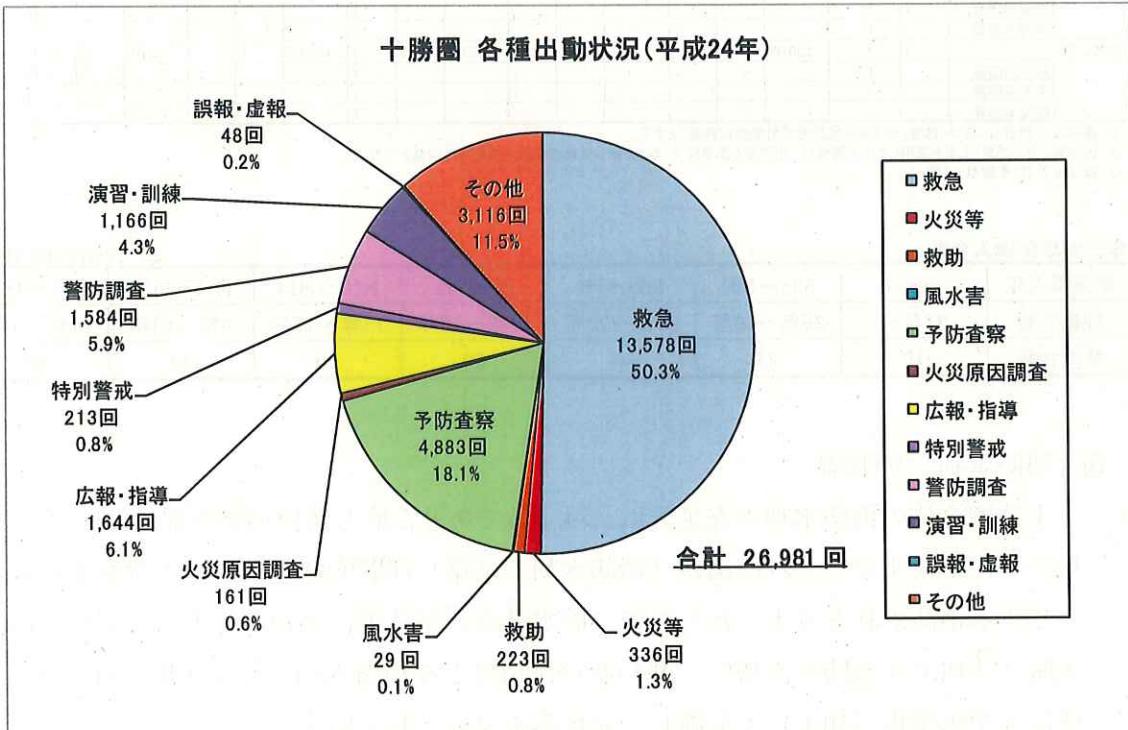
\* 4 防火水槽：消防用水を貯留することを目的として建造された水槽のこと。

| 消防水利の状況 |             |             |       | (平成25年1月1日現在) |             |             |
|---------|-------------|-------------|-------|---------------|-------------|-------------|
| 消防本部名   | 水利          |             |       | 消防本部名         | 水利          |             |
|         | 基準<br>(箇所数) | 現有<br>(箇所数) | 充足率   |               | 基準<br>(箇所数) | 現有<br>(箇所数) |
| 帯広市     | 1,809       | 1,801       | 99.6% | 更別支署          |             | 37          |
| 北十勝     | 637         | 234         | 36.7% | 中札内支署         |             | 58          |
| 音更消防署   |             | 144         |       | 東十勝           | 595         | 304 51.1%   |
| 土幌消防署   |             | 32          |       | 幕別消防署         |             | 138         |
| 上士幌消防署  |             | 29          |       | 池田消防署         |             | 88          |
| 鹿追消防署   |             | 29          |       | 豊頃消防署         |             | 16          |
| 西十勝     | 550         | 463         | 84.2% | 浦幌消防署         |             | 62          |
| 清水消防署   |             | 108         |       | 池北三町          | 371         | 218 58.8%   |
| 茅室消防署   |             | 255         |       | 足寄消防署         |             | 83          |
| 新得消防署   |             | 100         |       | 本別消防署         |             | 95          |
| 南十勝     | 437         | 261         | 59.7% | 陸別消防署         |             | 40          |
| 広尾消防署   |             | 112         |       | 十勝圏合計         | 4,399       | 3,281 74.6% |
| 大樹消防署   |             | 54          |       |               |             |             |

※ 基準は、「指針」に基づく数値(H24消防施設整備計画実態調査)とする。

## (7) 消防活動の状況

消防行政には、火災・救急・救助等の出動と予防査察<sup>\*1</sup>・警防調査<sup>\*2</sup>等の業務があり、そのうち、救急出動が全体の約1/2、予防査察、火災原因調査及び火災予防の広報・指導などの予防業務も約1/4を占めています。



\*<sup>1</sup> 予防査察：建築物等の火災を予防するため、消防法の規定による立入検査等を行い、当該建築物等の不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促すことをいう。

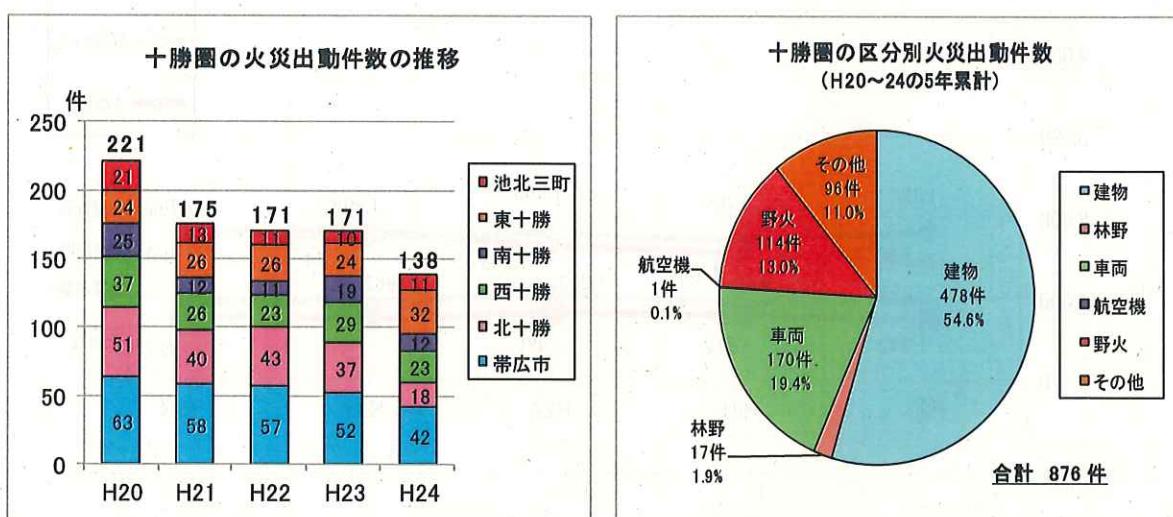
\*<sup>2</sup> 警防調査：消防活動を的確に行うため、事前に地理、水利及び建築物等の状況を掌握することを目的に行う調査をいう。

## ア 火災の状況

十勝圏における火災の状況は、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間で出動件数 876 件、死者 31 名、損害額は約 15 億 3 千万円にのぼり、平均すると年間の出動件数 175 件、死者 6 名、損害額は約 3 億円となり、火災出動の 5 割以上は建物火災が占めています。

火災出動件数は、減少傾向を示しておりますが、一般的に火災は気象条件、人為的なミス等に起因することに加え、全国的に放火が増加している状況にあります。

十勝圏では、一般家庭への住宅用火災警報器の設置義務化など、火災の未然防止や被害を最小限とする取り組みを推進していますが、毎年、いたましい焼死火災が発生しており、さらなる予防体制の充実と火災の初動体制の強化が必要となります。

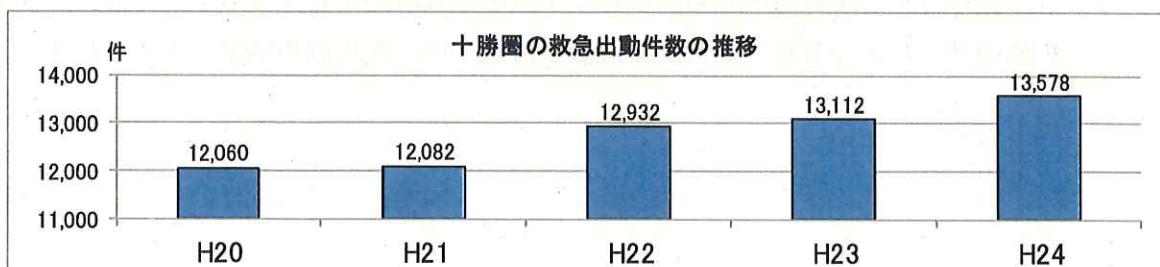


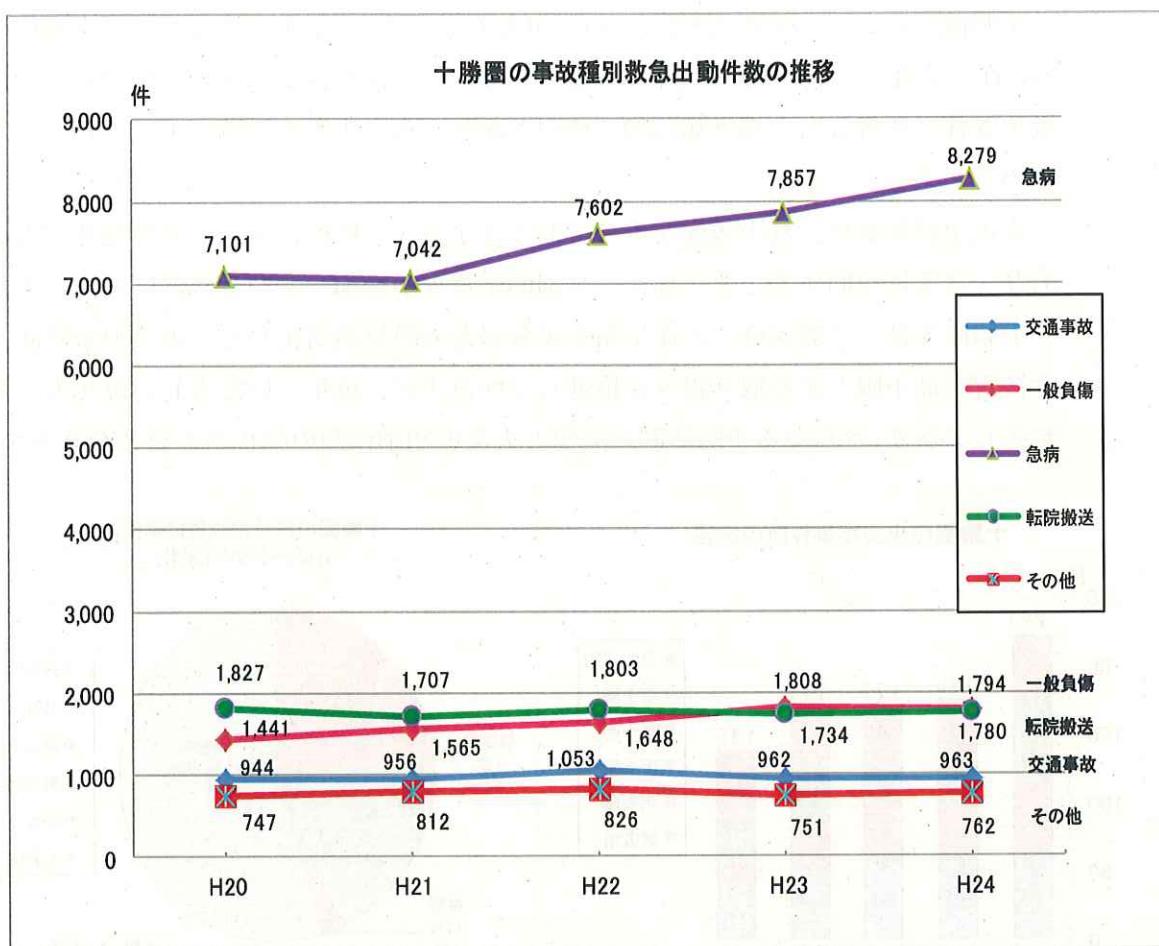
## イ 救急の状況

十勝圏における救急出動は、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間で 63,764 件、平均すると年間約 12,800 件、1 日あたり約 35 件で、十勝圏 26 隊の救急隊では 1 隊あたり 1 日に約 1.3 件の出動をしていることになります。

実際には、年間の出動件数が 6,000 件以上の消防署がある一方、150 件未満の消防署もあり、市町村ごとの人口規模等により差があります。

救急出動件数は、高齢化の進行などから、人口減にもかかわらず増加傾向を示しており、今後、さらなる救急需要の高まりが予想されます。



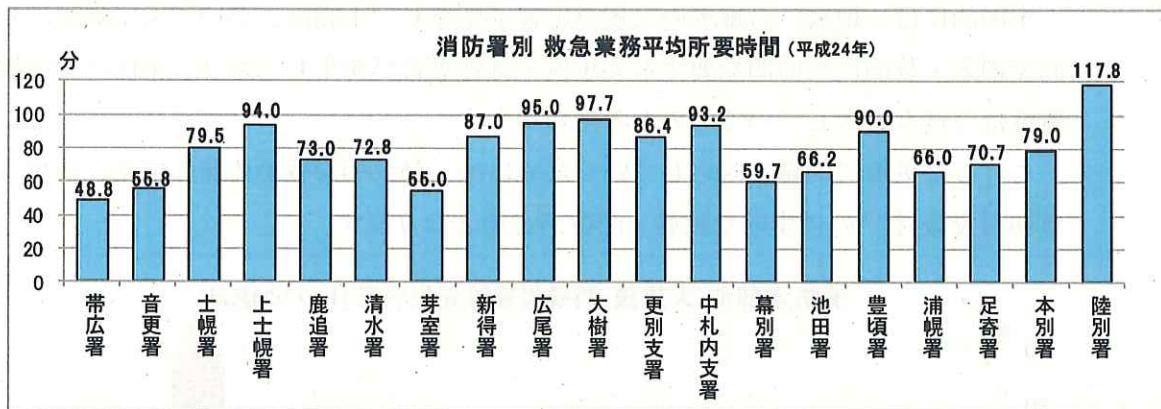
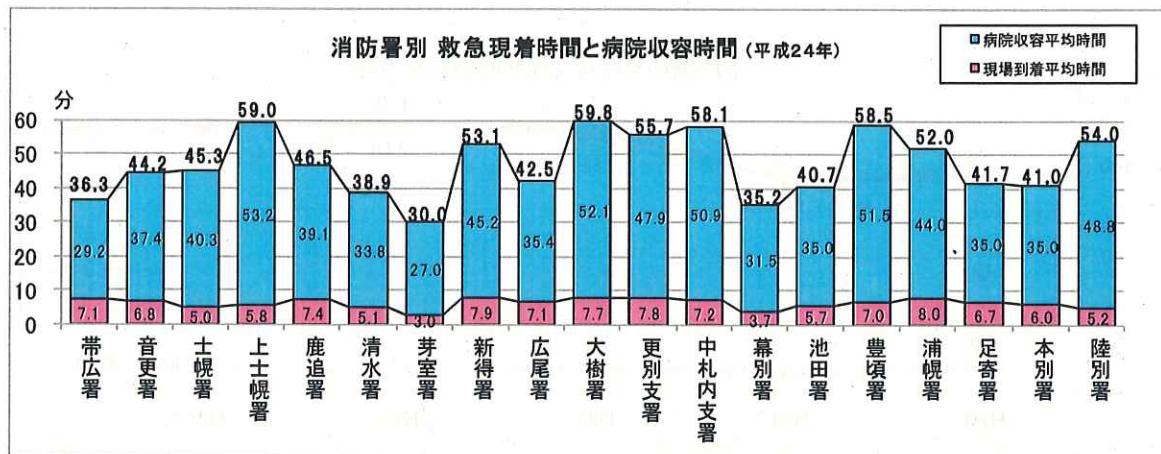


救急業務に係る所要時間を消防署別に比較すると、現場到着時間が3.0分から8.0分となっており、十勝圏平均では6.4分となります。

平成23年中の全国(8.2分)・全道(7.2分)平均と比較しても、早期に現場到着していますが、今後も救急需要が高まる中、通報場所の早期捕捉や重複事案への対応など、さらなる現場到着の短縮に向けた取り組みが必要となります。

また、病院への収容時間には27.0分から53.2分と約2倍の差があり、救急業務1件の平均所要時間では、48.8分から117.8分まで約2.4倍に差が広がります。これは広大な面積を有する十勝圏の地理的条件が考えられます。

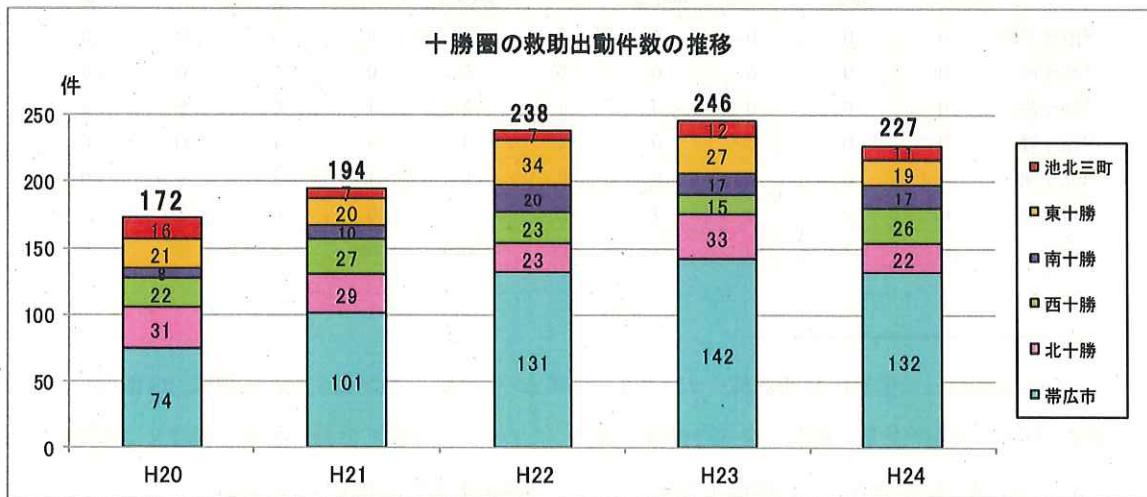
このように、配置署所から救急車が不在となる時間が長くなることから、よりよい救急サービスを実現するため、直近署所からの応援体制の構築が求められます。

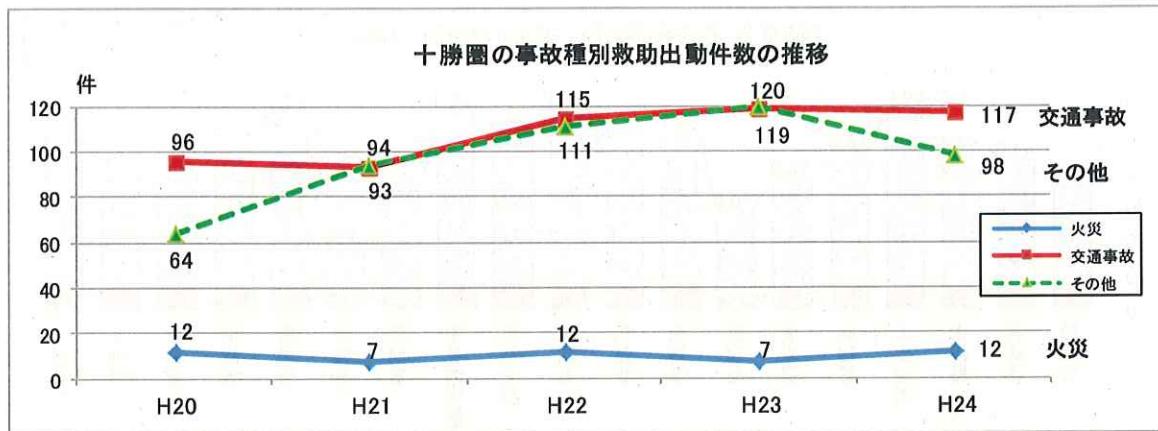


#### ウ 救助の状況

十勝圏における救助出動は、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間で 1,077 件、平均すると年間 215 件となっています。

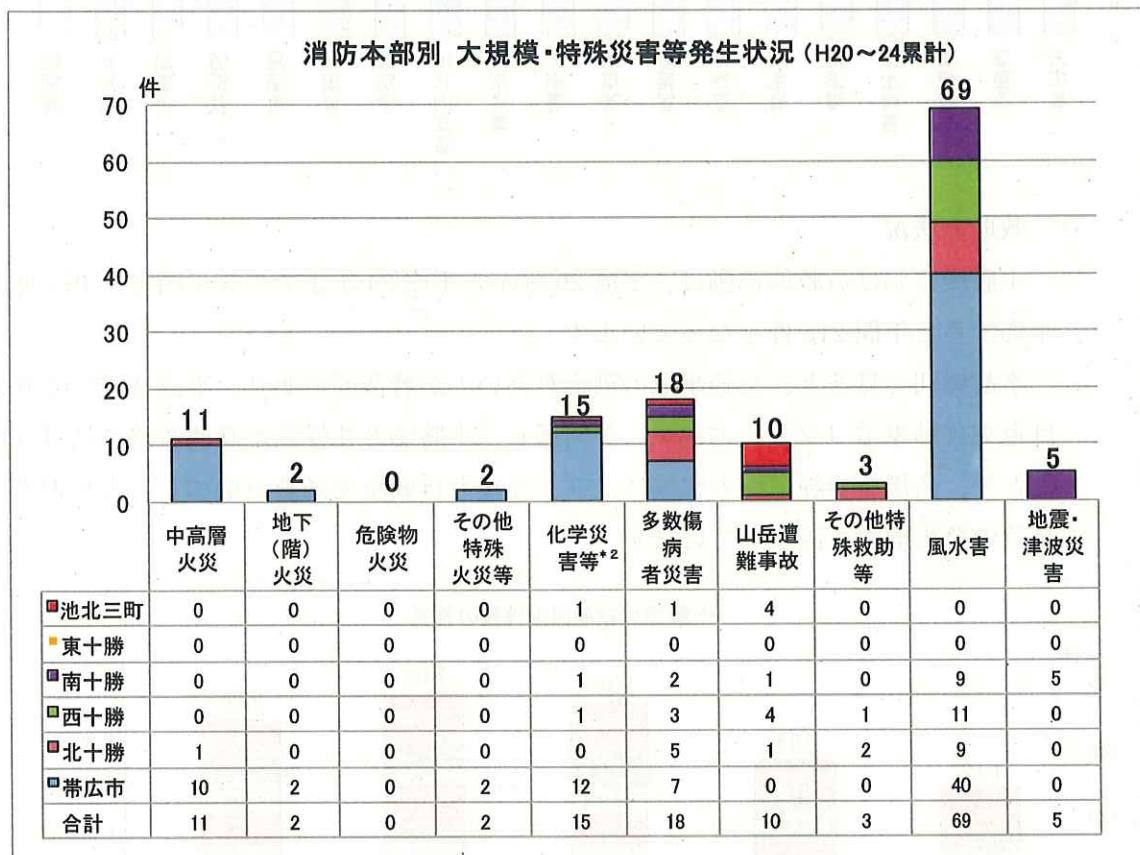
事故種別で見ると、交通事故の割合が高いのが特徴的であり、平成 23 年 10 月には道東自動車道（夕張一占冠間）が開通し、十勝圏と札幌圏が高速道路で結ばれたことや、高規格幹線道路の整備により、今後も自動車交通量が増加し、大規模救助事故の発生危険も高まっています。





全国的には、地震・台風等の大規模災害が頻発し、十勝圏においても、過去5年間で消火・救助に長時間を要する大規模・特殊災害が発生しており、消防活動の困難性は今後も増大していくものと考えられます。

こうした災害に的確に対応していくためには、効果的な救助体制の構築、高度な救助用資機材<sup>\*1</sup>の効率的な整備・配置が必要となります。



\*<sup>1</sup> 救助用資機材：大型油圧救助器具、コンクリートチェーンソー、放射線・化学防護服、除染用器具など、破壊・切断、重量物排除、隊員・傷病者保護等を行うための、人命救助活動に必要な資材又は機器をいう。

\*<sup>2</sup> 化学災害等：化学物質などに起因する災害のこと。(硫化水素事故等を広く含む。)

## (8) 通信指令業務の状況

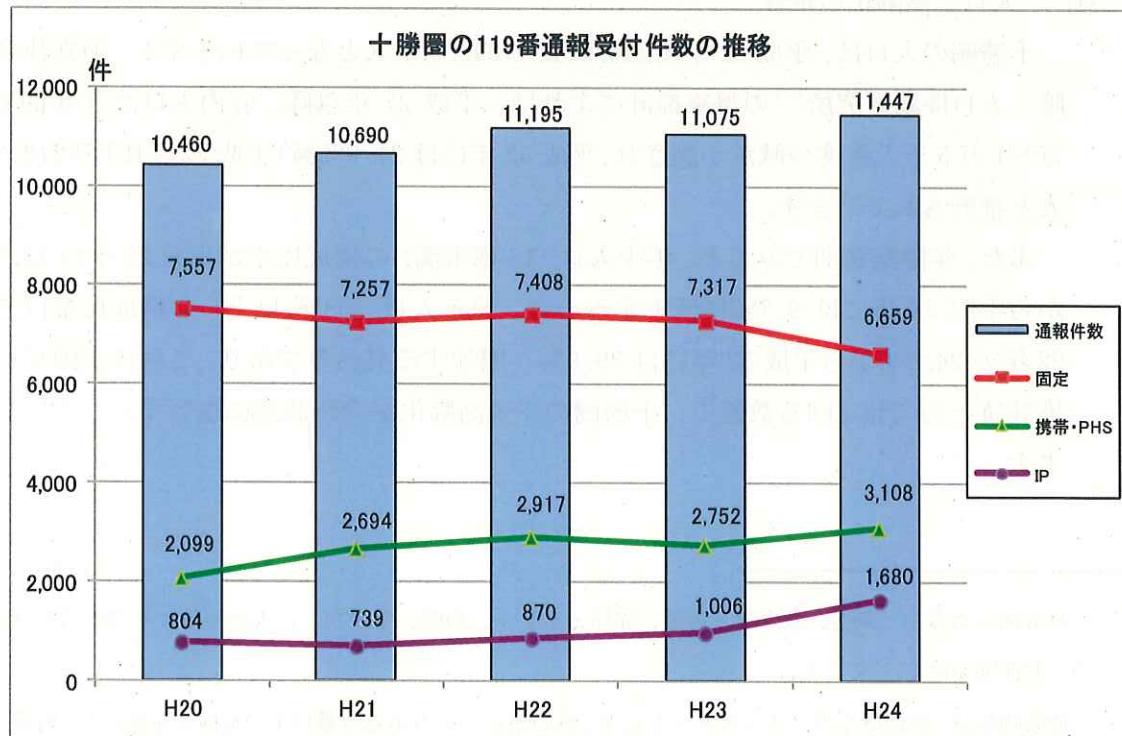
119番の受信を含む災害等の受付（以下「災害受付」という。）は、現在、帯広市を除く5消防本部では、固定電話からの通報については町村を単位とする18消防署で受信していますが、携帯電話等からの通報は、消防本部（組合消防は本部所在地の消防署）単位で受信し、管轄消防署へ転送する方法のため、タイムロスが生じています。

119番通報による災害受付件数は、概ね11,000件前後で推移しており、若干の増加傾向を示しています。

また、119番通報の種類に着目すると、固定電話からの受付が減少する一方、携帯電話・PHS、IP電話<sup>\*1</sup>からの受付件数は増加しています。

現有の指令設備の機能では、帯広市以外は固定電話・携帯・IP電話からの通報場所を表示する位置情報通知機能を備えていないため、旅行者など地理不案内者からの通報時の災害発生現場の特定など、指令設備の高度化が求められるとともに、今後の救急需要の増加等に対応するため、通信指令業務の効率化が必要となります。

さらに、現有の指令設備は、導入から15年以上経過したものが多く、部分更新・改修等によって運用している状況にありますが、高額な指令設備の更新や維持管理は、市町村財政の大きな負担となるため、共同整備などの方法で負担の軽減を図る必要があります。



\*1 IP電話：インターネット技術を利用した電話のこと。

## (9) 政令防火対象物<sup>\*1</sup>、危険物施設<sup>\*2</sup>の状況

十勝圏には、政令防火対象物と危険物施設合わせて、平成 25 年 4 月 1 日現在、18,094 棟の施設があります。

平成 24 年度中の建築物の予防審査・指導などの査案件数は、7,418 件で、対象物の使用形態、面積、構造、規模、防火管理等の状況を考慮し、計画的に実施しています。

火災や事故を未然に防止する予防行政は、その役割の重要性が増してきており、一層の技術向上や専門性の確保が必要となります。

政令防火対象物、危険物施設の状況(H24年度)

| 消防本部       | 政令防火対象物 |        | 危険物施設 |        | 合 計    |        |
|------------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|
|            | 施設数     | 延べ査察件数 | 施設数   | 延べ査察件数 | 施設数    | 延べ査察件数 |
| 十勝圏合計      | 15,039  | 5,336  | 3,055 | 2,082  | 18,094 | 7,418  |
| 帯広市消防本部    | 7,365   | 2,633  | 1,093 | 331    | 8,458  | 2,964  |
| 北十勝消防事務組合  | 2,595   | 851    | 480   | 383    | 3,075  | 1,234  |
| 西十勝消防組合    | 2,211   | 282    | 448   | 222    | 2,659  | 504    |
| 南十勝消防事務組合  | 1,090   | 404    | 305   | 321    | 1,395  | 725    |
| 東十勝消防事務組合  | 896     | 828    | 464   | 556    | 1,360  | 1,384  |
| 池北三町行政事務組合 | 882     | 338    | 265   | 269    | 1,147  | 607    |

※ 東十勝の政令防火対象物は、消防設備を設置しなければならない対象物数。

## 3 消防を取り巻く状況

### (1) 人口と高齢化の推移

十勝圏の人口は、平成 22 年度国勢調査で 348,597 人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所<sup>\*3</sup>の将来推計によれば、平成 27 年以降、管内人口は 5 年間で 1 万～1 万 5 千人程度の減が予測され、平成 52 年には 21.9% 減(平成 22 年比)の 272,361 人と推計されています。

また、年齢階層別でみると、年少人口(15 歳未満)の構成比率が平成 22 年の 13.3% から平成 52 年には 9.7% に低下する一方、老人人口(65 歳以上)の構成比率は平成 22 年の 24.9% から平成 52 年には 39.9% へ増加する見込みであり、これは全国平均の推計値を約 5% 上回る数値で、十勝圏の少子高齢化が今後急速に進行することになります。

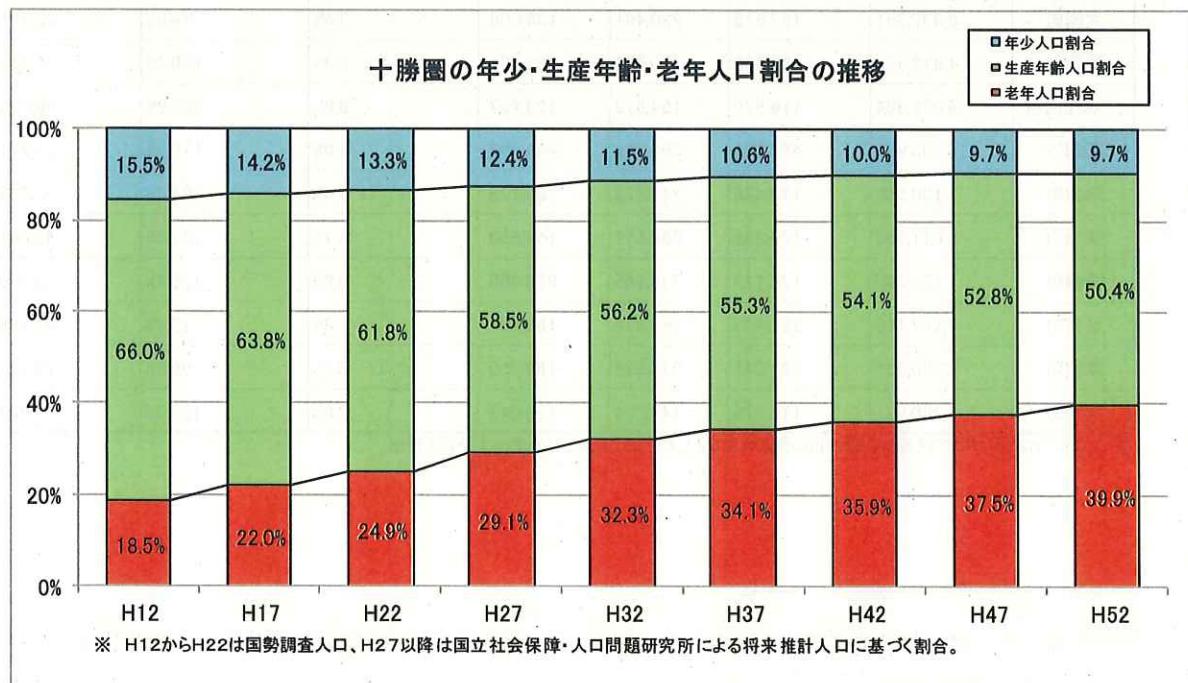
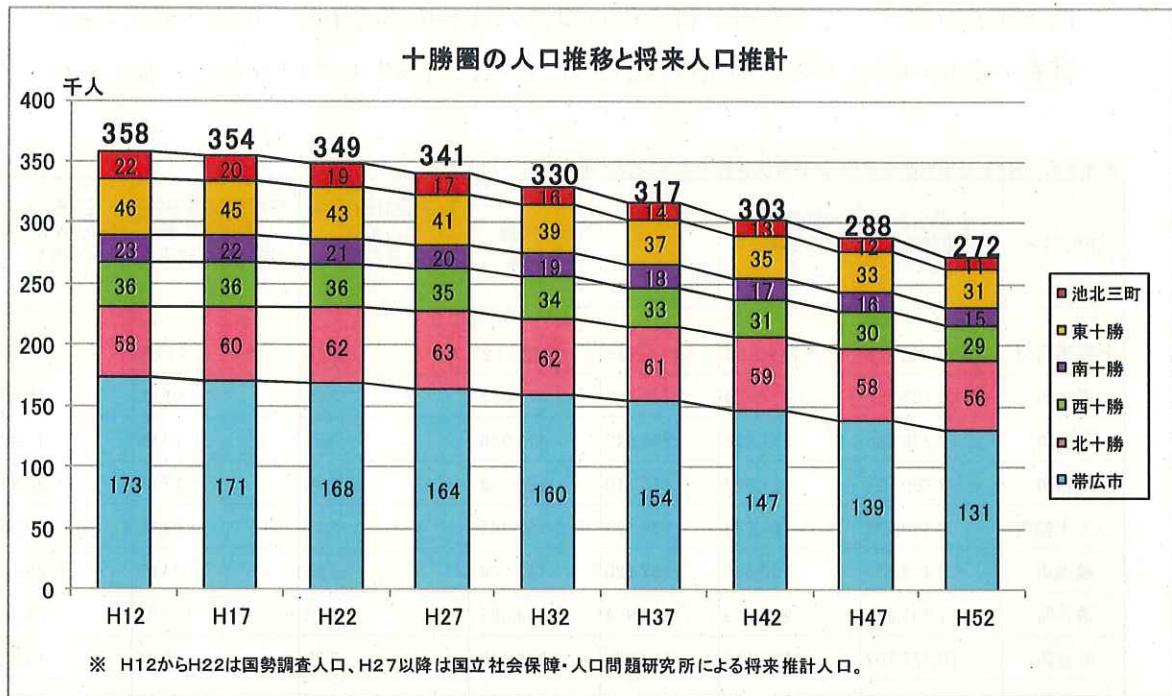
\*<sup>1</sup> 政令防火対象物：劇場、飲食店、店舗、旅館・ホテル、病院、学校など、人が利用する建築物等（個人の一般住宅を除く。）のこと。

\*<sup>2</sup> 危険物施設：製造所やガソリンスタンドなど、法の規定による指定数量以上の危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設のこと。

\*<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、将来人口と社会保障(年金や医療)の関連などの調査研究を行っています。

こうした人口動態の変化は、地域の安全を守る上で欠かせない消防団員の減少・高齢化を招き、災害発生時の消防力の低下が懸念されます。

また、市町村財政においても、老人人口の増加と労働人口の減少は、社会保障費等の増嵩と歳入の低下につながることが予想されることから、計画的な消防施設等の整備・更新とともに、より効率的な消防体制の整備が求められます。



## (2) 財政運営状況

十勝圏における普通会計<sup>\*1</sup>決算額は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 箇年平均で約 2,233 億円、うち消防費は約 71 億円であり、消防費が占める割合は約 3.2% です。これは、全国平均の 1.9% に比べると高くなっていますが、全道平均とほぼ同水準になっています。

市町村ごとに見ると、普通会計決算額に占める消防費の割合は 2.6% から 4.7% まで開きがあります。この背景には、人口規模のほか地理的条件、現消防組合の組合・本部費の負担の考え方等の地域事情があり、負担に差が生じているものと考えられます。

普通会計決算額・基準財政需要額・消防費決算額の状況(3箇年平均[H21~23])

| 市町村名  | 普通会計<br>決算額<br>A  | 消防費基準<br>財政需要額<br>B | 消防費<br>C        | うち常備<br>消防費<br>D | 普通会計決算額<br>に占める<br>消防費の割合<br>C/A | 基準財政需要額<br>に対する常備<br>消防費の割合<br>D/B | 住民1人<br>当たりの常備<br>消防費 |
|-------|-------------------|---------------------|-----------------|------------------|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| 十勝圏合計 | 千円<br>223,293,777 | 千円<br>5,791,018     | 千円<br>7,147,828 | 千円<br>5,663,812  | 3.2%                             | 97.8%                              | 16,056                |
| 帯広市   | 81,183,657        | 1,877,606           | 2,126,469       | 1,817,062        | 2.6%                             | 96.8%                              | 10,807                |
| 音更町   | 17,278,885        | 597,308             | 635,642         | 471,036          | 3.7%                             | 78.9%                              | 10,391                |
| 士幌町   | 7,390,121         | 151,929             | 213,110         | 188,082          | 2.9%                             | 123.8%                             | 28,476                |
| 上士幌町  | 6,350,558         | 163,638             | 194,738         | 152,945          | 3.1%                             | 93.5%                              | 29,356                |
| 鹿追町   | 6,428,959         | 150,568             | 187,120         | 142,868          | 2.9%                             | 94.9%                              | 25,162                |
| 清水町   | 7,303,637         | 215,119             | 300,954         | 254,483          | 4.1%                             | 118.3%                             | 24,688                |
| 芽室町   | 10,772,707        | 328,416             | 404,835         | 259,589          | 3.8%                             | 79.0%                              | 13,395                |
| 新得町   | 6,681,433         | 213,355             | 204,410         | 158,934          | 3.1%                             | 74.5%                              | 23,612                |
| 広尾町   | 8,494,398         | 197,478             | 347,592         | 262,921          | 4.1%                             | 133.1%                             | 32,427                |
| 大樹町   | 6,332,761         | 187,972             | 230,401         | 139,008          | 3.6%                             | 74.0%                              | 22,781                |
| 更別村   | 4,813,331         | 93,760              | 160,646         | 122,231          | 3.3%                             | 130.4%                             | 35,419                |
| 中札内村  | 4,072,304         | 116,570             | 154,573         | 123,457          | 3.8%                             | 105.9%                             | 30,634                |
| 幕別町   | 14,795,928        | 450,981             | 592,302         | 499,206          | 4.0%                             | 110.7%                             | 18,227                |
| 池田町   | 7,100,559         | 178,476             | 241,623         | 186,179          | 3.4%                             | 104.3%                             | 23,735                |
| 豊頃町   | 5,011,185         | 129,262             | 234,579         | 164,533          | 4.7%                             | 127.3%                             | 45,301                |
| 浦幌町   | 7,155,292         | 178,115             | 278,645         | 223,395          | 3.9%                             | 125.4%                             | 38,770                |
| 足寄町   | 9,457,110         | 251,449             | 263,870         | 182,109          | 2.8%                             | 72.4%                              | 23,128                |
| 本別町   | 7,380,031         | 192,041             | 226,535         | 189,759          | 3.1%                             | 98.8%                              | 22,521                |
| 陸別町   | 5,290,921         | 116,975             | 149,784         | 126,015          | 2.8%                             | 107.7%                             | 45,707                |

※ 人口は、H21~23の住民基本台帳人口の3箇年平均として住民1人当たりの常備消防費を算出。

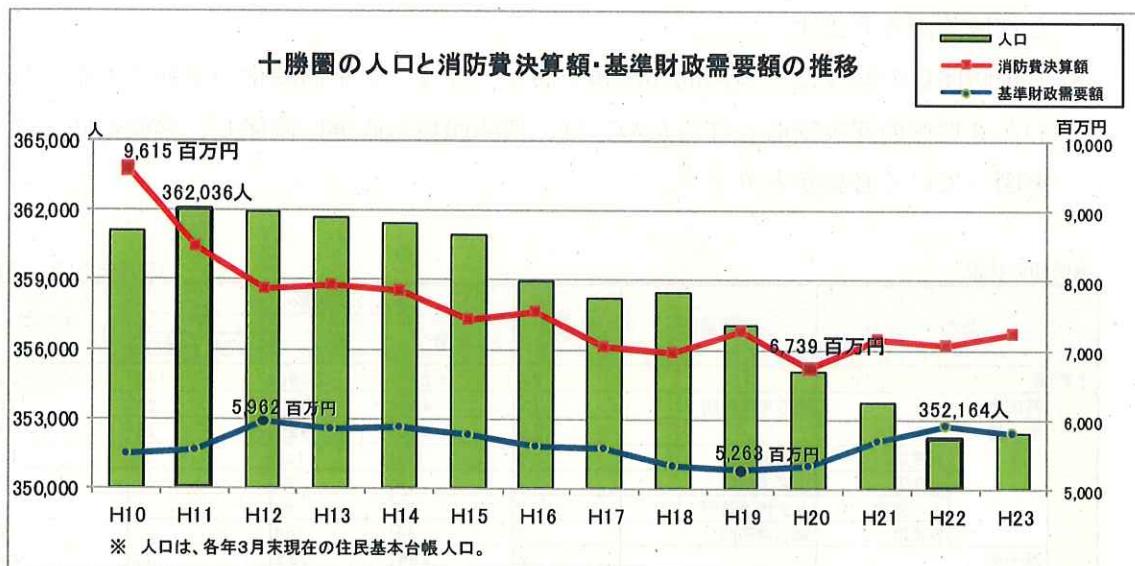
\*<sup>1</sup> 普通会計：統一的な地方財政の比較を行うため、「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」を合算した統計処理上の会計のこと。

各市町村の人口を基本に算定される消防費の基準財政需要額<sup>\*1</sup>は、市町村財政と消防力整備に係る基本的な指標の一つですが、十勝圏においては、平成12年の約60億円をピークに、その後は人口減少とともに減額が続いたものの、平成20年度から平成22年度については、消防費の実情を勘案し、交付税が増額されたため、往時の水準に回復しつつあります。

基準財政需要額に対する常備消防費の割合は、十勝圏全体では97.8%に達し、一定水準の整備が図られていることが分かりますが、個々の市町村では72.4%から133.1%と約2倍の開きがあります。

住民一人当たりの常備消防費負担額では、さらに差は顕著になり、10,391円から45,707円まで約4.4倍の開きが生じています。

今後、急速に進行することが予想される少子高齢化により、市町村の財政状況が厳しさを増す中、現行の消防力及び住民サービスの維持・向上を図るために、より効率的な組織運営が求められます。



### (3) 災害・事故の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて1万8千人（平成25年10月10日警察庁発表値）を超える甚大な被害をもたらし、十勝圏にも大きな被害を残しました。

北海道においては、平成15年の十勝沖地震から10年が経過しており、今後、大規模な地震の発生も懸念されるほか、近年、全国で風水害等の大規模自然災害が相次ぐ中、こうした災害に即応できる消防体制の構築が必要となっています。

\*1 基準財政需要額：各自治体での普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したときに必要と想定される「一般財源の額」のこと。

また、十勝圏の消防を取り巻く状況は、平成23年5月に発生した石勝線のトンネル内列車火災や列車トラブルなどのほか、平成23年10月に道東自動車道（夕張一占冠間）が開通し、道央圏と十勝圏が直結したことによる交通量の増加から、消防活動の重要性が高まっています。

こうした災害に対応するためには、効率的な消防施設等の整備、指揮体制・安全管理体制の確立、教育訓練体制の充実による職員の資質向上など、消防力の充実強化が必要となります。

#### (4) 消防団の状況

十勝管内19市町村には、21消防団があり、市街地・準市街地以外に、広大な面積に多数の集落が点在する十勝圏では、地域の安全を守るうえで消防団は欠かせない存在です。

十勝圏全体の消防団員数は、平成25年1月1日現在、条例定数2,267人に対して、実員2,050人で、充足率は90.4%となっており、市町村別に見ると、100%から77.2%と地域差があります。

消防団員の減少は、全国的な課題であり、今後、少子高齢化が進展する中、将来にわたり地域の安全安心を守るために、消防団員を確実に確保し、常備消防との連携を図っていく必要があります。

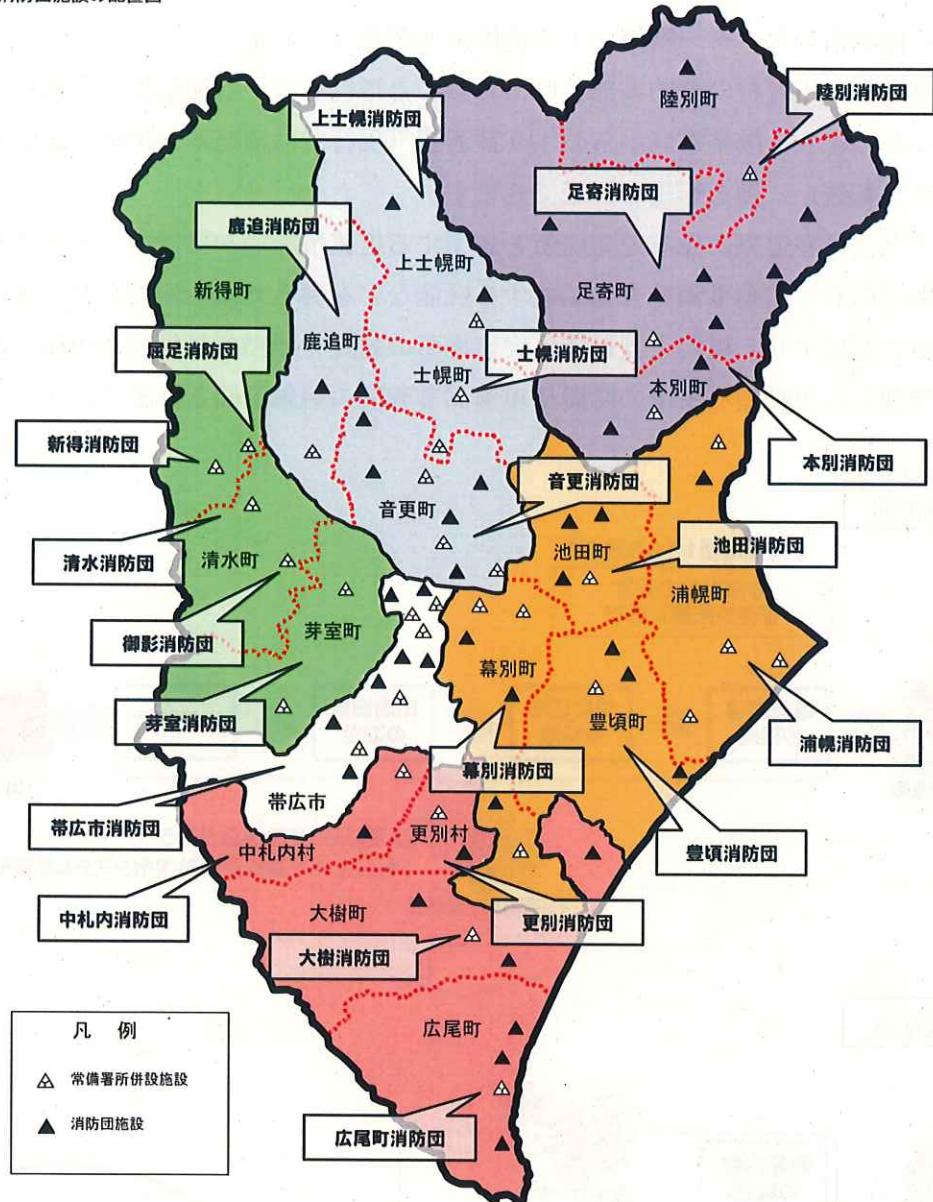
消防団の状況 (平成25年1月1日現在)

| 区分   | 消防団名        | 分団数 | 団員数   |       |      | 充足率    |
|------|-------------|-----|-------|-------|------|--------|
|      |             |     | 条例    | 実員    | うち女性 |        |
| 十勝圏  |             | 64  | 2,267 | 2,050 | 135  | 90.4%  |
| 帯広市  | 帯広市消防団      | 13  | 400   | 353   | 21   | 88.3%  |
| 北十勝  |             | 15  | 340   | 332   | 21   | 97.6%  |
|      | 音更町 音更消防団   | 7   | 156   | 156   | 13   | 100.0% |
|      | 士幌町 士幌消防団   | 2   | 53    | 53    |      | 100.0% |
|      | 上士幌町 上士幌消防団 | 3   | 67    | 65    | 8    | 97.0%  |
|      | 鹿追町 鹿追消防団   | 3   | 64    | 58    |      | 90.6%  |
| 西十勝  |             | 2   | 295   | 265   | 37   | 89.8%  |
|      | 清水町 清水消防団   |     | 65    | 55    | 7    | 84.6%  |
|      | 御影消防団       |     | 40    | 39    | 6    | 97.5%  |
|      | 芽室町 芽室消防団   | 2   | 85    | 76    | 10   | 89.4%  |
|      | 新得町 新得消防団   |     | 60    | 54    | 8    | 90.0%  |
|      | 屈足消防団       |     | 45    | 41    | 6    | 91.1%  |
| 南十勝  |             | 11  | 395   | 360   | 20   | 92.7%  |
|      | 広尾町 広尾町消防団  | 4   | 150   | 132   | 10   | 88.0%  |
|      | 大樹町 大樹消防団   | 3   | 110   | 107   | 10   | 97.3%  |
|      | 更別村 更別消防団   | 2   | 65    | 65    |      | 100.0% |
|      | 中札内村 中札内消防団 | 2   | 70    | 62    |      | 88.6%  |
| 東十勝  |             | 14  | 511   | 443   | 20   | 86.7%  |
|      | 幕別町 幕別消防団   | 4   | 170   | 158   | 11   | 92.9%  |
|      | 池田町 池田消防団   | 2   | 120   | 104   |      | 86.7%  |
|      | 豊頃町 豊頃消防団   | 4   | 101   | 78    |      | 77.2%  |
|      | 浦幌町 浦幌消防団   | 4   | 120   | 103   | 9    | 85.8%  |
| 池北三町 |             | 9   | 326   | 291   | 16   | 89.3%  |
|      | 足寄町 足寄消防団   | 5   | 150   | 138   | 10   | 92.0%  |
|      | 本別町 本別消防団   | 3   | 120   | 98    | 6    | 81.7%  |
|      | 陸別町 陸別消防団   | 1   | 56    | 55    |      | 98.2%  |

※ 団員数は、本部・本団を含む。

また、非常備消防施設は、消防団詰所等 45 施設、車両 154 台を有します。これらは、各市町村が地域の実情に応じて整備に努めてきたものですが、常備消防と同様に老朽化施設・設備の更新が必要となります。

消防団施設の配置図



#### ○広域化の必要性

人口減少や少子高齢化をはじめ、本章で述べた様々な課題がある中、将来にわたり住民の安全・安心な暮らしを支えていくためには、十勝の 19 市町村が一つとなって、消防体制の充実強化を図っていく必要があります。

## 第2章 広域化による効果

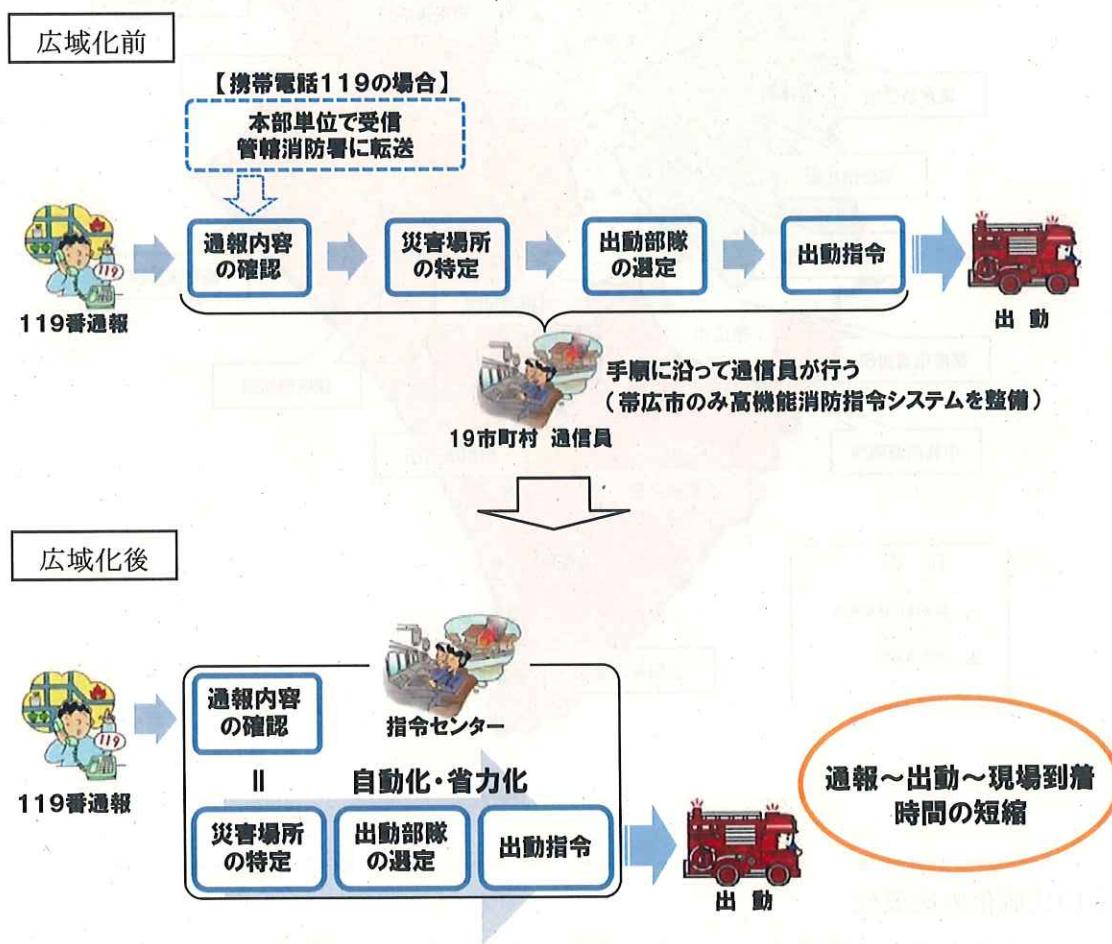
### 1 住民サービスの向上

#### (1) 現場到着時間の短縮

##### ア 高機能指令センター整備による通信指令業務の一元化

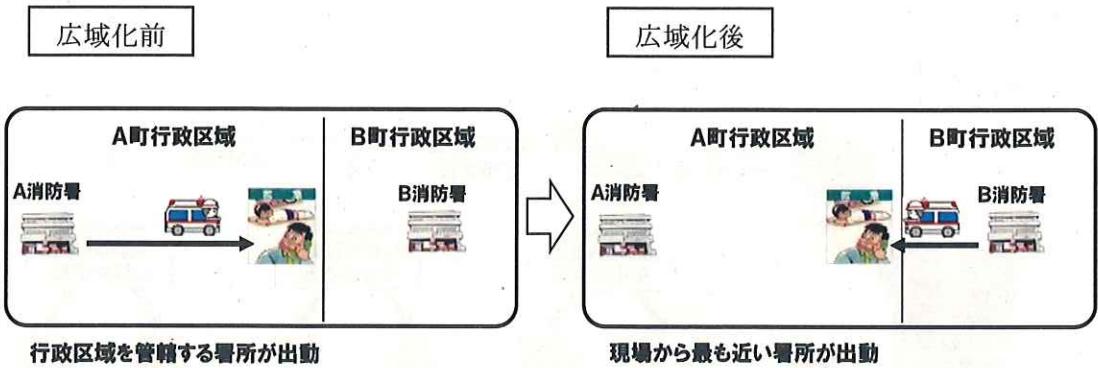
現在 19 市町村の消防本部又は消防署ごとに行っている通信指令業務を一元化することにより、携帯電話からの 119 番通報（現行では消防本部単位で受信し管轄消防署に転送）に係る転送を回避できます。

また、災害通報に係る通報場所を表示する位置情報通知機能や、災害地点や災害種別に応じて出動車両を自動編成する機能などを備えた高機能指令センターを整備することにより、現行より迅速に災害場所の特定や出動部隊編成が可能となり、通報受理から出動指令までの時間や現場到着時間の短縮が図られます。

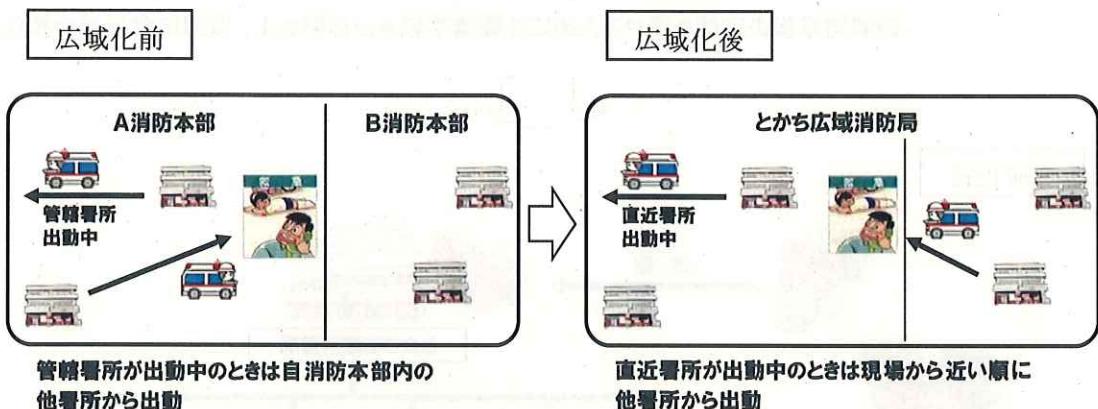


#### イ 直近署所の出動体制

(ア) 広域化により、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を越えた消防活動が可能となることから、災害地点に最も近い署所からの出動を基本として、出動区域の見直しを行うことで現場到着時間の短縮が図られます。



(イ) 重複して発生した災害に対して、隣接署所からの出動など早急な対応が可能となり、現場到着時間の短縮に効果があります。



## (2) 災害発生時における初動体制の強化

ア 一つの消防本部が保有する部隊数が増えることで、通報段階から必要な規模の部隊編成が可能となるため、初動時における出動部隊数が増強されるとともに、被害の拡大や活動の長期化に対応する2次出動体制が充実するなど、災害対応力が強化されます。

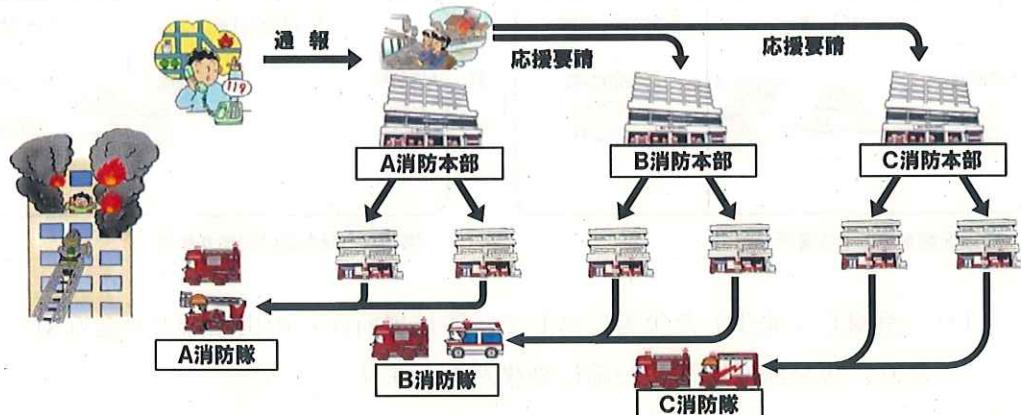
イ 大規模災害時において、消防相互応援協定<sup>\*1</sup>による応援手続きが不要になり、部隊の集結時間が短縮されます。

## (3) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用

大規模災害時において、組織が異なる応援部隊との活動は、指揮命令が複雑になるおそれがありますが、広域化により組織が一本化され、指揮命令系統の一元化が図られることにより、効果的な部隊運用が可能となります。

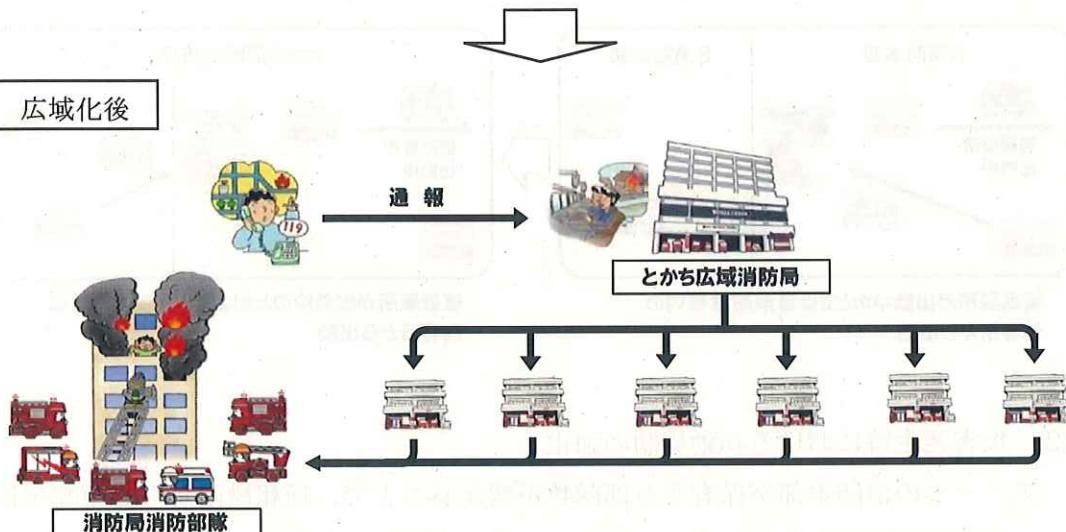
\*1 消防相互応援協定：市町村個々の消防力の限界をこえる大規模な災害等に対処するため、組織法の規定に基づき、市町村間であらかじめ「消防の相互応援」に関して定めたもの。

### 広域化前



他消防本部の応援を受けるためには要請手続きが必要な上、指揮命令系統が複雑

### 広域化後



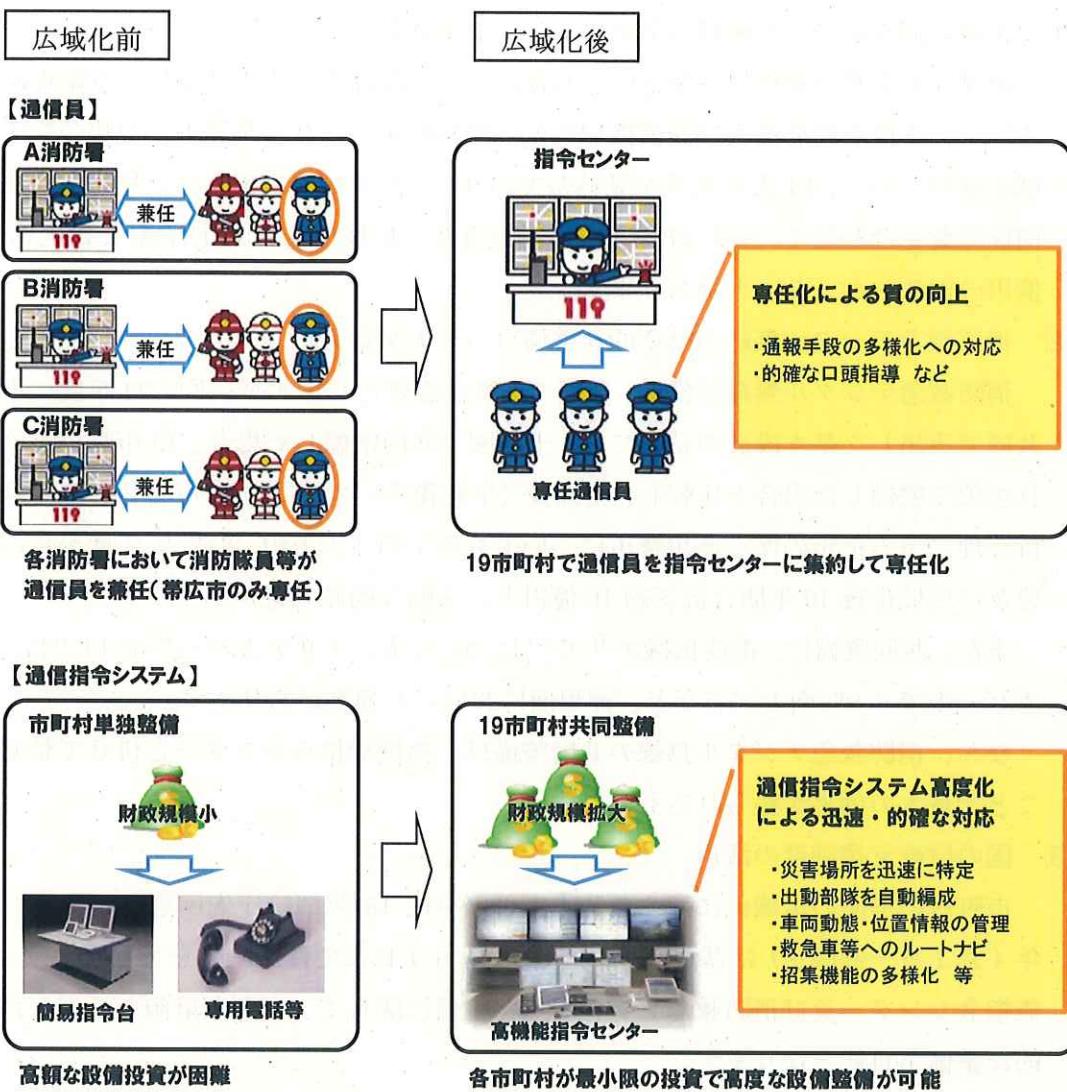
初動から災害規模に適応した部隊に出動指令が可能な上、指揮命令系統が明確

## 2 消防体制の基盤の強化

### (1) 高機能指令センター整備による通信指令業務の高度化

近年、携帯電話の急速な普及等による通報手段の多様化、心肺停止等の救急要請に対する応急手当の口頭指導など、通信指令業務の専門性は高まっています。

このような状況の中、スケールメリットを生かすことにより、通信部門の専任化が可能となるとともに、指令センターを広域で整備することにより、高度な機能を備えた高機能指令センターを最小限の投資で効率的に整備でき、情報通信技術の進歩などの変化に対応した通信指令業務の高度化が図られ、救命率の向上など住民サービスのさらなる充実が期待できます。



## (2) 高度な資機材等の計画的かつ効率的な整備

消防ポンプ車や救急車等のほか、通常の災害対応資機材については、現行どおり市町村（消防署）単位での整備を進めますが、特殊な災害に対応する車両や資機材については、可能な限り共用できるよう運用方法を定めることにより、重複投資が避けられ、計画的かつ効率的な整備が可能となります。

## (3) 組織の活性化

組織の統合は、幅広い人材確保が可能となるため、地域の消防体制に影響のない範囲において、消防署間で人事異動を行うことにより、年齢構成の平準化など署所の課題解消に繋がるほか、研修の充実など、組織の活性化が図られます。

### 3 財政負担の軽減

#### (1) 組織の運営及び人員配置の効率化（ソフト事業分）

組織の統合及び通信指令業務の一元化により、組合運営や本部事務の効率化が図れるほか、本部事務要員及び通信指令員の効率的配置により、試算上、現状の署所の体制を維持しつつ、21人の減員を見込んでおり、これら減員が図られた場合、人件費や関係経費を合わせて、平成27年度の準備経費及び広域化後10年間合計で最大約23.1億円の財政的なメリットがあります。

#### (2) 消防救急デジタル無線の効率的な整備（ハード事業分）

消防救急デジタル無線整備は、多額の経費を必要としますが、平成24年度に十勝圏共同で実施した基本設計の結果では、十勝圏で共同整備した場合、19市町村がそれぞれ単独で整備した場合と比較し、整備費（事業費ベース）で約13.9億円、機器等の維持管理に係る毎年の保守運用費用についても毎年約2千万円、平成25年度からの整備費及び広域化後10年間合計で約16億円と、大幅な削減効果があります。

また、共同整備は、電波伝搬エリア<sup>1</sup>についても、エリアカバー率で14.2%、世帯カバー率で0.9%向上するなど、運用面においても効果があります。

なお、消防救急デジタル無線の共同整備は、高機能指令センターと併せて整備することで最大の効果が得られるものです。

#### (3) 国の財政支援制度の活用

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。平成25年4月1日一部改正）に基づき、平成30年4月1日までに広域化を行う場合は、高機能指令センター及び消防救急デジタル無線整備に関して、有利な財源を活用した効率的な整備が可能となります。

また、組織統合に伴い必要となる経費についても、国の様々な財政支援制度<sup>2</sup>を活用し、広域化後の体制整備を行うことができます。

---

\*<sup>1</sup> 電波伝搬エリア：電波が空中を伝わり到達する範囲のこと。

\*<sup>2</sup> 国の財政支援制度：広域消防運営計画策定など消防の広域化の準備に要する経費、本部名称やシステム変更、統一規程の整備など消防の広域化に伴い臨時に必要となる経費など、ハード整備以外にも国による支援制度が設けられている。

### 第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

#### 1 基本的な考え方

広域化時点においては、今後、大きな投資を行う通信指令システムの効率的な運用を図るため、消防本部を統合し、指揮命令系統の一元化を図ることを第一ステップとします。

各市町村の署所の運営については、現行どおりスタートし、職員の処遇など組織管理上、早期に統一が必要な事項については、広域化後5年時点で帯広市の諸制度に合わせることを基本とし、いわゆる「自賄い方式」については、広域化後も検討を継続し、段階的な解消を目指します。

#### 2 広域化の方式及びスケジュール

##### (1) 広域化の方式

広域化の方式は、19市町村の常備消防に係る事務を共同で行うことを目的とした「一部事務組合」方式とします。

##### (2) 組合の名称等

###### ア 組合名称

組合の名称は、「とかち広域消防事務組合」（以下「広域消防組合」という。）とします。

###### イ 組合事務所の位置

組合事務所の位置は、現帯広市消防庁舎（帯広市西6条南6丁目3番地1）とします。

##### (3) 共同で処理する事務

組合規約に定める共同処理事務は、消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）とします。

##### (4) 議会の組織及び議員の選挙方法

議会の組織及び議員の選挙方法は、次のとおりとします。

###### ア 議員定数及び選出方法

(ア) 組合議会の議員定数は、38人とします。

(イ) 議員配分は、定数の半数にあたる19人は、市町村に各1名を均等に配分し、残りの19人は、人口に応じて配分します。 . . . 【資料1】

(ウ) 選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙することとし、補欠選挙についても同様とします。

###### イ 議員の任期

組合議員の任期は、構成市町村の議会の議員の任期とします。

## ウ 議長及び副議長

組合の議会において、議員の中から議長及び副議長各1人を選挙により選出します。

## (5) 執行機関の組織及び選任の方法

執行機関の組織及び選任の方法は、次のとおりとします。

### ア 執行機関の組織

組合の執行機関として、管理者1人、副管理者19人、会計管理者1人及びその他 の職員2名を置きます。

### イ 執行機関の選任方法

(ア) 管理者は、帯広市長とします。

(イ) 副管理者は、18町村長及び帯広市副市長とします。この場合において、事務決 裁規定上の副管理者を帯広市副市長とします。

(ウ) 会計管理者は、帯広市会計管理者を併任します。

(エ) その他の職員は、帯広市及び町村から各1名を派遣するものとします。

### ウ 監査委員

監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者から それぞれ1人を選任します。

## (6) 広域化スケジュール

広域化の時期は、広域化と併せて共同整備する消防救急デジタル無線及び高機能指 令センターの運用開始と同時期とすることで、効率的かつ円滑な業務運営を図ること ができるため、平成28年4月1日とします。

| 年 度                   | 消防広域化  | 消防救急デジタル無線整備     | 高機能指令センター整備 |
|-----------------------|--|------------------|-------------|
| 平成21年度<br>～<br>平成23年度 | H21.4.1 十勝圏複合事務組合 消防広域推進室設置                                  |                  |             |
| 平成24年度                | 市町村間協議<br><br>「十勝圏広域消防のスタート時の姿」確認                            | 基本設計<br>(電波伝搬調査) |             |
| 平成25年度                | 運営計画作成<br><br>「十勝広域消防財政シミュレーション」確認<br><br>3月末 十勝圏広域消防運営計画成案化 | 実施設計             |             |
| 平成26年度                | 規約作成<br><br>9～12月 規約の議決<br><br>2～3月 北海道知事の許可                 | 整備工事<br><br>詳細設計 |             |
| 平成27年度                | 広域消防 移行準備  | 整備工事             | 整備工事        |
| 平成28年度                | H28.4.1 消防広域化  | H28.4.1 共同運用開始   |             |

### 3 組織

#### (1) 消防本部

##### ア 位置

消防本部の位置は、十勝圏域の中心にあり、国・北海道などの関係機関や中核となる医療機関が集中している地理的な要件に加え、庁舎スペース、耐震性及び耐用年数を考慮し、現在の帯広市消防本部とします。



##### イ 名称

消防本部の名称は、住民に理解しやすく、親しみやすい簡素な名称とするため、地域名として「とかち」を使用するほか、19市町村が連携して事務を共同処理することを示す「広域」を付するとともに、管轄人口が30万人以上の規模の消防機関に用いられる「消防局」を組合せ、「とかち広域消防局」とします。

##### ウ 組織

消防本部の組織は、消防行政の部門ごとに専任化を図り、事務を適正に処理するため、広域化時点では、総務課、消防課、救急救助課、情報指令課及び予防課の5課制とし、広域化5年時以降については、総務課を分離し、人事課の創設を検討します。

・・・【資料2】

##### エ 権限

###### (ア) 指揮命令系統の一元化

指揮命令権は、広域化時点で整備する指令センターの統制により、組織として一体的な災害活動体制を確立し、災害の種別、規模及び発生場所に適した部隊選定や大規模災害等に対する部隊運用等を迅速かつ的確に行うため、消防局長に一元化します。

なお、大規模災害時には、災害対策基本法に基づき設置された災害対策本部（本部長は市町村長）と連携し対応します。

#### (イ) 消防局長及び署長権限の明確化

事務権限については、消防本部の統合により住民サービスの低下が生じることのないよう、可能な限り消防署長に権限を付与し、広域化前と同様に消防署単位で地域に密着した消防サービスを維持します。

・・・【資料3】

#### オ 部隊運用等

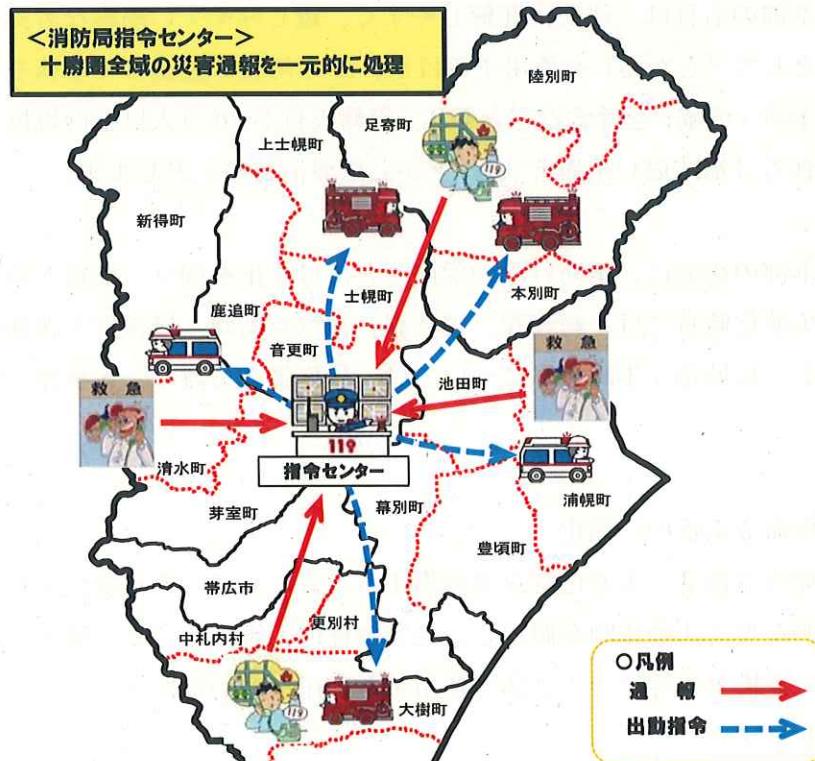
広域化時点における部隊運用については、現行の各署所の出動体制を維持しつつ、直近署所からの出動を基本に、複数の署所が連携して活動できる出動体制や部隊運用等の計画を作成します。

なお、広域化後5年時点までに「指針」に基づき、市街地、準市街地、その他の地域など、地域の実情を考慮しながら、新たな基準を作成し、部隊編成、車両搭乗人員、兼務のあり方等について統一化を図り、より効果的な部隊運用を目指します。

#### カ 指令センター

現在、19市町村の消防本部又は消防署ごとに行っている災害受付、出動指令及び無線統制等の通信指令業務は、広域化時点で消防局内に整備する指令センターに一元化し、通信員や業務運営の効率化を図ります。

なお、指令装置の故障等の発生の際には、119番通報の受信や出動指令が行うことができるよう、低コストのバックアップ機能の整備手法について、高機能指令センター整備に合わせて整理します。



## (2) 消防署

### ア 管轄区域

消防署の管轄区域は、予防事務、水利事務、消防団事務等の通常時の事務に関しては、広域化前に引き続き、市町村の区域を基本としますが、災害出動に関しては、市町村の区域を撤廃し、指令センターの統制により、災害現場より直近署所からの出動を基本に、新たな出動計画及び区域を定め、住民サービスの向上を図ります。

### イ 署所の配置

署所の配置は、地域における消防サービスを維持するため、現行のまま広域消防に引き継ぐものとします。 . . . 【資料4】

### ウ 名称

署所の名称は、19市町村ごとに消防署を配置し、権限を統一することで、より円滑な組織運営を図るため、広域化時点で「中札内支署」及び「更別支署」を「消防署」に名称変更します。

また、その他の署所は、現行の名称を引き継ぐものとします。

## (3) 勤務形態

広域化時点では、署所の運営が現行どおりのため、現状の勤務形態を継続し、広域化後5年時点で2部制への統一を目指します。ただし、情報指令課は、勤務場所が同一となる帯広市消防署の勤務形態に合わせて、広域化スタート時点で2部制とします。

## (4) 広域化後の定員配置

消防本部の統合及び通信指令業務の一元化により、人員の効率化を図り、消防局の定員を68名とします。 . . . 【資料5】

## (5) 採用計画

広域化後の新規採用職員の採用試験は、帯広市の採用試験の例により1次試験（教養、適性、集団面接）、2次試験（面接、体力測定）を消防局が行い、3次試験（面接）を採用予定市町村（消防署）において実施し、市町村との協議を踏まえ、消防局長が決定します。

## (6) 職員の配置

### ア 消防局勤務職員の配置

消防局に勤務する職員（通信指令要員を含む。）は、帯広市の職員を除き、ローテーションによる町村職員の人事異動（派遣扱い）とし、その期間は、原則3年以上とします。 . . . 【資料6】

#### イ 署所勤務職員の配置

署所勤務の消防職員は、勤務地居住を原則とします。なお、消防署間の異動については、スキルアップ、研修、年齢構成のは正、有資格者の確保など、各市町村の人事政策に配慮し、市町村（消防署）から要望があった場合に行うことを原則とし、異動期間後は、採用市町村（消防署）へ帰任することとします。

#### ウ 新規採用職員の配置

新規採用職員の勤務地は、採用時に配属された消防署とし、人事異動については、署所勤務職員と同様とします。

### 4 職員の待遇等

#### (1) 任用

ア 消防職員は、署所の所在地を管轄する市町村（以下「管轄市町村」という。）の消防団事務や防災に関して、円滑な連携を図るため、「広域消防組合消防職員」と「構成市町村職員」の身分を併任します。

イ 広域化時点で既に消防職員であった者は、現行の消防力を維持するため、広域消防組合の職員として継続して任用することを基本とし、消防局勤務となる職員を除き、消防署に勤務する消防職員は、当該消防署に勤務するものとします。

ウ 広域化前に帯広市消防職員であった者については、広域消防組合の職員とした場合、北海道市町村職員退職手当組合<sup>\*1</sup>（以下「退手組合」という。）への加入に伴う財政負担が過重となるため、地方自治法第252条の17に基づく帯広市からの派遣職員とし、広域化後の消防局又は帯広市消防署に勤務することを基本とします。

#### (2) 給与制度（給料・諸手当）

ア 広域化後の給料・諸手当は、同一職場における職員間に不公平が生じないよう、広域化後5年時点で、3年間の現給保障を行いつつ、人員の最も多い帯広市の制度に一元化することを基本とし、それまでの間は、広域化前の例によるものとします。

イ 広域化後に採用する職員については、広域化後5年時点の給与制度の統一に向けて、採用時から帯広市の給与制度の適用を基本とします。

ウ 給与等の計算事務は、広域化時点では各消防署において行い、給与表等の統一化後、消防局事務に移管します。

#### (3) 退職手当制度

ア 広域化時点で既に消防職員であった者は、広域化後の消防職員として引き継ぐことから、広域消防組合が退手組合に加入し、広域化前の例により費用を負担します。

\*1 北海道市町村職員退職手当組合：道内の市町村や一部事務組合などの職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理を目的に設立された。帯広市を除く管内5消防本部が加入している。

イ 広域化前に帯広市消防職員であった者は、退手組合には加入せず、引き続き帯広市条例の定めるところにより退職手当の支給を受けるものとします。

ウ 消防本部職員の退職手当については、署所の職員と同様に市町村が負担します。

ただし、本部在籍分については、当該職員の退職時に本部の在籍月数分を消防局の共通経費で負担します。

エ 現消防組合の解散に伴う退手組合の既納分担金に係る財産（債権・債務）の継承先は広域消防組合とし、脱退に伴う清算は行わないものとします。

オ 広域化後採用職員については、退手組合に加入するものとします。

#### (4) 階級

消防局長の階級を「消防正監」、消防局次長の階級を「消防監」、消防署長の階級を「消防監又は消防司令長」とし、その他の階級は、現階級を保障しつつ、広域化後5年時点で帯広市消防本部の階級に統一します。

#### (5) 福利厚生

ア 共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度等は、関係法規に基づき適切に実施します。

イ 職員福利厚生については、新たな組織を設置します。

#### (6) 教育・訓練・研修等

ア 広域化後、消防局において消防署の意見を反映させた消防学校教育計画・各種研修計画を作成するとともに、警防・救急・予防その他の研修や各種資格取得研修を実施します。

イ 広域化後、消防局において研修要員を一元的に確保できる体制が整うまでの間は、消防署の派遣計画を踏まえ作成した消防学校教育計画に基づき、広域化前の例により人的対応及び財政負担を消防署単位として実施します。

#### ○消防学校教育・各種研修計画(消防署の計画・意見を反映)



初任者(新人)教育



業務の高度化に対応した人材の育成



救急資格者の養成  
救急隊員の教育



高度な技術を有する隊員の育成

#### (7) 貸与物品

消防職員に給・貸与する被服等の物品については、広域化に合わせて仕様の統一を図りますが、広域化前に貸与された物品は、当分の間使用できるものとし、効率的な整備を図ります。

また、広域化時点での仕様変更等が必要となる物品については、消防広域化臨時経費として、国の消防広域化支援対策を活用し整備します。



## 5 施設整備

### (1) 消防施設等計画

消防施設等は、広域化前に、各市町村（消防署）において、消防施設等の整備計画を作成し、広域化後の消防局がこれを取りまとめ、必要な調整を行った上、庁舎・水利等の「広域化消防施設整備計画」及び車両・備品等の「広域化消防設備整備計画」を策定します。

なお、現行制度下においては、過疎債など市町村ごとに有利な財政制度の活用が効率的なため、整備事務や整備費用は、管轄市町村の負担を原則とします。

#### ○広域化消防施設・設備整備計画(現行の市町村の計画・整備事務体制を継承)



### (2) 通信施設

#### ア 通信指令システム

通信指令システムは、迅速に通報位置の把握や出動部隊選定を行い、出動指令や現場到着に至るまでの時間短縮を図るとともに、広域化による出動時の地理不案内を解消し、指令統制を的確に行うため、災害通報に係る位置情報通知機能、GPSを利用した車両動態表示機能、自動出動指定装置等の高度な機能を備えた高機能指令センターII型を新規整備します。

また、平成27年度中に整備が完了するよう、消防救急デジタル無線と併せて十勝圏共同整備を進めます。

#### イ 消防救急デジタル無線

消防救急デジタル無線は、現在のアナログ方式（周波数150MHz帯）の使用期限である平成28年5月31日までに整備する必要があるほか、広域消防の業務開始に合わせて運用開始することが最も効率的なため、平成27年度中に整備完了するよう十勝圏共同整備を進めます。

## 6 予防事務

広域化後の消防局の予防事務は、十勝圏の火災予防に関する条例・規則を制定し、住民に密接に関わる申請・届出等の事務については、広域化前と同様に署所において行います。

・・・【資料7】

## 7 経費負担等

### (1) 経費負担方法

経費の負担方法は、次のとおりとします。

| 項目                           | 経費区分                           | 負担方法   |
|------------------------------|--------------------------------|--|
| 本部<br>経費<br>負担               | 組合議会に要する経費                     | 市町村均等割20%、議員定数人口配分割80%   |
|                              | 本部職員に要する経費                     | 帯広消防事務兼務職員10名分 帯広市100%<br>上記以外の本部職員 市町村均等割20%、人口割80%   |
|                              | 本部の事務に要する経費                    | 市町村均等割20%、人口割80%   |
| 署所<br>経費<br>負担<br>（退職手当を除く。） | 署員に要する経費（人件費、被服費等）             | 署員が勤務する署所の管轄市町村の負担とする。なお、広域化後採用職員についても同様とする。   |
|                              | 車両及び救急・警防活動に要する経費              | 管轄市町村の負担とする。ただし、市町村の区域外への広域的出動に係る経費は、消防局の共通経費から実態に応じて配分する。<br>※広域化時点では、広域化前3年間の活動実績の平均額に10%を上乗せした額を消防局に負担金として支出し、次年度以降、広域化初年時の実績を勘案して整理する。 |
|                              | 署所庁舎の維持管理に要する経費（光熱水費、修繕、点検費用等） | 管轄市町村の負担とする。   |
|                              | 署所の事務に要する経費（P C等のリース料、備品、消耗品等） | 管轄市町村の負担とする。   |
| 施設・車両等<br>経費<br>負担           | 署所・署所に配備する車両等の整備に要する経費         | 署所の改修、新築等及び署所に配備する消防ポンプ車、救急車、連絡車などの一般車両については、広域化消防施設・設備整備計画に基づき整備することとし、管轄市町村が経費を負担する。   |
|                              | 特殊車両等の整備に要する経費                 | 上記以外の梯子車等の特殊車両の購入及び各市町村の要望による施設整備は、別途協議により負担率を定めることとし、広域消防組合の財産とする。  |
|                              | 通信施設の整備・維持管理に要する経費             | 高機能指令センター及び消防救急デジタル無線の整備費用並びに維持管理費用については、整備事業に合わせて別途協議し、負担方法を定める。  |

(2) 財産の取扱い

ア 既存財産については、広域化後も消防力の維持を図る必要があることから、無償で広域消防組合に貸与することとし、債務は引き継がないものとします。

イ 広域化後に管轄市町村が経費負担して取得する財産の取扱いについては、広域化前の例によることとします。

ウ 広域化後に全構成市町村が経費負担割合により取得する財産は、債務も含め広域消防組合のものとします。

(3) 物品購入・契約事務等

財務・契約関係諸規定については、帯広市の関係規定を基本に制定します。

なお、物品購入等については、特別な経費を除き、管轄市町村の地元発注を基本とします。

(4) 手数料等

消防法令等に基づく事務に係る手数料、消防施設に附帯する施設の使用料、高速道路に係る救急業務支弁金その他の歳入については、広域化前の例により取り扱うものとします。

## 8 その他必要な事項

(1) 広域化後の検討体制

広域化後においても、「自賄い方式」の解消に向けた検討など、引き続き効率的・効果的な消防力の充実強化を図るために、広域消防組合の中に、市町村長会議、副市町村長会議、担当課長会議（市町村の広域行政を担当する課長）、消防署長会議を設置し、協議の場を確保します。

なお、この協議に係る事務は、消防局において処理するものとします。

(2) システム等の整備

財務・会計システムなど、組織統合に伴い整備が必要となるものについては、帯広市のシステムの有効活用を図ります。

## 第4章 防災等に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携確保

#### (1) 消防団の位置付け

消防団は、火災等の災害活動のほか、火災予防啓発や応急手当の普及指導など、地域に密着した多様な活動を行うことから、広域化の対象外とされています。

また、その活動における報酬、出動手当、費用弁償旅費、退職報償金については、現行の消防本部や消防署単位で違いがあるものの、地域性やそれぞれの消防団と市町村が協議・調整、住民理解の上、整備されてきていることから、現行の制度を継続する必要があります。

このため、広域化後の消防団については、各市町村に位置付けるとともに、現行の組織体制や制度を受け継ぎ、市町村ごとに条例、規則等を整備することとします。

#### (2) 通常時の連携体制

ア 広域消防組合との連携・協力体制を確保するため、消防団との定期的な連絡会議等を開催します。

イ 消防団の事務は、市町村事務として、必要な経費については、当該市町村の負担とします。

なお、広域消防組合の消防職員を構成市町村の職員として併任し、当該消防職員が現行同様に事務を行うことにより、消防職員と消防団員の顔の見える緊密な関係を維持します。

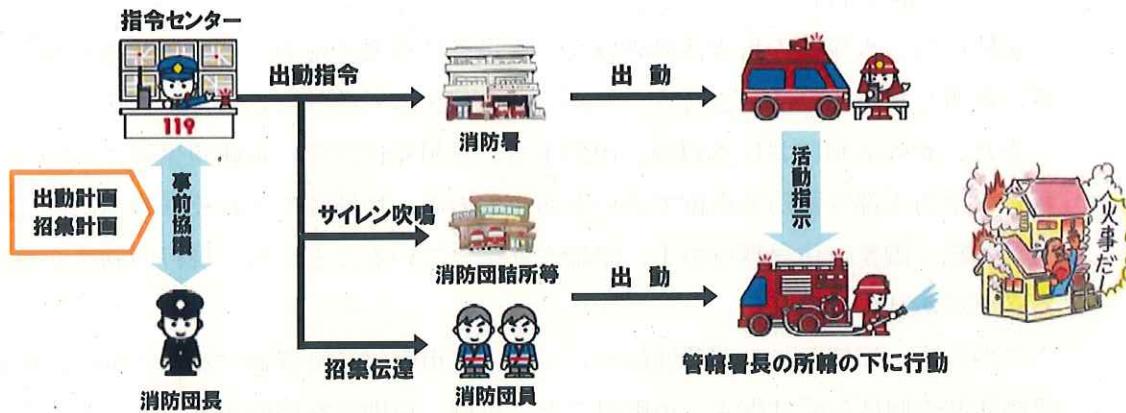


#### (3) 災害時の連絡体制

ア 消防団は、地元市町村を守ることを基本としているため、原則的に広域的な活動は行わないものとします。ただし、現行において、近隣市町村への応援や協定等により、管轄区域を越えて相互応援を行っている地域については、広域化後も同様に取り扱います。

イ 消防団に対する出動命令（招集）は、市町村長のほか、消防団との事前協議により計画を定め、この計画に基づき消防局長（指令センター）が行い、災害現場においては、管轄する消防署長の所轄の下に行動するものとします。

ウ 大規模災害などで複数の部隊が集結する場合は、消防局長の命を受けた指揮者が常備消防全体を指揮しますが、消防団は、管轄する消防署長の所轄の下に行動するものとします。



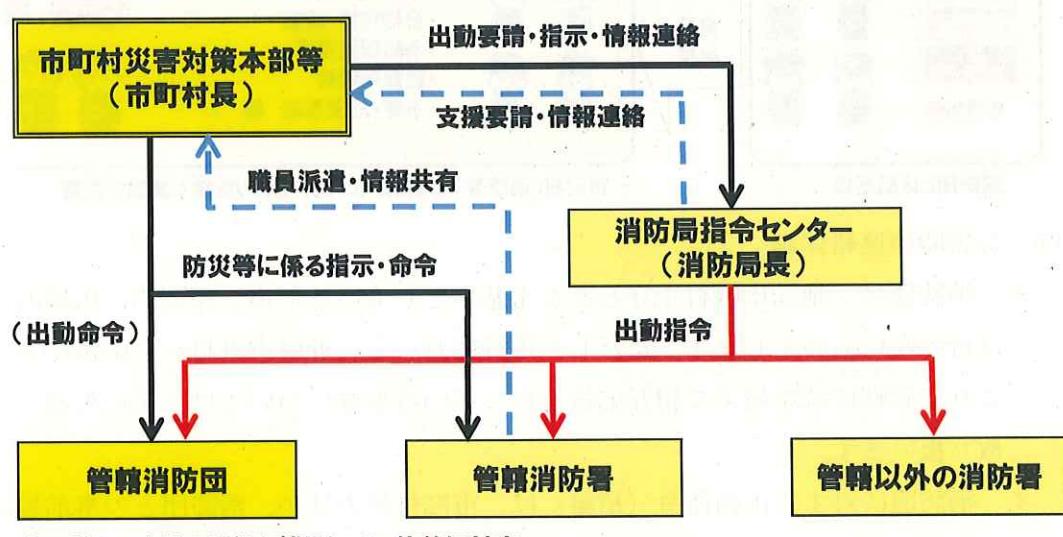
## 2 防災・国民保護担当部局との連携確保

### (1) 通常時の連絡・調整

市町村の防災・国民保護計画における消防機関の役割については、広域消防組合の消防職員が構成市町村の防災会議委員、国民保護協議会委員、災害対策本部員等として積極的に参画し、市町村の防災部局等との連携を図ります。

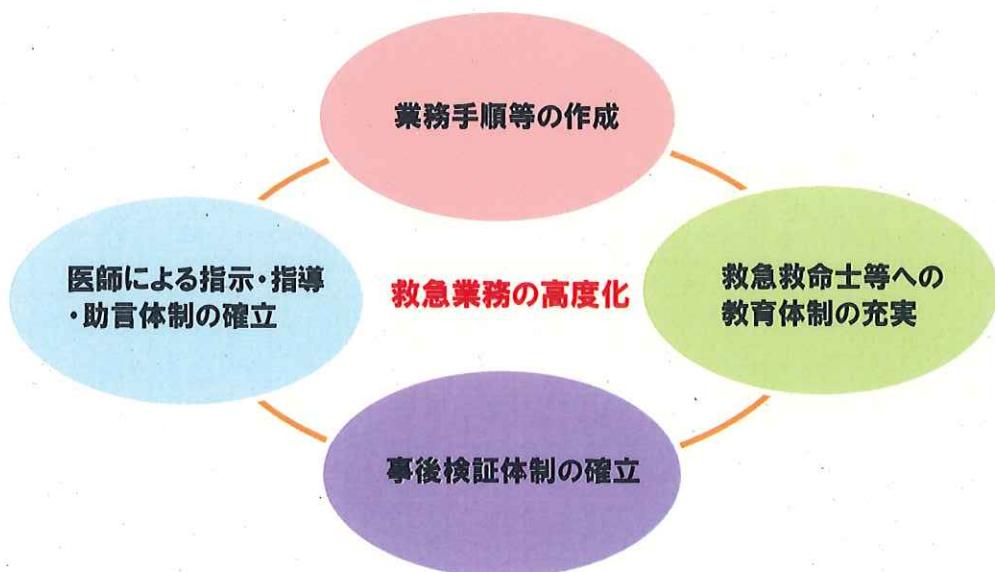
### (2) 非常時の連絡・調整

指令センターを活用して、市町村の防災部局等との連絡体制を常時確保するとともに、構成市町村に災害対策本部等が設置された場合は、広域消防組合の消防職員を派遣し、相互の情報共有を図るなど、一体となった活動を行います。



### 3 医療機関との連携

十勝圏メディカルコントロール協議会<sup>\*1</sup>を基本として協議する場を設け、救急の高度化及び救急搬送体制の強化並びに円滑化を図るものとします。



\*1 十勝圏メディカルコントロール協議会：北海道十勝総合振興局、管内 6 消防本部、地域医師会・医療機関で構成され、消防機関と医療機関の連絡調整、業務手順やマニュアル等の作成、医師による指示体制の整備、事後検証体制の確保並びに救急救命士の研修機会の確保に関する支援等の役割を担う機関。

# 十勝圏広域消防運営計画

【資料編】

## 市町村別議員定数表

(単位 人)

| ブロック | 市町村名 | 国勢調査人口<br>(H22) | 議員定数 |         |    |       |
|------|------|-----------------|------|---------|----|-------|
|      |      |                 | 均等割  | 議員定数人口割 | 合計 | ブロック別 |
| 帯広市  | 帯広市  | 168,057         | 1    | 9       | 10 | 10    |
| 北十勝  | 音更町  | 45,085          | 1    | 2       | 3  | 6     |
|      | 士幌町  | 6,416           | 1    |         | 1  |       |
|      | 上士幌町 | 5,080           | 1    |         | 1  |       |
|      | 鹿追町  | 5,702           | 1    |         | 1  |       |
| 西十勝  | 清水町  | 9,961           | 1    | 1       | 2  | 5     |
|      | 芽室町  | 18,905          | 1    | 1       | 2  |       |
|      | 新得町  | 6,653           | 1    |         | 1  |       |
| 南十勝  | 広尾町  | 7,881           | 1    | 1       | 2  | 5     |
|      | 大樹町  | 5,977           | 1    |         | 1  |       |
|      | 更別村  | 3,391           | 1    |         | 1  |       |
|      | 中札内村 | 4,006           | 1    |         | 1  |       |
| 東十勝  | 幕別町  | 26,547          | 1    | 2       | 3  | 7     |
|      | 池田町  | 7,527           | 1    | 1       | 2  |       |
|      | 豊頃町  | 3,394           | 1    |         | 1  |       |
|      | 浦幌町  | 5,460           | 1    |         | 1  |       |
| 池北   | 足寄町  | 7,630           | 1    | 1       | 2  | 5     |
|      | 本別町  | 8,275           | 1    | 1       | 2  |       |
|      | 陸別町  | 2,650           | 1    |         | 1  |       |
| 合計   |      | 348,597         | 19   | 19      | 38 | 38    |

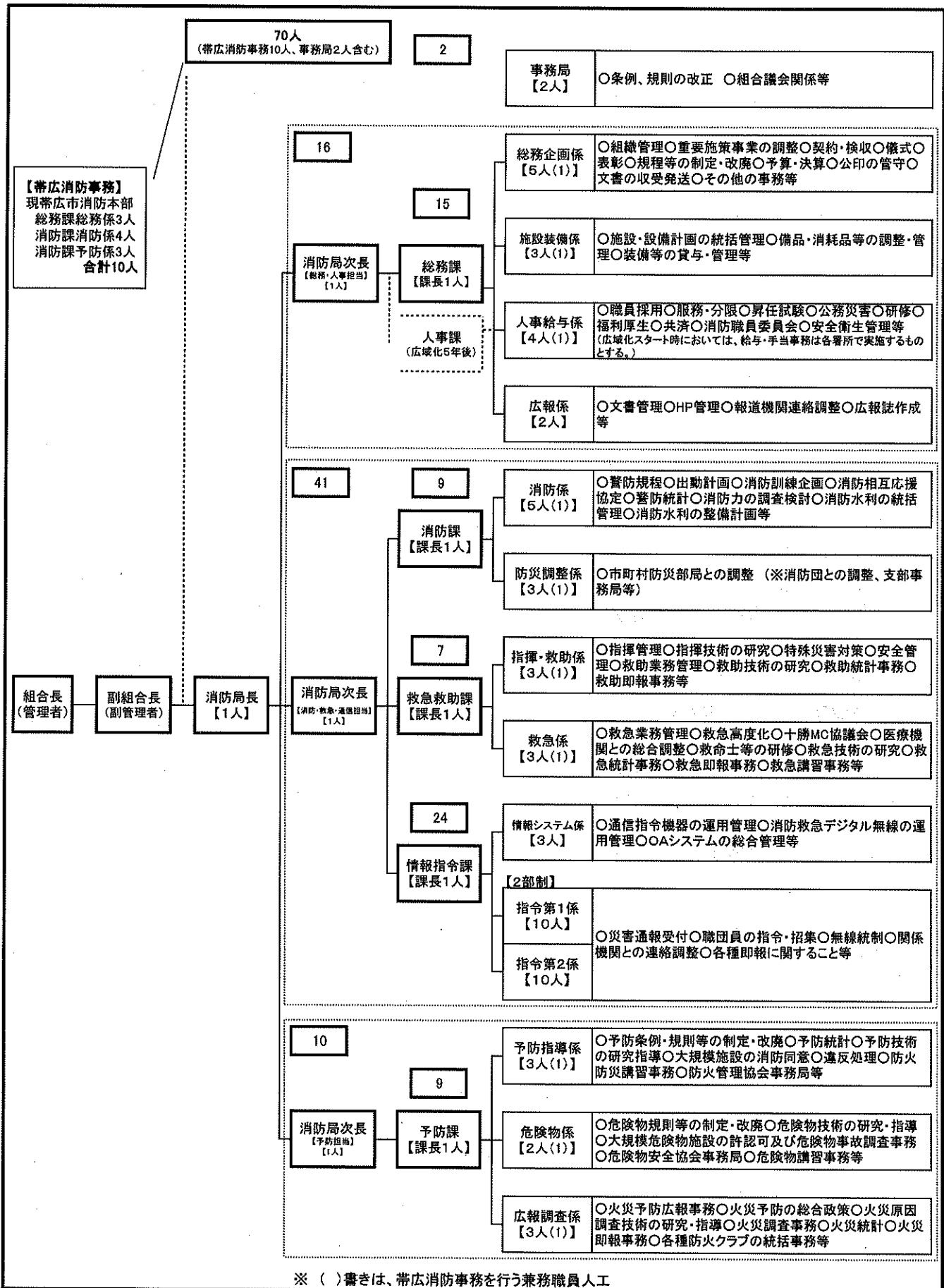
## 【議員定数人口割配分表】

| 人口                | 配分定数 |
|-------------------|------|
| 0 ~ 7000          | 0人   |
| 7001 ~ 25,000     | 1人   |
| 25,001 ~ 50,000   | 2人   |
| 50,001 ~ 100,000  | 5人   |
| 100,001 ~ 150,000 | 7人   |
| 150,001 ~ 200,000 | 9人   |

※1 表中の人口は、官報で公示された直近の国勢調査人口とする。

※2 表の議員定数人口割配分表による定数が38人と大きく乖離する場合、配分定数の見直しを行う。

## とかち広域消防局組織図



※ ( )書きは、帯広消防事務を行う兼務職員人工

## 組合長、消防局長、消防署長の事務権限

| 通常の災害については署長の権限とし、広域的な災害等については消防局長に移行する。              |     |      |      |
|---|-----|------|------|
| 事務事項  | 組合長 | 消防局長 | 消防署長 |
| 条例、規則、規約等の制定・改廃                                       | ◎   |      |      |
| 広域消防行政の基本方針の決定  | ◎   |      |      |
| 事業計画の策定及びその実施方針の決定                                    | ◎   |      |      |
| 組合議会に関すること  | ◎   |      |      |
| 給与等の決定  | ◎   |      |      |
| 服務に関すること  | ◎   |      |      |
| 賞罰その他重要な人事に関すること                                      | ◎   |      |      |
| 消防局長の進退、身分の決定   | ◎   |      |      |
| 消防長の出張命令、復命   | ◎   |      |      |
| 過料の決定   | ◎   |      |      |
| 消防賞じゅつ金の決定、給付   | ◎   |      |      |
| 消防職員の任免、分限、懲戒の決定                                      | ◎   | ○    |      |
| 条例、規則に基づく、規程等の制定・改廃                                   |     | ◎    |      |
| 規程に基づく要綱・要領等の制定・改廃                                    |     |      | ◎    |
| 【消防組織法関係】   |     |      |      |
| 消防署組織の決定  |     | ◎    |      |
| 消防局事務の統括及び消防職員の指揮監督                                   |     | ◎    |      |
| 消防署の事務の統括及び所属の消防職員の指揮監督                               |     |      | ◎    |
| 消防職員の任命(行為)   |     | ◎    |      |
| 消防職員委員会に関すること   |     | ◎    |      |
| 消防団に対する行動の所轄及び区域外行動の命令                                |     | ◎    | ○    |
| 市町村長が処理すべき各種事務の補助                                     |     | ◎    | ○    |
| 火災の予防、危険物、消防の設備等、火災の警戒、消火の活動、火災の調査、災害の警戒及び防ぎよ活動等の各種事務 |     | ◎    | ○    |
| 【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係】                        |     |      |      |
| 貯蔵施設等の設置の許可申請に対する意見書の添付                               |     | ◎    | ○    |
| 都道府県知事による許可、届出の受理等の通報の受理                              |     | ◎    |      |
| 都道府県知事に対する販売施設又は販売方法に係る措置の要請                          |     | ◎    |      |
| 【水防法関係】   |     |      |      |
| 水防活動についての各種事務   |     | ◎    | ○    |
| 水防管理者が処理すべき各種事務の補助                                    |     | ◎    | ○    |
| 【災害対策基本法関係】   |     |      |      |
| 市町村長が処理すべき各種事務の補助                                     |     | ◎    | ○    |
| 【石油コンビナート等災害防止法関係】                                    |     |      |      |
| 市町村長が処理すべき各種事務の補助                                     |     | ◎    | ○    |
| 【大規模地震対策特別措置法関係】                                      |     |      |      |
| 市町村長が処理すべき各種事務の補助                                     |     | ◎    | ○    |
| 【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)関係】               |     |      |      |
| 市町村長が処理すべき各種事務の補助                                     |     | ◎    | ○    |

※ ○印は、第一線的な事務(活動)の権限

## 広域化後引き継ぐ署所（21署・6出張所・8分遣所）

| 現消防本部      | 名称     | 所在地                  | 備考           |
|------------|--------|----------------------|--------------|
| 帯広市        | 帯広市消防署 | 帯広市西6条南6丁目3番地1       |              |
|            | 緑ヶ丘出張所 | 帯広市緑ヶ丘東通西1番地         |              |
|            | 西出張所   | 帯広市西19条北1丁目6番5号      |              |
|            | 南出張所   | 帯広市西17条南41丁目5番9号     |              |
|            | 大正出張所  | 帯広市大正本町西1条1丁目2番地の1   |              |
|            | 東出張所   | 帯広市東7条南11丁目1番地の3     |              |
|            | 森の里出張所 | 帯広市西22条南4丁目1番3       |              |
|            | 川西分遣所  | 帯広市清川町西2線128番地       |              |
| 北十勝消防事務組合  | 音更消防署  | 河東郡音更町木野西通16丁目1番地22  |              |
|            | 駒場分遣所  | 河東郡音更町駒場本通3丁目7番地     |              |
|            | 温泉分遣所  | 河東郡音更町十勝川温泉北12丁目1番地  |              |
|            | 士幌消防署  | 河東郡士幌町字士幌西2線161番地    |              |
|            | 上士幌消防署 | 河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地  |              |
|            | 鹿追消防署  | 河東郡鹿追町西町3丁目10番地      |              |
| 西十勝消防組合    | 清水消防署  | 上川郡清水町南1条4丁目10番地     | 平成28年4月移転改築  |
|            | 御影分遣所  | 上川郡清水町御影東1条3丁目20番地   |              |
|            | 芽室消防署  | 河西郡芽室町東2条3丁目1番地      |              |
|            | 新得消防署  | 上川郡新得町4条南3丁目1番地      |              |
|            | 屈足分遣所  | 上川郡新得町屈足柏町3丁目1番地     |              |
| 南十勝消防事務組合  | 広尾消防署  | 広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地     |              |
|            | 大樹消防署  | 広尾郡大樹町字下大樹224番地1     |              |
|            | 更別支署   | 河西郡更別村字更別南1線93番地の2   | 広域化後「消防署」に改称 |
|            | 中札内支署  | 河西郡中札内村大通南1丁目12番地    | 広域化後「消防署」に改称 |
| 東十勝消防事務組合  | 幕別消防署  | 中川郡幕別町錦町90番地         |              |
|            | 札内支署   | 中川郡幕別町札内中央町319番地9    |              |
|            | 忠類支署   | 中川郡幕別町忠類本町112番地      |              |
|            | 池田消防署  | 中川郡池田町字西2条11丁目1番地の12 |              |
|            | 豊頃消防署  | 中川郡豊頃町茂岩本町116番地      |              |
|            | 浦幌消防署  | 十勝郡浦幌町字桜町4番地3        |              |
|            | 厚内分遣所  | 十勝郡浦幌町字厚内2条通3丁目1番地   |              |
|            | 吉野分遣所  | 十勝郡浦幌町字吉野176番地の1     |              |
| 池北三町行政事務組合 | 上浦幌分遣所 | 十勝郡浦幌町字宝生165番地       |              |
|            | 足寄消防署  | 足寄郡足寄町北1条4丁目52番地     |              |
|            | 本別消防署  | 中川郡本別町北2丁目4番地1       |              |
|            | 陸別消防署  | 足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55    |              |

※ 分遣所は、常備職員が常駐する施設を対象とし、上記以外の施設は非常備扱いとする。

## 消防局の定員配置

(単位 人)

| 現行の消防本部 | 人数  | 調整  | 再人数       | とかち広域消防局 | 人数 | 増△減  |
|---------|-----|-----|-----------|----------|----|------|
| 総務関係    | 帯広市 | 10  |           | 10 消防局長  | 1  |      |
|         | 北十勝 | 5   |           | 5 消防局次長  | 1  |      |
|         | 西十勝 | 3   |           | 総務課      | 15 |      |
|         | 南十勝 | 4   |           |          |    |      |
|         | 東十勝 | 4   |           |          |    |      |
|         | 池 北 | 1   |           |          |    |      |
|         | 合 計 | 27  |           | 合 計      | 17 | △ 10 |
| 警防関係    | 帯広市 | 6   |           | 6 消防局次長  | 1  |      |
|         | 北十勝 | 2   |           | 消防課      | 9  |      |
|         | 西十勝 | 1   |           |          | 7  |      |
|         | 南十勝 | 1   |           |          |    |      |
|         | 東十勝 | 1   |           | 救急救助課    | 7  |      |
|         | 池 北 | 1   |           |          |    |      |
|         | 合 計 | 12  |           |          | 17 | 5    |
| 予防関係    | 帯広市 | 7   |           | 7 消防局次長  | 1  |      |
|         | 北十勝 | 1   |           | 予防課      | 9  |      |
|         | 西十勝 | 0   |           |          | 9  |      |
|         | 南十勝 | 1   |           |          |    |      |
|         | 東十勝 | 1   |           | 合 計      | 10 | 0    |
|         | 池 北 | 0   |           |          |    |      |
|         | 合 計 | 10  |           |          | 10 | 0    |
| 通信員     | 帯広市 | 19  |           | 情報指令課    | 24 |      |
|         | 北十勝 | 15  |           |          | 24 |      |
|         | 西十勝 | 9   | 町村は専任ではな  |          |    |      |
|         | 南十勝 | 18  | いため便宜上1/3 |          |    |      |
|         | 東十勝 | 12  | をカウント     |          |    |      |
|         | 池 北 | 9   |           |          |    |      |
|         | 合 計 | 82  |           | 合 計      | 24 | △ 16 |
| 総合計     |     | 131 |           | 総合計      | 68 | △ 21 |

※ 本部職員のうち10名は、帯広消防事務兼務職員とし、帯広市が人件費を負担する。

## 消防局派遣ローテーション

(単位 人)

| ブロック | 市町村  | 国勢調査<br>人口(H22) | 割合      | 現本部人数<br>+<br>通信員人数<br>A | 均等割+国調人口割(ドント方式) |     |             |     |
|------|------|-----------------|---------|--------------------------|------------------|-----|-------------|-----|
|      |      |                 |         |                          | 消防局合計人員 B        |     | 増減<br>(B-A) |     |
|      |      |                 |         |                          | 人口割              | 均等割 |             |     |
| 帯広市  | 帯広市  | 168,057         | 48.21%  | 42                       | 34               | 33  | 1           | -8  |
| 北十勝  | 音更町  | 45,085          | 12.93%  | 10                       | 7                | 6   | 1           | -3  |
|      | 士幌町  | 6,416           | 1.84%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 上士幌町 | 5,080           | 1.46%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 鹿追町  | 5,702           | 1.64%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 小計   | 62,283          | 17.87%  | 13                       | 10               | 6   | 4           | -3  |
| 西十勝  | 清水町  | 9,961           | 2.86%   | 5                        | 2                | 1   | 1           | -3  |
|      | 芽室町  | 18,905          | 5.42%   | 1                        | 3                | 2   | 1           | 2   |
|      | 新得町  | 6,653           | 1.91%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 小計   | 35,519          | 10.19%  | 7                        | 6                | 3   | 3           | -1  |
| 南十勝  | 広尾町  | 7,881           | 2.26%   | 8                        | 2                | 1   | 1           | -6  |
|      | 大樹町  | 5,977           | 1.71%   | 2                        | 1                | 0   | 1           | -1  |
|      | 更別村  | 3,391           | 0.97%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 中札内村 | 4,006           | 1.15%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 小計   | 21,255          | 6.10%   | 12                       | 5                | 1   | 4           | -7  |
| 東十勝  | 幕別町  | 26,547          | 7.62%   | 7                        | 4                | 3   | 1           | -3  |
|      | 池田町  | 7,527           | 2.16%   | 1                        | 2                | 1   | 1           | 1   |
|      | 豊頃町  | 3,394           | 0.97%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 浦幌町  | 5,460           | 1.57%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 小計   | 42,928          | 12.31%  | 10                       | 8                | 4   | 4           | -2  |
| 池北三町 | 足寄町  | 7,630           | 2.19%   | 3                        | 2                | 1   | 1           | -1  |
|      | 本別町  | 8,275           | 2.37%   | 1                        | 2                | 1   | 1           | 1   |
|      | 陸別町  | 2,650           | 0.76%   | 1                        | 1                | 0   | 1           | 0   |
|      | 小計   | 18,555          | 5.32%   | 5                        | 5                | 2   | 3           | 0   |
| 合 計  |      | 348,597         | 100.00% | 89                       | 68               | 49  | 19          | -21 |

## 備考

- 1 人口割対象人員  
消防局人員68人 - 市町村均等割19人 - 帯広市100%負担人員10人 = 39人
- 2 帯広市派遣人員  
人口割(ドント方式)23人 + 帯広市100%負担人員10人 + 均等割1人 = 34人
- 3 人口割配分対象市町村  
帯広市国調人口(H22)168,057人 ÷ 23 ≈ 7,307人  
ドント方式による人口割の配分があるのは人口7,307人以上の市町村

※ 表中の人口は、官報で公示された直近の国勢調査人口とする。

なお、国調人口割(ドント方式)等により、派遣職員数が増減する場合、派遣期間等を考慮し、派遣人数の調整を行う。

## 広域化後の予防事務の取扱い

| 区分       | 事務事業            | 法令上の権限者        | 関係法令(消防法)        | 帯広市の現況 |      | 町村の現況 |      | 広域化後 |      | 説明   | 統一する関係規程等   |
|----------|-----------------|----------------|------------------|--------|------|-------|------|------|------|--|---|
|          |                 |                |                  | 消防長権限  | 署長権限 | 消防長権限 | 署長権限 | 局長権限 | 署長権限 |  |   |
| 消防用設備等   | 建築申請の消防同意事務     | 消防長・署長         | 法第7              | ◎      |      |       | ◎    | ◎    | ◎    | 現状のまま局・各署において同意事務を扱う。大規模・特殊建築物等は局と協議を行う。                       | 火災予防条例  |
|          | 消防用設備等の着工・設置届出  | 消防長・署長         | 法第17の3の2         | ◎      | ◎    |       | ◎    | ◎    | ◎    | 届出にかかる業者が帯広市に集中しているため、局で届出可能とし、設置検査は建物規模により局・署合同とする。           |   |
| 危険物      | 危険物許認可事務・届出事務   | 市町村長           | 法第11<br>法第10     | ◎      |      |       | ◎    | ◎    | ◎    | 現状のまま局・各署において許認可事務を扱う。軽微な変更及び届出は局で届出可能とし、完成検査は建物規模により局・署合同とする。 | 火災予防規程<br>火災予防事務処理要綱<br>危険物の規制に関する規則  |
|          | 危険物事故調査事務       | 市町村長           | 法第16の3の2         | ◎      |      |       | ◎    | ◎    | ◎    | 事故の規模により、局・署合同とする。   |   |
| 査察等      | 立入検査(防火対象物・危険物) | 消防長・署長         | 法第4              |        | ◎    |       | ◎    |      | ◎    | 現状のまま各署において立入検査を行う。  | 危険物審査基準<br>違反処理規程   |
|          | 違反処理            | 消防長・署長<br>市町村長 | 法第3・5<br>法第10~16 | ◎      | ◎    |       | ◎    | ◎    | ◎    | 処理区分により、各署から局扱いへと移行する。   |   |
| 防火管理     | 防火対象物定期点検同特例認定  | 消防長・署長         | 法第8の2の2-3        |        | ◎    |       | ◎    |      | ◎    | 現状のまま各署において行う。   |   |
| 予防広報・指導等 | 火災予防広報・指導等      |                |                  | ◎      | ◎    |       | ◎    | ◎    | ◎    | 局において指針を定め、各署において行う。   |   |
|          | 避難訓練等           |                |                  |        | ◎    |       | ◎    |      | ◎    | 現状のまま各署において行う。   |   |
| 火災関係     | 火災原因調査事務        | 消防長・署長         | 法第31             | ◎      |      |       | ◎    | ◎    | ◎    | 火災の規模により、局・署合同とする。   | 火災調査規程<br>(局が行う原因調査)<br>・死者が出たもの<br>・焼失面積1,000m <sup>2</sup> 以上の火災<br>・特異火災<br>・社会的影響がある火災等 |
|          | 罹災証明発行          |                |                  | ◎      |      |       | ◎    |      | ◎    | 現状のまま各署において行う。   |   |
| 届出       | 法・条例等に基づく届出     | 消防長・署長         | 法第9の3<br>条例68~72 | ◎      | ◎    |       | ◎    | ◎    | ◎    | 局・各署で受理可能とする。  | 火災予防条例  |
| 統計       | 統計調査報告等         | 消防長            |                  | ◎      |      | ◎     |      | ◎    |      | 局で集約し、報告する。  |   |
| 各種講習     | 防火管理講習(新・再)     |                |                  | ◎      |      | ◎     |      | ◎    |      | 局で実施する。  |   |
|          | 防災管理講習(新・再)     |                |                  | ◎      |      |       |      | ◎    |      | 局で実施する。  |   |
|          | 危険物保安講習         | 知事             | 法第13の23          | ◎      |      |       |      | ◎    |      | 局で対応する。  |   |
|          | 危険物準備講習         | 危険物安全協会        |                  | ◎      |      |       |      | ◎    |      | 危険物安全協会(局)で実施する。   |   |
|          | 石油燃焼機器講習        | 日本石油燃焼機器保守協会   |                  | ◎      |      |       |      | ◎    |      | 局で対応する。  |   |
| 各種団体     | 防火管理協会          |                |                  | ◎      |      |       | ◎    | ◎    | ◎    | 組織、事務体制ともに現行どおりとする。  |   |
|          | 危険物安全協会         |                |                  | ◎      |      |       | ◎    | ◎    | ◎    |  |   |
|          | 防火クラブ           |                |                  | ◎      | ◎    | ◎     | ◎    | ◎    | ◎    |  |   |

## 十勝圏消防の広域化に係るこれまでの主な取り組み

### 消防の広域化の検討に至る経過

#### ○～平成20年度

- 平成 11 年 9 月 8 日** 広域行政体制整備検討会の設置  
 ○構成: 十勝圏複合事務組合助役・市町村助役・十勝町村会事務局長・  
     北海道十勝支庁地域政策部長  
 ○内容: より効率的な消防体制の構築のため、今後の広域消防のあり方を  
     検討 → 各消防事務組合と構成市町村間で協議が必要
- 平成 15 年 10 月 16 日** 電波法関係審査基準の改正(消防救急無線デジタル化)  
 ○内容: 現行のアナログ周波数(150MHz帯)の使用期限を平成28年5月31  
     日までとし、期限内にデジタル方式(260MHz帯)に移行
- 平成 16 年 8 月 9 日** 十勝圏広域連携検討会の設置  
 ○構成: 十勝圏複合事務組合助役・市町村助役・十勝町村会事務局長・  
     北海道十勝支庁地域政策部長  
 ○内容: 消防、介護保険、市町村税滞納整理、国民健康保険の4分野の広域  
     連携の可能性について検討
- 平成 17 年 11 月 28 日** 十勝圏広域連携検討会による報告書とりまとめ  
 ○内容: 別途協議機関を設けて、消防救急無線デジタル化の共同整備の推進  
     及び指令業務の共同運用のほか、引き続き組織の広域再編の検討
- 平成 18 年 4 月 10 日** 十勝圏消防広域連携推進協議会を設置  
 ○構成: 十勝管内6消防本部消防長・北海道十勝支庁参事  
 ○内容: 消防救急無線のデジタル化推進、消防救急無線の広域化・共同化、  
     指令業務の共同運用及び消防本部の広域再編の調査・研究
- 平成 18 年 6 月 14 日** 消防組織法の一部改正  
 ○内容: 市町村の自主的な消防の広域化を推進
- 平成 18 年 7 月 12 日** 市町村の消防の広域化に関する基本指針(消防庁告示)  
 ○内容: 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な指針
- 平成 20 年 3 月** 北海道消防広域化推進計画  
 ○内容: 第二次保健医療福祉圏の組合せで広域化(十勝は1圏域)
- 平成 20 年 3 月** 十勝圏消防広域連携推進協議会による調査・研修報告書とりまとめ  
 ○内容: 広域連携の意義、課題、方向性等の検討、消防救急無線デジタル  
     化と指令業務の共同化に係る試算等を行い一定の有用性を確認、  
     今後、専任体制による具体的な検討体制が必要
- 平成 20 年 5 月 19 日** 帯広市と十勝町村会の意見交換  
**7 月 25 日** ○内容: 新たな検討体制など今後の進め方について協議
- 平成 20 年 8 月 12 日** 十勝圏広域連携推進検討会議の設置  
 ○構成: 帯広市・十勝町村会・十勝圏複合事務組合・北海道十勝支庁  
 ○内容: 十勝圏消防広域連携推進協議会を検討会議の下に位置づけ、今後  
     の進め方を検討する準備会を同協議会に設置
- 平成 20 年 11 月 28 日** 十勝圏広域連携推進検討会議・市町村長会議  
 ○内容: 準備会の検討結果を踏まえ、平成21年度から十勝圏複合事務組  
     合に臨時組織を設置し、消防の広域化に向けた事務を推進

## 消防広域推進室設置後の主な検討経過

### ○平成21年度

- 平成 21 年 4 月 1 日 **十勝圏複合事務組合・消防広域推進室設置**  
○組織：事務局兼務職員2名、市町村等から派遣職員3名の5名体制  
○内容：十勝圏消防の広域化に向けた検討に着手
- 平成 21 年 4 月 28 日 **十勝圏複合事務組合企画課長会議**  
○行政と消防の立場から検討するため、19市町村から消防広域推進担当課長（広域行政を担当する課長）と消防広域推進消防署（支署）長を選任
- 平成 21 年 10 月 30 日 **平成21年度第1回市町村長会議**  
○「十勝圏消防広域化報告書（案）」、「十勝圏における常備消防力の配置基準（骨格案）」、「大まかな方向性」を市町村に提案
- 平成 21 年 1 月 22 日 **平成21年度第2回市町村長会議**  
○平成25年1月運用開始を目指すことを含む「おおまかな方向性」を確認
- 平成 22 年 3 月 12 日 **住民意向調査の実施**  
～ 3 月 29 日 ○十勝管内19市町村に住所を有する20歳以上の方（調査人数6,000人）を対象に、消防への期待などについて住民意向調査を実施
- 平成 22 年 3 月 12 日 **消防職員アンケートの実施**  
～ 3 月 31 日 ○十勝管内消防職員684人に対して広域化に対する期待や懸念などについてアンケートを実施

### <会議開催状況>

|                |    |
|----------------|----|
| 消防広域推進「担当課長」会議 | 2回 |
| 消防広域推進「署長」会議   | 2回 |
| 消防広域推進「全体」会議   | 3回 |
| 管内消防長会議        | 2回 |
| 副市町村長会議        | 3回 |
| 市町村長会議         | 2回 |

### ○平成22年度

- 平成 22 年 4 月 **ワーキンググループの設置**  
○消防広域推進担当課長会議及び署長会議の下に警防、予防、通信、行財政、職員の5つのWGを設置し、6消防本部のブロックから各委員を選任
- 平成 23 年 2 月 8 日 **平成22年度第1回市町村長会議**  
○広域化の方法、時期、費用分担方法など、消防広域化に向けた検討課題の調整案（骨格）14項目の確認

### <会議開催状況>

|                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 消防広域推進「担当課長」会議 | 3回                             |
| 消防広域推進「署長」会議   | 4回                             |
| →ワーキンググループ会議   | 27回（行財政6回、職員4回、警防8回、予防2回、通信7回） |
| 管内消防長会議        | 1回                             |
| 副市町村長会議        | 2回                             |
| 市町村長会議         | 1回                             |

## ○平成23年度

- 平成 23 年 5 月 19 日 平成23年度第1回副市町村長会議  
○「(仮称)十勝圏広域消防運営計画(素案たたき台)」を作成、市町村での内容確認・協議を経て意見を計画案に反映していくことを提案
- 平成 23 年 7 月 4 日 ブロック別意見交換(副市町村長)  
～ 7 月 8 日 ○「(仮称)十勝圏広域消防運営計画(素案たたき台)」について、自賄い方式の解消に対する市町村間の認識の相違の確認
- 平成 23 年 8 月 10 日 平成23年度第1回市町村長会議  
○自賄い解消に対する温度差はあるが、広域化に反対意見はないことを確認  
○消防救急無線のデジタル化の検討を先行させることを確認
- 平成 23 年 8 月 29 日 平成23年度第3回副市町村長会議  
○平成24年度に基本設計(電波伝搬調査含む)を行うことを確認  
○「自賄い解消検討シート」を項目ごとに作成し協議していくことを確認
- 平成 23 年 10 月 18 日 平成23年度第2回市町村長会議  
○「自賄い解消検討シート」による市町村意見の確認  
○消防救急無線デジタル化整備費用試算、整備スケジュールを確認
- 平成 23 年 11 月 19 日 平成23年度第3回市町村長会議  
○平成25年1月1日の広域化実現は困難と判断し、スケジュールの見直し
- 平成 23 年 12 月 21 日 平成23年度第4回市町村長会議  
○消防救急デジタル無線基本設計について、平成24年度に5消防組合が帯広市に事務を委託することにより共同で実施することを確認
- 平成 24 年 2 月 14 日 平成23年度第7回副市町村長会議  
○「自賄い解消」に係る19項目の方向性について、十勝圏複合事務組合副組合長と十勝副町村長会正副会長で協議し、原案を作成することを確認
- 平成 24 年 2 月 16 日 平成23年度第5回市町村長会議  
○広域化の時期を平成28年4月1日に見直し検討を進めることを確認
- 平成 24 年 2 月 24 日 平成23年度第6回市町村長会議  
○今後の協議の進め方について、十勝圏複合事務組合長と十勝町村会正副会長が副市町村長レベルでまとめた原案を調整していくことを確認

## <会議開催状況>

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 消防広域推進「担当課長」会議 | 4回                            |
| 消防広域推進「署長」会議   | 5回                            |
| →ワーキンググループ会議   | 8回(行財政2回、職員1回、警防1回、予防0回、通信4回) |
| 管内消防長会議        | 2回                            |
| ブロック別副市町村長会議   | 1回                            |
| 副市町村長会議        | 7回                            |
| 市町村長会議         | 6回                            |

○平成24年度

- 平成 24 年 4 月 4 日      十勝圏複合事務組合副組合長と十勝副町村長会正副会長との協議  
○自賄い解消に係る19項目に新たな検討項目を加え「十勝圏広域消防のスタート時の姿(調整案たたき台)」の原案作成
- 平成 24 年 5 月 2 日      十勝圏複合事務組合組合長と十勝町村会正副会長との協議  
○「十勝圏広域消防のスタート時の姿(調整案たたき台)」について、市町村長会議、副市町村長会議への提案を確認
- 平成 24 年 6 月 4 日      平成24年度第1回市町村長会議  
○「十勝圏広域消防のスタート時の姿(調整案たたき台)」を承認、各調整項目をそれぞれのレベルの会議で検討・調整することを確認  
○平成28年4月1日広域化実現に向けたスケジュールを確認
- 平成 24 年 10 月 30 日      平成24年度第2回市町村長会議  
○「十勝圏広域消防スタート時の姿」の確認  
○消防救急デジタル無線基本設計(中間報告)の確認  
○消防救急デジタル無線及び高機能指令センターの共同整備の確認
- 平成 24 年 11 月 15 日      消防広域推進署長会議専門部会の設置  
○消防広域推進署長会議の中に、総務・運営・通信の3つの専門部会を設置
- 平成 25 年 2 月 12 日      平成24年度第3回市町村長会議  
○消防救急デジタル無線基本設計(最終報告)の確認  
○消防救急デジタル無線実施設計の手法、業務体制、負担割合等を確認

<会議開催状況>

|                |  |
|----------------|--|
| 消防広域推進「担当課長」会議 | 4回                                     |
| 消防広域推進「署長」会議   | 7回                                     |
| →署長専門部会        | 12回(総務3回、運営5回、通信4回)                    |
| 管内消防長会議        | 3回                                     |
| ブロック別会議        | 3回(署長会議1回、消防長・署長・担当課長合同会議1回、副市町村長会議1回) |
| 副市町村長会議        | 3回                                     |
| 市町村長会議         | 3回                                     |

○平成25年度(広域消防運営計画着手まで)

- 平成 25 年 5 月 13 日      平成25年度第1回市町村長会議  
○消防広域化による財政シミュレーションの確認
- 平成 25 年 8 月 7 日      平成25年度第2回市町村長会議  
○消防広域運営計画の策定着手の確認

<会議開催状況>

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 消防広域推進「担当課長」会議 | 2回                 |
| 消防広域推進「署長」会議   | 2回                 |
| →専門部会          | 6回(総務1回、運営3回、通信2回) |
| 管内消防長会議        | 2回                 |
| 副市町村長会議        | 2回                 |
| 市町村長会議         | 2回                 |

## 参考資料2

## とかち広域消防 財政シミュレーション(平成25年5月実施)

## 【ソフト事業分・事業費ベース(H27~37累計)】

(単位:千円)

| 市町村名  | 現行6消防本部            |            |              | 広域消防組合             |            |              | 増減<br>G(F-C) |
|-------|--------------------|------------|--------------|--------------------|------------|--------------|--------------|
|       | 議会・監査<br>委員費等<br>A | 本部運営費<br>B | 合計<br>C(A+B) | 議会・監査<br>委員費等<br>D | 本部運営費<br>E | 合計<br>F(D+E) |              |
| 帶広市   | 0                  | 3,261,970  | 3,261,970    | 4,240              | 2,554,833  | 2,559,073    | -702,897     |
| 音更町   | 3,320              | 849,080    | 852,400      | 1,220              | 549,252    | 550,472      | -301,928     |
| 士幌町   | 3,320              | 132,670    | 135,990      | 270                | 117,092    | 117,362      | -18,628      |
| 上士幌町  | 3,320              | 136,020    | 139,340      | 230                | 103,535    | 103,765      | -35,575      |
| 鹿追町   | 3,320              | 132,010    | 135,330      | 250                | 109,586    | 109,836      | -25,494      |
| 清水町   | 2,070              | 226,110    | 228,180      | 360                | 153,562    | 153,922      | -74,258      |
| 芽室町   | 2,200              | 254,800    | 257,000      | 580                | 246,739    | 247,319      | -9,681       |
| 新得町   | 1,930              | 201,400    | 203,330      | 280                | 118,707    | 118,987      | -84,343      |
| 広尾町   | 3,020              | 390,260    | 393,280      | 310                | 142,481    | 142,791      | -250,489     |
| 大樹町   | 2,780              | 301,750    | 304,540      | 260                | 112,159    | 112,419      | -182,121     |
| 更別村   | 2,000              | 150,360    | 152,360      | 190                | 84,978     | 85,168       | -67,192      |
| 中札内村  | 2,170              | 166,010    | 168,180      | 210                | 91,142     | 91,352       | -78,828      |
| 幕別町   | 2,620              | 441,170    | 443,790      | 770                | 335,571    | 336,341      | -107,449     |
| 池田町   | 1,610              | 185,780    | 187,390      | 300                | 127,721    | 128,021      | -59,389      |
| 豊頃町   | 1,440              | 147,350    | 148,790      | 190                | 84,519     | 84,709       | -84,081      |
| 浦幌町   | 1,530              | 166,650    | 168,180      | 240                | 106,236    | 106,476      | -61,704      |
| 足寄町   | 3,050              | 196,290    | 199,340      | 310                | 137,592    | 137,902      | -61,438      |
| 本別町   | 3,050              | 201,800    | 204,850      | 320                | 139,889    | 140,209      | -64,641      |
| 陸別町   | 3,050              | 131,600    | 134,650      | 180                | 78,047     | 78,227       | -58,423      |
| 十勝圏合計 | 45,810             | 7,673,080  | 7,718,890    | 10,710             | 5,393,641  | 5,404,351    | -2,314,539   |

※ H27年度に発生する経費として、広域化準備経費を含む。

※ 現行消防本部の本部運営費(B欄)からは、現行の指令に係る維持管理経費を除いており、広域消防組合の本部運営費(F欄)からは、高機能指令センターに係る維持管理経費を除いている。

## 【ハード事業・事業費ベース(H25~37累計)】

(単位:千円)

| 市町村名  | デジタル単独整備  |            |              | デジタル共同整備  |            |              | 増減<br>G(F-C) | 高機能指令センター |            |              |
|-------|-----------|------------|--------------|-----------|------------|--------------|--------------|-----------|------------|--------------|
|       | 整備費<br>A  | 維持管理費<br>B | 合計<br>C(A+B) | 整備費<br>D  | 維持管理費<br>E | 合計<br>F(D+E) |              | 整備費<br>H  | 維持管理費<br>I | 合計<br>J(H+I) |
| 帶広市   | 297,023   | 32,080     | 329,103      | 255,404   | 28,940     | 284,344      | -44,759      | 312,254   | 144,390    | 456,644      |
| 音更町   | 224,698   | 28,360     | 253,058      | 186,155   | 26,560     | 212,715      | -40,343      | 71,352    | 25,640     | 96,992       |
| 士幌町   | 181,370   | 25,080     | 206,450      | 133,727   | 20,940     | 154,667      | -51,783      | 33,248    | 14,570     | 47,818       |
| 上士幌町  | 312,134   | 53,370     | 365,504      | 230,684   | 36,970     | 267,654      | -97,850      | 24,866    | 10,100     | 34,966       |
| 鹿追町   | 167,447   | 22,890     | 190,337      | 127,588   | 20,470     | 148,058      | -42,279      | 27,818    | 11,720     | 39,538       |
| 清水町   | 270,679   | 44,940     | 315,619      | 197,398   | 30,380     | 227,778      | -87,841      | 41,173    | 17,650     | 58,823       |
| 芽室町   | 336,226   | 51,930     | 388,156      | 257,009   | 39,740     | 296,740      | -91,407      | 41,082    | 15,310     | 56,382       |
| 新得町   | 267,287   | 41,200     | 308,487      | 191,130   | 30,500     | 221,630      | -86,857      | 34,773    | 15,110     | 49,883       |
| 広尾町   | 356,597   | 54,640     | 411,237      | 259,625   | 39,600     | 299,225      | -112,012     | 34,308    | 14,270     | 48,578       |
| 大樹町   | 161,725   | 21,740     | 183,465      | 118,607   | 20,120     | 138,727      | -44,738      | 28,064    | 11,670     | 39,734       |
| 更別村   | 170,869   | 25,610     | 196,479      | 122,360   | 21,520     | 143,880      | -52,589      | 20,519    | 8,150      | 28,669       |
| 中札内村  | 175,461   | 24,890     | 200,351      | 123,742   | 21,850     | 145,592      | -54,759      | 23,905    | 9,790      | 33,695       |
| 幕別町   | 639,689   | 115,840    | 755,529      | 449,443   | 64,400     | 513,843      | -241,686     | 82,002    | 37,790     | 119,792      |
| 池田町   | 326,968   | 50,540     | 377,508      | 242,742   | 36,680     | 278,422      | -98,088      | 28,069    | 10,530     | 38,598       |
| 豊頃町   | 288,872   | 35,440     | 324,312      | 216,216   | 32,430     | 248,648      | -75,668      | 24,372    | 9,200      | 33,572       |
| 浦幌町   | 604,095   | 103,300    | 707,395      | 429,830   | 63,640     | 493,470      | -213,925     | 27,793    | 12,190     | 39,983       |
| 足寄町   | 232,054   | 33,300     | 265,354      | 163,634   | 25,660     | 189,294      | -76,080      | 31,938    | 13,610     | 45,548       |
| 本別町   | 165,487   | 22,990     | 188,477      | 126,180   | 19,990     | 146,170      | -42,307      | 29,429    | 11,610     | 41,039       |
| 陸別町   | 156,898   | 20,850     | 177,748      | 113,533   | 18,850     | 132,383      | -45,365      | 23,706    | 9,110      | 32,816       |
| 十勝圏合計 | 5,335,579 | 808,990    | 6,144,569    | 3,945,007 | 599,240    | 4,544,247    | -1,600,322   | 940,671   | 402,410    | 1,343,081    |